

332
142

縣民讀本

神奈川縣

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10¹⁸m 1 2 3 4 5

始



神奈川縣管内圖

昭和五年八月現

- 例 凡
- 鐵道及車站
 - 同軌府國郡市町村
 - 未成線
 - 縣界
 - 市界
 - 川
 - 道
 - 自動車運轉道
 - 同上



縮尺四十分之一



特 216
957



縣民讀本

神奈川縣



縣歌

一 村々びゆる高橋にけりたる麓
 装ひ新し成りたる街
 百船つとく港を見ゆる
 カぞ葉や神奈川縣を
 いざぐ同胞努めむいづ

二 武蔵の相模にしろる沃野
 美なりし榮ゆるとく
 實りし實りし四畑を見ゆる
 愛して拓き神奈川縣を
 いざぐ同胞努めむいづ

三 撓まぬわが志の程とを
 歴史を照らす雄々しき功績
 希に望み輝く前途を見ゆる
 正義と興せむ神奈川縣を
 いざぐ同胞努めむいづ

序

神奈川縣は一の自治團體である。一の有機體である。既に一個獨立の有機體たる以上はそれ自身の使命が無くてはならぬ。果して然らば我が神奈川縣の使命は何であるか。我々は如何にして生くべきか。如何にして此の使命を全くすべきか。これは百五十萬人の縣民全部が自覺し、體得し、實行していかなければならぬ大題目である。其の自覺を促し、其の認識を的確にせんが爲に、茲に縣民讀本が生れ出たのである。

神奈川縣は帝都に近い。帝都に近いことは本縣の誇であり、又本縣の特色である。然しながら神奈川縣は決して東京府の

附屬物ではない。如何に交通機關が發達して、恰も東京市の郊外であるが如き觀を呈して居つても、儼然たる一個の獨立體である。例へば我が縣は過般の震災の結果莫大なる負債を生じた。我々の負債額は東京府民の負債額と比較にならぬ巨額であるが、東京府民は決して一錢たりとも我々の負債を償却しては呉れないのである。故に神奈川縣民たる者は、東京府民よりは別段の覺悟と別段の努力とを要することは自ら明瞭である。元來日本人はとかく事大思想が強い、一にも帝都、二にも帝都で、之に盲從する嫌があつて、地方には地方の特色を發揮し、或點に於ては帝都に見ること能はざる特色を具へて、之によつて帝國文化の深みと廣さを増すこと、これが眞に國家

に貢獻する所以であることを知らない。予は此の意味に於て地方分權を高唱する。

我が神奈川縣は鎌倉時代に於ても、明治維新前後に於ても、實に我が國三府四十三縣中、常に時代の優勝者、文化の先覺者であつたのであるから、其の子孫たる今日の神奈川縣民は深く我が縣の歴史と地理とに顧みて益々其の特色を發揮し、之によつて國家の進運に貢獻せんとする所の大なる抱負と覺悟とを持つて其の目的に猛進して欲しいのである。

協調諸和・共存共榮は團體生活の理想であり、又其の基調である。近時交通の發達文運の進化に伴なひ益々其の感を深くせしむるものがある。而して協調諸和は相互の理解より起り、

共存共榮は利害の共通なるに基づく。小なる團體にありては此の關係の自覺は誠に容易である。然るに神奈川縣の如き尨大なる團體に至つては團體員の數量も多く、其の品質も種々雜多である上に、團體の地域廣濶にして日夕顔を合はず譯にも行かない。随つて相互の理解が容易でなく、又其の利害も時に一見相反するが如き觀を呈する場合も少くない。故に其の融和統一は至難の業であつて、爲政者先覺者の努力に俟つ事が頗る多いのはいふまでもなく、實に縣民全體の協力を要するのである。是に於て團體員たる縣民相互の理解を増す爲に縣と云ふ團體の歴史・地理・宗教・人物等精神的生活の過去と現在とを詳かにし、又其の利害の共通なる所以を悟らしむる爲

に、財政・經濟・産業等の物質的生活の現状を知悉せしむるは蓋し公民教育・社會教育として必須の事項たること、信ずる。予が縣民讀本の編纂を思ひ立つた主旨も亦茲に存する。希くは本書が叙上の目的を達する上に於て裨益する所あらんことを。

昭和五年九月

神奈川縣知事 山 縣 治 郎 識

例 言

- 一 此の縣民讀本編纂事業は、長官の發意により、畏き邊からの御下賜金を資源として計畫したもので、極めて有意義な企と思惟する。
- 一 本書は長官の序文の趣旨を體し、廳員及び廳外委員の原稿を輯め、章節の順序配列に就いては、一々長官の指揮を仰いで編纂したのであるが、始めての企であり、僅々五ヶ月間に脱稿したものであるから、材料の取捨議論の筋道等に於ては、尙研究の餘地が少くなく、又文體用語等に於ても、聊か統一を缺くの憾もあつて、長官の期待に背くことが多いと思ふが、これ等は版を改むるに随ひ、益々材料を精選し、議論文章を洗練推敲して、將來の完璧を期する覺悟である。

一 本書の編纂には、長官は洵に熱心であつて、或は執筆者に注意を與へ、或は筆を執つて修正を加へられ、中には殆ど書改められた章もあるが、何分公務多端の爲、全部に亘つて校閲斧正を仰ぐことを得なかつたのは、甚だ遺憾の次第である。

一 本書は編纂の本旨に従ひ、文學的記事よりも、實科的記事に重きを置き本縣の實相を傳へることを主眼とした。

一 「郷土の偉人」の章に於ては、専ら過去の偉人のみに止め、現存者には及ばなかつた。

一 度量衡に關してはメートル法を採用した。

一 本書は、勿論縣民全體の愛讀を切望するのであるが、當初其の程度は實業補習學校青年訓練所生徒、男女青年團員並びに中等學校生徒等を目標とした

ものである。然るに材料の蒐集に隨ひ、専門的記事も頗る多く加はつたので、町村長、町村吏員、中小學校長、教員、其の他一般有識者に取りても、好個の參考書たることゝ信ずる。

一 本書の編纂に關しては、廳内に在りては主として教務課員之に當り、各部課に關する事項に就いては、當該課長及び課員之を執筆し、廳外に在りては大野佐吉、藤田哲二、石野瑛、稻木時次郎、香川幹一の五氏が、各分擔を定めて、公務の傍、熱心に助力せられたのである。

昭和五年九月

神奈川縣教務課長 村上 寛記

縣民讀本目次

一	總	說	：	：	：	：	：	：	一
二	皇	室	と	本	縣	：	：	：	七
三	我	が	縣	の	歴	史	：	：	一七
四	史	蹟	と	名	勝	人	：	：	三一
五	郷	土	の	偉	人	：	：	：	五三
六	關	東	大	震	災	と	復	興	七七
七	地	形	と	地	質	：	：	：	九七
八	自	治	行	政	業	：	：	：	一〇九
九	產	業	：	業	業	：	：	：	一四七
	林	業	：	業	業	：	：	：	一七五

二〇	教 神	水 商	業 業
二一	宗 兵	業 業	業 業
二二	財 土	業 業	業 業
二三	警 士	業 業	業 業
二四	社 會	業 業	業 業
二五	衛 生	業 業	業 業
二六	將 來	業 業	業 業
二七	の 神	業 業	業 業
二八	奈 川	業 業	業 業
二九	縣 生	業 業	業 業
三〇	業 業	業 業	業 業
三一	察 木	業 業	業 業
三二	政 事	業 業	業 業
三三	教 社	業 業	業 業
三四	育 業	業 業	業 業
三五	業 業	業 業	業 業
三六	業 業	業 業	業 業
三七	業 業	業 業	業 業
三八	業 業	業 業	業 業
三九	業 業	業 業	業 業
四〇	業 業	業 業	業 業
四一	業 業	業 業	業 業
四二	業 業	業 業	業 業
四三	業 業	業 業	業 業
四四	業 業	業 業	業 業
四五	業 業	業 業	業 業
四六	業 業	業 業	業 業
四七	業 業	業 業	業 業
四八	業 業	業 業	業 業
四九	業 業	業 業	業 業
五〇	業 業	業 業	業 業

寫眞及び圖表目次

葉 山 御 用 邸	一 五	箱 根 蘆 湖	五 〇
本縣廳屋上より御展望 遊にさるゝ聖上陛下	一 八	東 海 道 松 並 木	五 二
本縣下出土の細紋式土器	一 九	北 條 時 宗 頼 朝	五 四
本縣下出土の彌生式土器	一 九	北 條 時 宗 頼 朝	五 六
同	二 〇	北 條 時 宗 頼 朝	五 七
ハリーの横濱上陸の圖	二 一	北 條 時 宗 頼 朝	五 八
本覺寺とハリスの遺物	二 二	北 條 時 宗 頼 朝	五 九
相 模 國 分 寺 址	二 三	北 條 時 宗 頼 朝	六 〇
舊 相 模 川 橋 脚	二 四	北 條 時 宗 頼 朝	六 一
藤原俊基の墓及び同上遠景	二 五	北 條 時 宗 頼 朝	六 二
藤澤敵御方供養塔	二 六	北 條 時 宗 頼 朝	六 三
舊 箱 根 關 所	二 七	北 條 時 宗 頼 朝	六 四
横濱應接所址	二 八	北 條 時 宗 頼 朝	六 五
米國水兵葬式の圖	二 九	北 條 時 宗 頼 朝	六 六
鎌倉國賣館	三 〇	北 條 時 宗 頼 朝	六 七
江 島	三 一	北 條 時 宗 頼 朝	六 八
	三 二	北 條 時 宗 頼 朝	六 九
	三 三	北 條 時 宗 頼 朝	七 〇
	三 四	北 條 時 宗 頼 朝	七 一
	三 五	北 條 時 宗 頼 朝	七 二
	三 六	北 條 時 宗 頼 朝	七 三
	三 七	北 條 時 宗 頼 朝	七 四
	三 八	北 條 時 宗 頼 朝	七 五
	三 九	北 條 時 宗 頼 朝	七 六
	四 〇	北 條 時 宗 頼 朝	七 七
	四 一	北 條 時 宗 頼 朝	七 八
	四 二	北 條 時 宗 頼 朝	七 九
	四 三	北 條 時 宗 頼 朝	八 〇
	四 四	北 條 時 宗 頼 朝	八 一
	四 五	北 條 時 宗 頼 朝	八 二
	四 六	北 條 時 宗 頼 朝	八 三
	四 七	北 條 時 宗 頼 朝	八 四
	四 八	北 條 時 宗 頼 朝	八 五
	四 九	北 條 時 宗 頼 朝	八 六
	五 〇	北 條 時 宗 頼 朝	八 七

農事試驗場の芍薬	一六四	神奈川縣歳出豫算額圖表	二八六
神奈川縣土地利用状態圖表	一八〇	府縣稅負擔額比較圖表	二八九
全國主要水産縣水揚高比較圖表	一八九	府縣債比較圖表	二九一
三崎町養魚市場全景	一九一	神奈川縣道路圖	三〇一
三崎町養魚市場の鮪	一九二	京濱國道六郷橋附近	三〇四
本縣に於ける主要漁獲物及び漁獲高の比較圖表	二〇四	馬の横渡橋	三〇七
横濱港重要輸出入品圖表	二〇一	現在の横濱港	三一
横濱港に於ける國別貿易の情勢圖表	二〇四	横濱港設計平面圖	三一
本縣の工場地帯	二二〇	神奈川縣交通量圖	三二〇
本縣の主要工産品及び工産額圖表	二二一	窃盜並びに詐欺恐喝の被害數及び檢舉數圖表	三三六
神奈川縣下中等専門學校分布圖	二二二	交通事故圖表	三四七
金澤文庫	二四六	自動車事故圖表	三四八
鎌倉倉庫	二五四	種類別に見た交通事故圖表	三四八
北園八幡宮	二五五	本縣原因別火災處數並びに損害額圖表	三五二
寒川神社	二五六	全國在留外國人數圖表	三六二
箱根神社	二五七	縣下在留外國人國籍別人員圖表	三六二
建長寺	二六四	縣下社會事業復興圖表	三六九
圓覺寺	二六五	横濱市上水道の圖	三八七
總持寺	二六七	鮎子取入所	三八八
横須賀鐵守府	二八二	地理的に恵まれたる我が郷土	四一三



縣民讀本

一總說

武藏相模は天下に敵す

「關東八州は天下に敵す、武藏相模は八州に敵す。」とは鎌倉時代に於ける武相男兒の意氣を稱揚したもので、當時武相の武士は勇武に於ては天下無敵であつた。然もこれが中心をなしたものは實に我が鎌倉武士で、其の生命とする所は、武勇を尙び、廉耻を重んじ、華を去つて實に就くといふのである。これが由來は源氏が久しく此の地方を領有し、八幡公以來歴代これが養成に意を用ひた積年の成果に外ならないのは云ふ迄もないが、廣々たる天地に育まれた關東人士の素質に因ること

亦否定することは出来ない。

殊に頼朝公が天下を統一して幕府を鎌倉に開くに及び、大に之を獎勵したので、武士道と迄發達して遂に日本全國を風靡するに至つた。其の後北條氏が政權を握るに及んでも、英主が輩出して益々斯道を鼓舞し、身を以て之を率ゐたので、鎌倉時代前後百五十年を通じて、よく其の名聲を維持して敢へて失墜することはなかつた。

所が室町時代に至り、權力の中心は京都に移つたが、それでも尙關東は中央に對して一敵國の觀を呈してゐた。其の後戰亂相尋ぎ、權力は漸く分散を來し、織豊時代には、後北條氏が我が小田原に蟠踞して一時威を關東に振るつたが、豊臣秀吉に滅されて以來復振るはず、徳川時代に及んでは小藩分立し或は天領となり、昇平三百年、日本歴史の主潮流より離れ、遂に微にして顯れなくなつてしまつた。

所が一陽來復、我が武相中興の機運は再び回つて來た。それは嘉永六

年米提督ペリーが黒船五隻を率ゐて來り、我が浦賀の門戸を叩いたことで、これは我が日本國が所謂長夜の眠から覺めて、世界歴史の仲間入をする抑の始めて、延いて本縣の今日あるも蓋し既に此の間に胚胎したのである。然し武相人士の意氣は未だ發揚するに至らず、横濱開港の一大事實も皆他郷人の腕によつて成されたのであつた。

まもなく封建制度が瓦壞して王政復古、明治の聖世となつてから此の方、億兆皆上御一人を天皇と仰ぎ、海内一家、政教一に出で國民道德は高調され、國家教育は普及し、交通機關は整備した結果、我が地方色は益々消磨され、一時霸を天下に唱へ、政治文化の中心を以て任じ、萬人環視の中に立つた我が神奈川縣も、只昔の面影を史蹟の上に止むるに過ぎなくなつた。

抑も特色なるものは餘程迄地理的・政治的乃至歴史的に影響を蒙るもので、鹿兒島縣・山口縣等の如きは當時の雄藩で、既に儼然たる一小

國家の觀を呈してゐたから、今日でも尙其の餘響の殘存してゐるものがあるが、本縣の如きは、それとは大に歴史的事情を異にした結果、此處に立ち至つたので、深く悲しむに足らない。

然し雌伏の時代は既に去つた。今や我が縣民百五十萬の起つべき時は來た、自覺の時機は到來した。我々は新しい意味に於て「鎌倉時代に還れ」を高調したい、新鎌倉主義を提唱する。我等神奈川縣民は上述の如く時に汚隆はあつたが、鎌倉武士の延長で其の精神の正統の繼承者である。所が時代が移り環境が異なつたので、我々は此處に新しい生活様式を通じて、その精神を發揮し更張しなくてはならぬ。此の昭和の御代に於て尙鎌倉時代の古い生活様式其の物を繰返さんとするのは、所謂新しい酒を古い甕に盛るやうなものである。

固より我々は日本國民であるから國民性をも有するが、同時に縣民性をも有する。然し此の二つは決して並立的の物でなくして同事物の

両面である。否寧ろ本質的存在としての日本國民たる我々が此の神奈川縣に即することによつて神奈川縣化したので、恰も同一植物が各地に分布するに隨つて其の周圍に適應し以て地方化するのと同じである。されば我々が此の土に立脚し以て我が縣民性を十二分に發揮することこそ眞に我が國家に奉仕する所以で、個に徹すれば普通が湧き出るといふも此の理に外ならない。

さはれ神奈川縣民といふも人口の密度に比例して其の色相は漸々にずれてゐるが、其の兩極端をとれば横濱・川崎等海岸地方の新開地と入込んだ背後地とでは、其の縣民の氣風が自ら異なる譯で、後者に於ては大抵祖先以來の定住者であるから、近代的色調が比較的稀薄であるが、横濱・川崎等の海岸新開地に至るに隨ひ漸次濃厚となる。

これ等近代的海岸都市は當初殆ど皆全國から裸一貫で飛出して來た勇敢なる人士の謂は、新植民地の發達したもので、鶴見・川崎の如きは殆

ど全國からの戸籍の集積で、戸籍のない縣は僅かに五指を屈するに足らない。随つて其の集團には一種特異の色相を呈するのは云ふ迄もない。然し均しく自治體なる我が神奈川縣民で、此の土に住することによつて互に相接觸・融和・渾一の經過を辿り何れも其の精神及び生活様式が神奈川縣化するのには自然の理である。

更に横濱の如きは外國交通の要衝に當るので、絶えず海外の新しい思想・風習が流れ込むが、これ等も皆我が神奈川縣でふ淨水池に於て一旦沈澱濾過され、然る後清澄な流となつて出で、以て我が世界的新日本の發展に大に利用されなければならぬ。

之を要するに我等神奈川縣民は一の個體で優秀なる祖先に稟けた氣魄を失ふことなく、新しい時代に處し、新しい營養を攝取し、以て益々發展的生命力の擴充に務むべきである。それに踏込む第一歩は「デルフイ」の託宣なる「汝自身を知れ。」からで、これ縣民讀本ある所以である。



二 皇室と本縣

我々が將に本縣を知らんとするに當つて第一に念頭に浮び出るものは「皇室と本縣」である。それは本縣が獨り帝都東京に近きのみならず、實に我が管内三浦郡葉山の地が「外つ宮」とも申すべき御用邸に奉仕してゐるといふ一事が萬事を物語つてゐると思ふ。

そも之を此處に特筆するのは、本縣が獨り皇室の恩寵を叨つてゐる、本縣が他に比して、より以上に殊遇を辱うしてゐるといふが如き差別的の意味ではない。普天の下王土に非ざるなく、率土の濱王臣に非ざるなして、實に我が國全土が王土であり、國民全部が王臣である。否それ以上であつて、我が皇室は我が國の總本家におはします。先帝のたまは

く、「義は君臣、情は父子」と。明治大帝のたまはく、「朕は汝等を股肱と頼む」と。畏き極みではないか。一國これ一家、宇内無比の國體。唯度々の行幸にはまのあたり鹵簿を拜し、殊に觀艦式には近く陪觀の榮を得る等、只管皇恩を蒙り、皇化に浴した本縣民の自然に發露した感情を述べるので、寧ろ此の榮寵を他に頌ちたいと思ふのである。

本縣の皇室に對する關係は一日の故ではない。今記録を辿り、溯つて明治天皇以來の行幸記を抄出すると次の通りである。



藤山御用邸

明治天皇

一、明治 元一〇

九八

小田原大磯

東京行幸の途次

二、	明治	元	一一	一一〇	藤澤
三、	明治	二	三	九八	神奈川
四、	明治	四	一一	二一	戸塚
五、	明治	五	四	二八	小田原
六、	明治	五	五	二二	藤澤
七、	明治	五	九	一一	横須賀
八、	明治	六	四	一四	浦賀
九、	明治	六	八	一五	金田港に御宿泊
一〇、	明治	六	二	一七	同上
一一、	明治	七	三	一八	横濱御上陸、同停車場御發車
一二、	明治	七	三	一八	横濱
一三、	明治	八	三	一八	鎌倉
一四、	明治	一一	七	一〇	箱根
一五、	明治	一一	一	七	横須賀
一六、	明治	一四	二	一八	横濱
一七、	明治	一四	四	二八	小田原・藤澤
一八、	明治	一四	五	一〇	横濱
一九、	明治	一四	五	一八	八王寺・府中
二〇、	明治	一四	五	一八	相模妻田村
二一、	明治	一四	五	一八	横濱
二二、	明治	一四	五	一八	浦賀・横須賀

二 皇室と本縣

九

二 皇室と本縣

二〇、	明治	一四	六	二	府中	鮎漁天覽
二一、	明治	一四	一〇	三一	府中	英國軍艦に同國皇孫兩殿下御訪問
二二、	明治	一五	二	一四	府中	兎狩御催
二三、	明治	一五	五	八	横濱	競馬天覽
二四、	明治	一五	〇	三一	横濱	競馬天覽
二五、	明治	一六	一	六	横濱	競馬天覽
二六、	明治	一六	一二	二四	横濱	筑紫艦天覽
二七、	明治	一七	三	一九	小向村	御觀梅
二八、	明治	一七	三	二八	府中	兎狩御催
二九、	明治	一七	一一	二二	横濱	競馬天覽
三〇、	明治	一八	〇	二九	横濱	競馬天覽
三一、	明治	一九	〇	二七	横濱	競馬天覽
三二、	明治	一九	一一	二六	相模長浦	浪速・高千穂艦御試乗並びに水雷試驗場天覽
三三、	明治	二〇	一〇	二六	横濱	競馬天覽
三四、	明治	二一	一〇	三〇	横濱	競馬天覽
三五、	明治	二二	三	一二	横濱	軍艦八重山進水式臨御
三六、	明治	二三	二	二四	横濱	軍艦八重山に乗御
三七、	明治	二四	三	二四	横濱	軍艦橋立進水式臨御
三八、	明治	二四	四	二九	横濱	競馬天覽
三九、	明治	二四	一〇	二四	藤澤	近衛第二期小機動演習天覽
四〇、	明治	二五	一〇	二四	横濱	軍艦秋津洲進水式臨御
四一、	明治	二六	一七	二七	横濱	競馬天覽
四二、	明治	二七	四	七	横濱	軍艦松島・吉野・千代田天覽

大正天皇

一、	大正	元	元	一一	横濱	競馬天覽
二、	大正	元	一一	一一	横濱	勝利艦演習其他天覽
三、	大正	二	七	二一	横濱	競馬天覽
四、	大正	四	三	二六	横濱	軍艦千早進水式臨御
五、	大正	四	六	二五	横濱	軍艦音羽進水式臨御
六、	大正	四	一	二二	横濱	聯合艦隊凱旋觀艦式御舉行
七、	大正	五	一	二二	横濱	軍艦薩摩進水式臨御
八、	大正	五	一	二二	横濱	軍艦筑波・千歲御親臨
九、	大正	六	〇	二五	横濱	軍艦河内進水式臨御
一〇、	大正	七	三	二七	横濱	海軍大演習觀艦式御親臨
一一、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
一二、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
一三、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
一四、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
一五、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
一六、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
一七、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
一八、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
一九、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
二〇、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
二一、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
二二、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
二三、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
二四、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
二五、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
二六、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
二七、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
二八、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
二九、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
三〇、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
三一、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
三二、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
三三、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
三四、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
三五、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
三六、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
三七、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
三八、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
三九、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
四〇、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
四一、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御
四二、	大正	八	三	二八	横濱	軍艦比叡進水式臨御

恒例觀艦式御親臨
 軍艦比叡進水式臨御
 軍艦薩摩進水式臨御
 軍艦筑波・千歲御親臨
 軍艦河内進水式臨御
 聯合艦隊凱旋觀艦式御舉行
 軍艦音羽進水式臨御
 軍艦千早進水式臨御
 競馬天覽
 勝利艦演習其他天覽
 競馬天覽

二 皇室と本縣

一、二、	大正	八	七	九	横須賀
一、三、	大正	八	〇	二	横須賀
一、四、	大正	八	〇	二	横須賀
一、五、	大正	九	一	〇	横須賀
一、六、	大正	九	一	〇	横須賀
一、七、	大正	〇	二	三	横須賀
一、八、	大正	〇	二	三	横須賀
一、九、	大正	一	二	五	横須賀

一一一

軍艦警手其の他御親閱
海軍特別大演習御統裁
海軍特別大演習觀艦式御親閱

十二月二十五日午前一時二十五分
崩御

災害状況御視察の爲行啓

十二月二十五日御用邸で御踐祚、
昭和元年と改元あらせらる

還幸

軍艦妙高命名式臨御
豊後水道沖に於ける聯合艦隊の戦闘
射撃等御覽の爲行幸
海軍特別大演習御統裁
海軍特別大演習觀艦式御親閱

今上陛下

一、	昭和	元	二	七	東京
二、	昭和	二	四	一	横須賀
三、	昭和	二	七	二	横須賀
四、	昭和	二	〇	二	横須賀
五、	昭和	二	〇	三	横須賀
六、	昭和	三	二	六	横須賀

攝政宮殿下

一、	大正	一	〇	〇	横濱・横須賀
二、	大正	一	一	一	横濱・横須賀
三、	大正	一	一	一	横濱・横須賀
四、	大正	一	一	一	横濱・横須賀
五、	大正	一	一	一	横濱・横須賀
六、	大正	一	一	一	横濱・横須賀

七、	昭和	三	三	〇	葉山御用邸
八、	昭和	三	三	〇	葉山御用邸
九、	昭和	三	三	〇	葉山御用邸
一〇、	昭和	四	四	一	葉山御用邸
一一、	昭和	四	四	一	葉山御用邸
一二、	昭和	四	四	一	葉山御用邸
一三、	昭和	四	四	一	葉山御用邸
一四、	昭和	四	四	一	葉山御用邸
一五、	昭和	四	四	一	葉山御用邸
一六、	昭和	五	五	一	葉山御用邸
一七、	昭和	五	五	一	葉山御用邸
一八、	昭和	五	五	一	葉山御用邸
一九、	昭和	五	五	一	葉山御用邸

陸軍重砲兵學校及び砲臺御巡覽
七月十七日陸軍士官學校行還幸

復興状況御巡視

七月十七日陸軍士官學校行還幸

二月十日より十二日まで紀元節の爲
東京行還幸

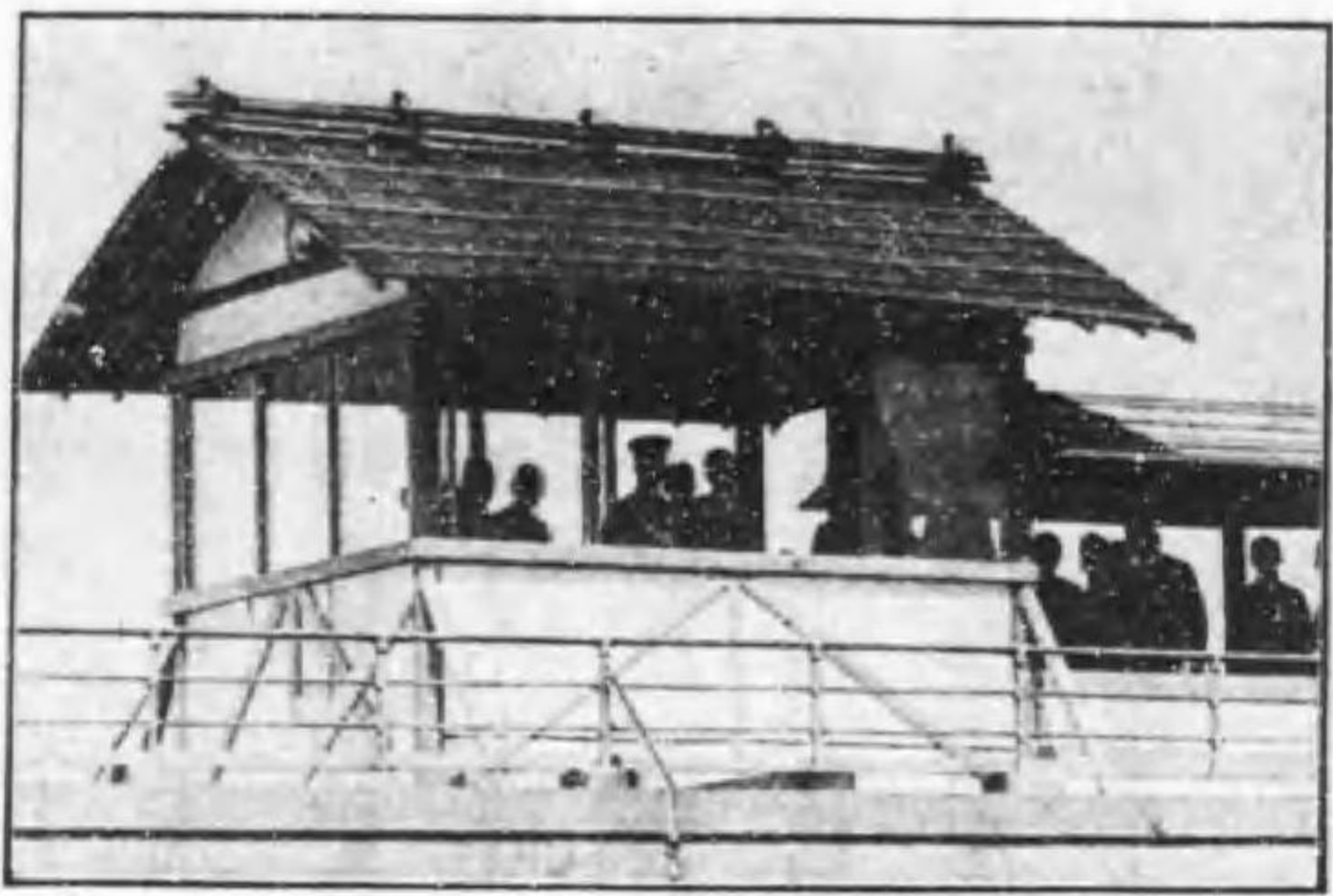
以上の記録を通覽すると、誰か本縣の如何に皇室の寵光を辱うして
あるかに感佩せざるものがあらう。

明治天皇に於かせられては御遷都の始めから實に五十一回本縣に行

幸遊ばされてゐる。主に大元帥として陸に、海に皇軍を御統裁・御親閱遊ばされたので、天皇が如何に國運の興隆に御軫念遊ばされたかは拜察するだに恐多い。次に競馬の天覽が十三回に及ぶのも亦以て聖旨のある所をうかゞひ奉るに難くない。その外兎獵・鮎漁・御觀梅のみゆきの如きも民風を察し、民業を奨励し給はんとの深き大御心に出でたものと拜察し奉るので、本縣の光榮や實に大なりといふべきである。

先帝に於かせられては明治天皇の遺緒を紹述恢弘し給ひしは言ふ迄もなく、特に我が葉山を愛し給ひ、我が縣民は固より山も海も現つ神として仕へまつたことは人丸の吉野離宮の歌を想起せしめる。が悲しいかな、遂に葉山で神去りました。御惱み重らせ給ひし時葉山町民が寒夜に、或は水垢離の行を修し、或は磯に出で碎くる波に沐浴して神佛に祈願をこめた其の赤誠は眞に赤子の慈父を戀ふるが如くであつた。が、其のかひもなく、天に哭し地に慟する赤子を後に、遂に神去りました。

ましたことは、我が縣民の胸に永久に消えない不斷の新しい哀しみを残すであらう。



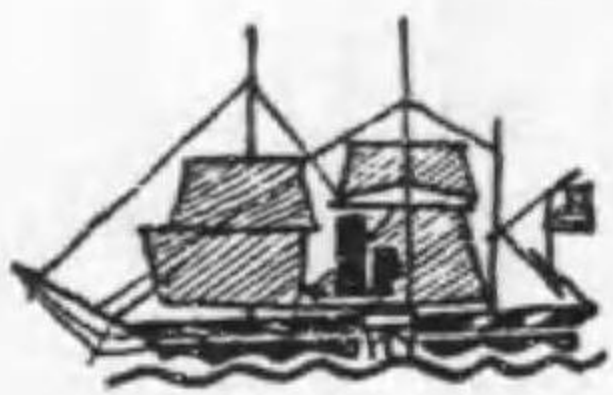
本縣廳上屋よ御覽遊ばるる上陸下

所が今上陛下の御踐祚・劍璽渡御の儀が同じ我が葉山で行はせられたことは、天地諒闇に入り愁雲深く鎖せる其の絶間からかすかに漏るゝ日光を仰ぐが如く如何ばかり心強くも頼もしく感じたことであらう。これ亦我が縣史上に不滅の跡が印されたといはなければならぬ。

先帝及び今上陛下が葉山御駐輦中は、常に我が三浦半島の勝を賞で給ひ、殊に今上陛下に於かせられては深遠なる叡慮から萬機の政を櫛せ給ふ御旁學術に大御心を潜められ、我が三浦半島の海・山が其の幸を奉つて仕へ

まつり、殊に逗子在、神武寺中庭の梅の老木が變態菌の新種を奉つたことは縣民として、漏れ承るだに嬉しき極みである。

其の他行幸啓の度毎に御内帑金を賜はり、その額も實に巨額に上つてゐる。それによつて創始された縣治上諸般の施設・事業は枚擧するに遑がない。現に此の縣民讀本編纂事業の如きも其の一である。殊に大震火災の際には今上陛下攝政として焦土を御巡幸遊ばされ、或は慰撫獎勵の御詞を賜ひ、或は親しく罹災民の疾苦を問ひ、厚く救恤の資を領たれた。官民これが爲に勇を得て夜に晷を繼いで復興にいそしんだ。越えて四年その完成を告ぐるや、陛下再び横濱に行幸なり、親しく復興状況を覽せられ、深くその面目を一新したるを嘉尙あらせられ、我が縣民は大に面目を施した。しかし我々は之に満足することなく、層一層奮勵努力協同一致して、内容の充實を計り、益々縣勢の伸展に盡瘁して以て蹇々匪躬の節を致さなければならぬ。



三 我が縣の歴史

關東地方は近畿地方と相對して、我が國文化史上の二大中心地である。其の關東地方に於て、更に政治上、文化上の中心をなすものは相模・武藏の地である。此の相武の地は古代に於ては蝦夷との接觸地點であり、平安時代末期に及んでは、武士興起の地であつて、其の住民は古來質朴剛健、武士道發祥の地として「相武の二州は能く天下に敵す。」なる語は、既に鎌倉時代以來人口に膾炙されて居る。又鎌倉・小田原は政治上或は文化上の中心地となり、幕末黒船渡來に至つては浦賀・横濱は外交折衝地となつた。かくて武相は實に天下の武相となり、國史上重要な

地位を占むるに至つたのである。我が神奈川縣は其の相模全國八郡と武藏のうち多摩川以南の三郡とを合はせ、それに横濱・横須賀・川崎を

加へて、三市十一郡から成つて居るのである。

さて我が神奈川縣の地は、古くより人間が生活して居たので、域内西北部の丹澤山彙の地を除いては、殆ど到る處石器時代の遺蹟即ち遺物散布地・遺物包含地・貝塚・堅穴・工作場址・堡砦址等が點在し、繩紋式土器や彌生式土器を始め、これ等兩種の土器に伴なひ、石器其の他の人為的遺物及び人骨其の他動植遺存物の如き自然的遺物が發見されて居る。此の兩種の遺物中繩紋式の物は舊アイヌ族、彌生式の物は固有日本



器土式紋繩の土出下縣本

先史時代

下圖向つて右邊形土器二個は久良岐郡金澤町寺前貝塚出土。
次の注口形及び壺形土器は横濱市澤渡谷貝塚出土。
第五位の釣手形土器は都筑郡二俣川村今井出土。

(一)中央は横濱市浦島山出土。向つて右は鎌倉郡川上村後山田。左は中郡成瀬村石田出土。
(二)中郡成瀬村石田出土。

原史時代



(一) 器土式生彌の土出下縣本

人が製作し、使用したものと考へられ、此の兩系の民族中、後者が前者を馴致し同化したのである。

次に金石併用時代即ち原史時代に入つては、其の時代の遺蹟として、相模川・花水川の流域や、酒匂川の

流域を始め南武藏三郡橋樹・都筑・久良岐の各地に、古墳及び其の一種なる横穴、其の他住居址・工業址などがある。高座郡海老名村・中郡比々多村・足柄上郡岡本村な



(二) 器土式生彌の土出下縣本

どは、特に顯著な遺蹟地で、古墳が多い。それ等の遺蹟から齋瓮・埴瓮の如き日用具・玉類・耳飾・釧・指輪・鏡等の裝身具及び武器・武具・馬具の類が発見されて、當時の文化の影を認めることが出来る。

後に富嶽・丹澤・大山・足柄の連山を負ひ、前に相洋の碧波を湛へた所謂湘南の地は、現代我等の好住地である様に、古代人も亦此處に生を樂しんだに違ひない。若しそれ、夕陽下り春く頃、これ等の遺蹟を彷徨すれば、そゞろに先人の囁きを聞くの感がある。

古事記に現れた我が神奈川縣の歴史の除幕は、誇らしくも、日本武尊・弟橘姫によつてなされたのである。即ち日本武尊が、相模の小野に燃ゆる火の火中に立ちて、賊を討ち給うた御武勇と、記・紀の兩書に記された弟橘姫が三浦の走水沖に於て、海神の暴威を鎮める爲に、逆巻く怒濤に、尊い御身を投ぜられた、貞烈な御行動とは、永く縣民男女に至大な教訓を垂れさせ給うたものである。

次に成務天皇の朝、國郡を定め給ふに及び、今の神奈川縣の地には武藏の一部と相武・師長の二國が置かれた。相模風土記には西方山間區が相武國で、南方海邊區が磯長即ち師長國であらうと書いてあるが、師長國は酒匂川流域地方、今の足柄上下兩郡及び中郡の一部の地で、其餘が相武國であらうと思ふ。

安閑天皇の御代には武藏國造家の繼承の争が起つた。即ち武藏國造笠原直使主が、同族小杵と、國造の地位を争つたが、年を経て解決せず、小杵は上毛野君小熊の援を求めて、使主を殺さうとしたので、使主は朝廷の御裁斷を仰いだ。所が笠原直使主が勝つて國造となり、小杵は誅せられた。そこで使主は非常に喜んで、横渟・橘花・多氷・倉標の四箇所を屯倉の地として朝廷に上つた。橘花は橘樹郡内の地で、倉標は今の久良岐であらう。朝廷よりはそれ等の屯倉の地に、屯田司を遣された。爾後西國との交通が繁くなるにつれ、鳥が啼く東の國も次第に文化の光に

明けて行つた。かくて從來の國人は熟化した蝦夷と、朝鮮や支那からの歸化人と共に開墾を行つた。水田・畑は開かれ、山の際や、小川の畔には、人家がぼつ／＼殖え、朝夕の炊煙があら／＼に上つた。また聚落の小山の上や、平地に伐り残した木立の中には、注連を打廻した祠も置かれた。

奈良時代

奈良時代に入つては、海老名村國分の地に、國分寺が建立された。その大伽藍は、大山の翠巒、相模川の清流と相映帶して、一層輪奐の美を添へた。其の他諸所にも堂塔・佛寺が建立せられたので、剛勇な國人にも、佛教が信仰される様になつた。

是より先き持統天皇の六年に相模國司が管内御浦郡(三浦郡)で獲た赤鳥の鵲を獻じたことがあつたが、此の時代の末、稱徳天皇の御代には武藏國橋樹郡飛鳥部五百國が、久良郡(今久良岐郡)で白い雉を獲たので、之を朝廷に獻じたところ天皇は之を吉祥とせられ、叡感斜ならず、

武藏國司及び久良郡司は各、位を昇叙せられ、五百國にも位を授け布穀を賜はつた。

相武の國造以來上古の此の國の中心地は明らかでないが、地勢上から察し、又遺址と思はれる所があつたり、國分寺の置かれた所でもあることから推して、高座郡海老名の地が當時の中心地であつたであらうと思はれる。

平安時代

其の後平安時代に至つて、國府は始め大住郡(中郡比々多村内)に置かれたが、後洵綾郡(中郡國府村内)に移された。京都からの道路は、駿河から足柄峠を越え、相模を東西に貫いて、武藏に入つたのであつたが、延暦二十一年五月に富士の焼石が、足柄路を塞いだ爲、宮根路が開かれた。翌年足柄路が直つても、宮根路の方が近いので、以後は兩路を通つたのである。驛路は古くは大體山際の道を通つて、大住郡の府に達し、高座郡を経て、武藏に入つたのであるが、國府が洵綾郡に移るに及

んで、次第に海岸に近い道が開けたのであつた。

また平安時代に於ては、神領の一種であつた御厨みくの地としては、橘御厨はなご(橘樹郡橘村内)・榛谷御厨はんが(横濱市保土ヶ谷区内)があり、馬を飼養して朝廷に獻じた御牧には、都筑郡及び南多摩郡にかけて、石川牧・立野牧が置かれ、權勢家の莊園は域内所々にあつた。

さて此の平安時代に於ける朝臣の遊惰は、中央政府の綱紀の弛緩と、地方政治の紊亂を來し、遂に發して群盜の蜂起となり、擾亂の勃發となり、これが自衛の爲に、武士の興起となり、我が武相の地には、所謂關東八平氏・武藏七黨と稱せられる様に多くの武士が興つた。三浦・梶原・大庭・畠山・土肥・懷島なまこ・俣野・澁谷・小山田・稻毛及び横山・猪俣・野與・村山・西・兒玉・丹治の如き、是である。

鎌倉時代

然して頼朝が一たび伊豆に崛起するに及んで、これ等の武士は多く、其の麾下に參じ、武相の人士は、大いに志を天下に成したのであつた。

室町時代

即ち我が鎌倉は武家政治の中心となり、諸將士の邸宅は櫛比し、百貨は輻輳して、繁榮の市衢を造つた。源氏三代に次いで、北條氏が幕府の執權として、政治兵馬の實權を握ること九代、此の間鶴岡八幡宮・荏柄天神社等は固より、建長寺・圓覺寺等所謂鎌倉五山を始め、神社・佛閣が創建せられ、武士道を中心とする鎌倉文化が、此の地に開けたのであつた。次いで吉野時代を経て、室町時代に至つては、政治の中心地は京都に移つたが、幕府の分身たる鎌倉府が置かれ、關東管領足利基氏・氏滿・滿兼・持氏相尋いで勢を振るつたが、持氏の滅後は古河・堀越兩公方の對立となり、山内・扇谷兩上杉の抗爭となつた。この隙に乗じて、北條早雲は伊豆より入り、明應四年二月大森藤頼を滅して、小田原城を奪ひ、相模を領したが、子氏綱、孫氏康に至つて、益々威を關東に振るふに至つた。其の頃上杉謙信や武田信玄が小田原城下に迫つたが、城堅うして抜けず、かくて北條氏は此の地に占據すること五代約百年間。當時の小田原

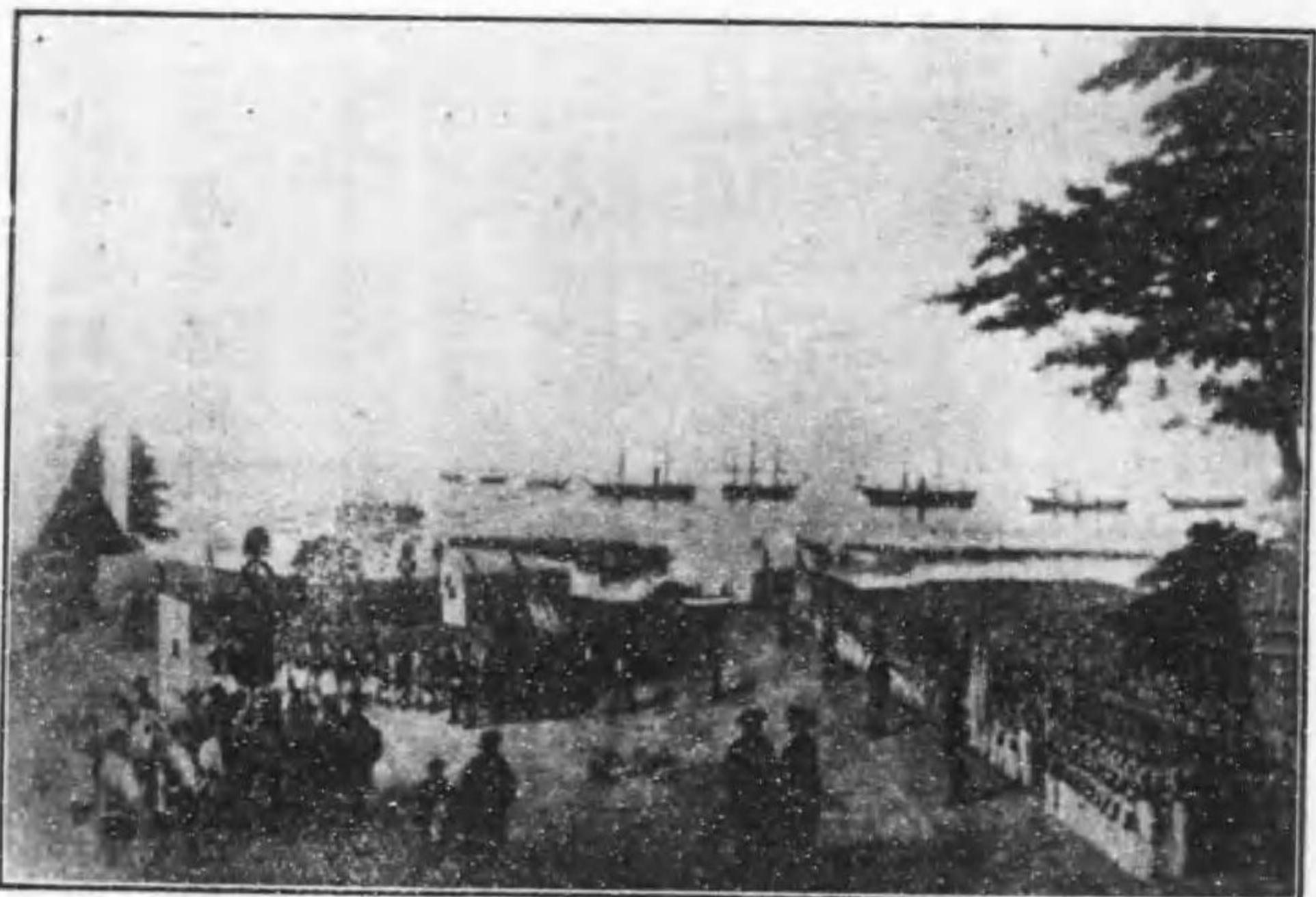
は中國の大内氏の山口にも比すべきものであつたが、天正十八年七月、豊臣秀吉によつて攻略された。

江戸時代

次いで徳川家康が關東を領し、後幕府を江戸に開くに及び、我が相模に於ける鎌倉・小田原の文化は京阪のそれをも加へて、江戸に於て集大成されることゝなつた。江戸時代に於ては、金澤には米倉氏代々之に據り、後には六浦藩と稱し、小田原には一時稻葉氏が封ぜられたが、前後を通じて大久保氏が之に居り、荻野山中を以て其の支封とし、其餘の地は多く代官及び旗本の士によつて支配されたのである。然して箱根・根府川・矢倉澤・仙石原・川村・谷ヶ村・鼠坂・青野原の八所に關塞を設け、守衛の吏を置いて往還を監察せしめ、又三浦郡西浦賀の湊に番營を建て、奉行を置いて海岸の防禦に備へ、かくて和平は續いた。

ペリーの横濱上陸

然るに江戸開府以後二百五十年、嘉永六年六月三日突如として、ペリーの率ゐる米國の艦船が、我が浦賀に現れ、平和なる空氣は破れて、忽ち騒然たる有様となつた、ペリーは林大學頭・井戸對馬守・戸田伊豆守

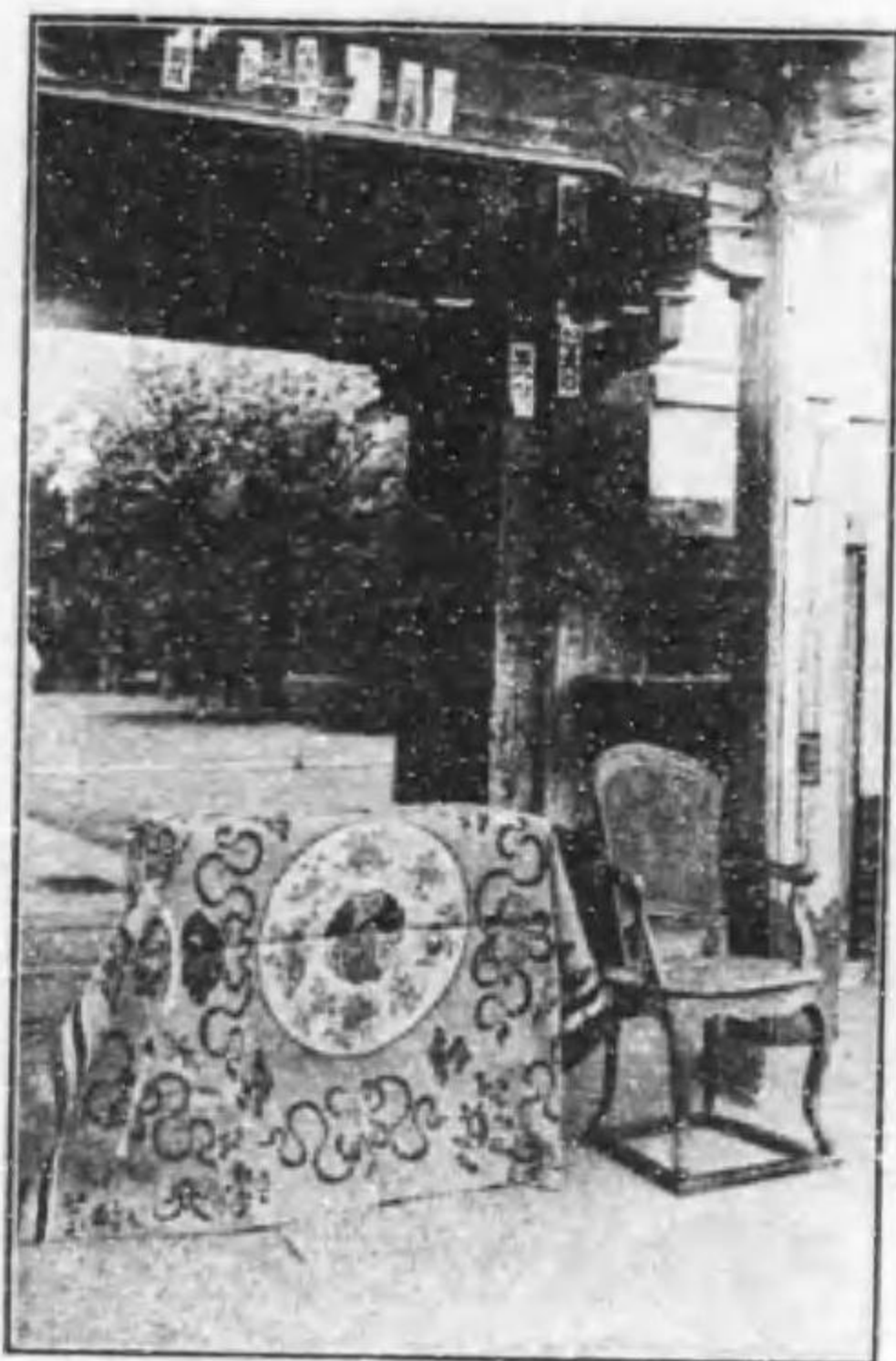


ペリーの横濱上陸の圖

等と會見し、大統領の書翰と將軍の諭書との授受を了し、明年を約して去つたが、翌安政元年正月再び來つて江戸灣に入り、會見地に就いて種々折衝の末遂に横濱に定めた。二月十日ペリーは五百餘の士官・水兵を從へ、殷々たる禮砲と囀々たる奏樂の間に上陸し、林大學頭・井戸對馬守・伊澤美作守・鶴殿民部少輔・松崎滿太郎等の幕府委員と數次の會見を重ね、遂に三月三日を以て十二ヶ條より成る和親條約を締結して、下田・函館の二港を開いて薪水食料を給す

べきことを約した。是即ち神奈川條約である。

此の條約は所謂和親に止り、未だ通商を約したものではなかつたから、忽ち通商條約の締結に關する米國民の輿論が高まつた。安政三年



物遺のスリハと寺燈本

七月ハリスが下田に來り、翌四年十月江戸に至つて、將軍に謁し、次いで堀田閣老を訪ひ世界の氣勢を述べて、通商條約を結ばんことを要請し、固く執つて動かなかつた。幕府は下田奉行・井上信濃守及び目付岩瀬肥後守等をしてハリスと應接せしめ、蕃所調所に於て會見すること十三回に及び、日米通商條約案は議定された。ハリスは下田に於て其の調印の期を待つて居たが、同五年六月神奈川に來つて調印を促し、同月十九日遂

に其の目的を達した。次いで蘭・露・英・佛との間にも通商條約が結ばれた。かくて其の翌六年六月二日を以て神奈川（しかし事實は横濱）を開くことになつたのであつた。

爾來我が神奈川縣の地は帝國の表玄関として、泰西文化の試験地となり、其の港は殊に輸出港として、國富の増進、世界の金融經濟上に貢獻し、隨つて横濱及び神奈川なる地名は、外人の間に特に深い親しみを以て迎へらるゝに至つた。

此の間に於て彼の明治二十二年に發布せられた萬世不朽の法典帝國憲法は我が金澤・夏島に於て起草されたもので、實に縣史上特筆すべき事である。

偶々大正十二年九月一日、突如關東を襲つた未曾有の大震災は、特に本縣下の各地に甚大なる災禍を蒙らしめた。就中開港以來六十餘年、營々努力の結果建設された横濱は、其の被害最も凄愴を極め、全市は滿

目焦土と化し、其の前途に頓挫を來したのであつた。しかし皇室の御仁慈のもとに官民協心戮力し、目醒ましい努力によつて、復興の事業は日を追うて進捗したのであつた。かゝる間に大正十五年十二月二十五日我が三浦郡葉山に於ては大正天皇が崩御遊ばされ、今上天皇が踐祚あらせられた。かくて昭和四年には、復興は略完成の域に入り、横濱市は災前にまさる儀容を現出したので、畏くも天皇陛下には横濱行幸を仰せ出され、其の年四月二十三日を以て、親しく復興の状況を懽せられ、我等縣民は未曾有の光榮を荷つたのであつた。

以上過去三千年來の本縣の歴史を通觀した我等縣民たるものは、此の光輝ある歴史に鑑み、自覺自重、常に緊張せる精神を以て、各其の業務に精勵し、實力の充實に力め、國家の進運に貢獻せねばならない。

四 史蹟と名勝



歴史の條に於て述べた様に、古く先史時代や原史時代に屬する遺蹟は諸所に點在し、鎌倉・金澤・小田原・箱根を始め、縣内諸所に歴史的名邑多く、山水、木石など意味深いものが充ちて居る。尙又本縣は西北に山を負ひ、東南に海を控へてゐるので、津久井の幽邃、湘南の長汀曲浦等到る處名勝に乏しくない。以下これ等史蹟名勝の主なものに就いて述べよう。

史 蹟

相模國分寺址 高座郡海老名村國分にある。天平十三年三月、聖武天皇の詔勅により、國家鎮護の爲諸國の山姿水態の明媚にして、交通上・經濟

上至便なる好處を擇んで造營せられた。金堂・講堂・塔など國華と誇つた伽藍の美觀も、今は全く頽廢して麥圃・桑園の間に點在せる巨大な礎

石や、瓦片に其の昔を偲ぶのみとなつた。

鎌倉幕府址と源頼朝の墓

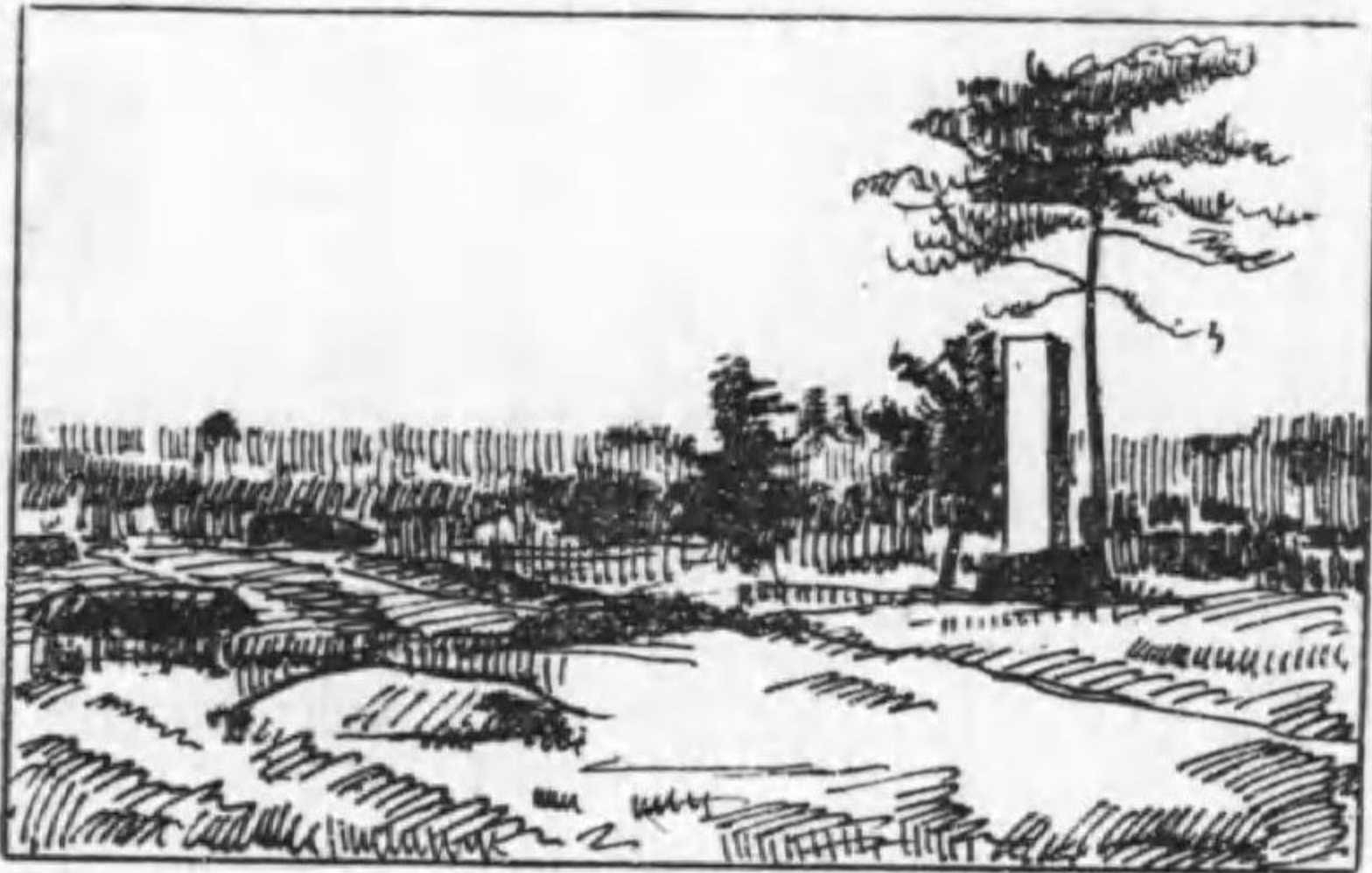
鎌倉幕府址と源頼朝の墓 源頼朝は石橋山の敗戦後僅かに二箇月にして、所謂捲土

重來の勢を以て、多くの關東の豪族を從へて、治承四年十月鎌倉に入り、邸を大倉

に營み、其處で政務を司どつた。これ即ち鎌倉幕府である。今の師範學校東隣の地

で、丘陵の石段を登れば、老木の繁つた中に、苔蒸した石塔がある。それが頼朝の墓

である。そして石段の登り口の左側にある空地は、頼朝の持佛堂たる法華堂の址である。幕府は其の後、嘉祿二年に宇都宮の辻に移り、更に嘉



相模國分寺址

正十二年に若宮大路の地に轉じ、北條氏の滅亡の時まで、九十八年間に及んだ。共に横大路の南、若宮大路と小町大路に挟まれた一劃の地である。

舊相模川橋脚

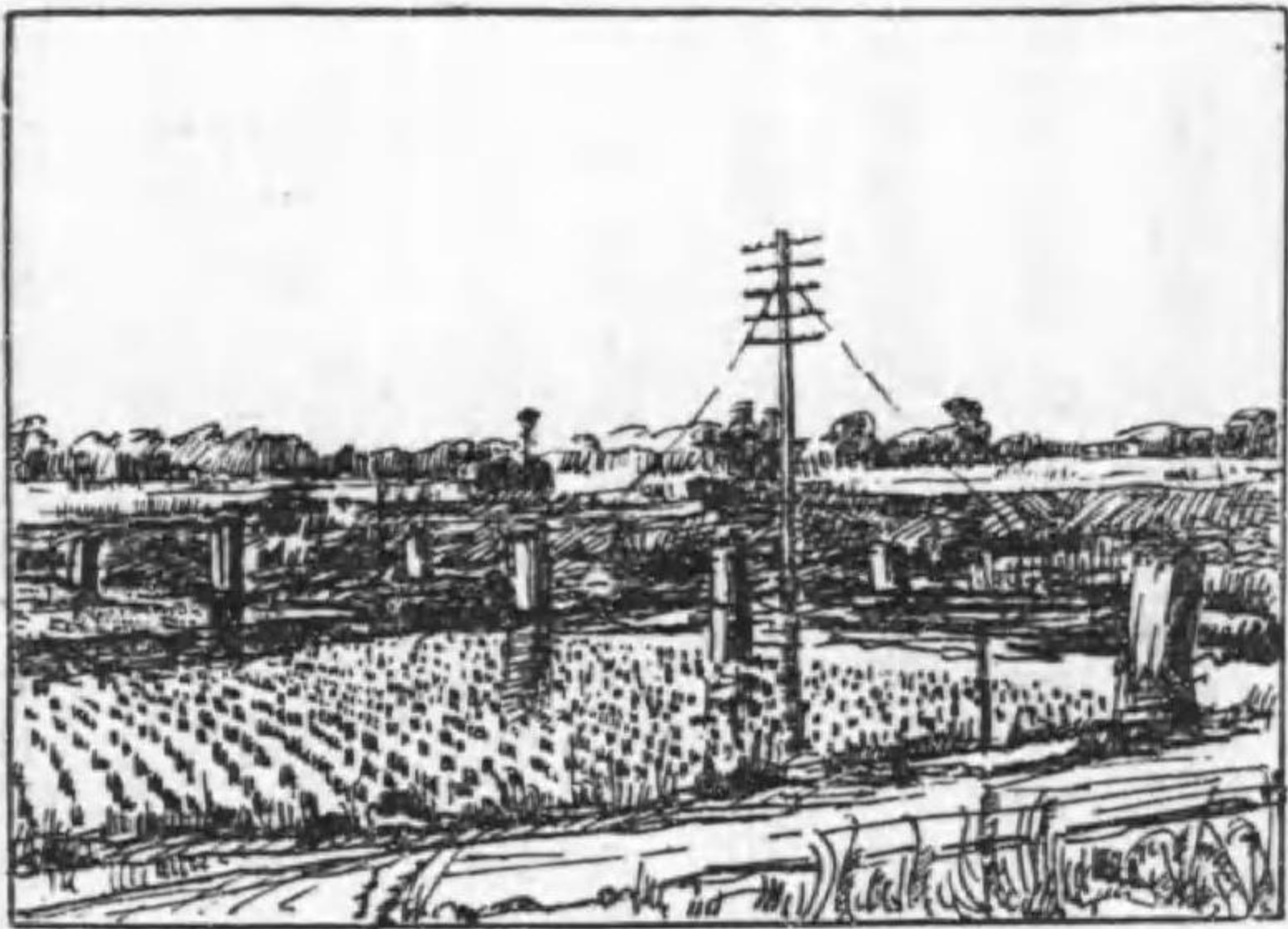
舊相模川橋脚 高座郡茅ヶ崎町にある。國道にかゝる今宿橋の附近水田中に、大

正十二年九月及び翌十三年一月の兩度の地震によつて出現したもので、橋脚の數

は九本で、地上に露れたる部分約一・二メートル、杭の直徑〇・六メートル餘の檜丸

材で、其の間隔で橋幅七メートル餘と考へられる。今から七百三十餘年前、建久九

年に源頼朝の臣稻毛重成が架したものであつた。此の橋脚によつて相模川が古くは、もつと茅ヶ崎寄りを流れて



舊相模川橋脚

居たのであつたが、長い年月の間に、風位、風力及び潮汐等の關係で、河

道が西遷したことを知るのである。

鶴ヶ峰古戦場

鶴ヶ峰古戦場

都筑郡都岡村鶴ヶ峰にある。北條氏は源家の宿將畠山重忠父子を狙

ひ、元久二年六月二十日畠山重保を鎌倉に攻めて之を殺し、更に其の父重忠を小倉郡菅屋の館より鎌倉に招き寄せ、之を途に討たうとして、大手の大將は義時、先陣は葛西清重、關戸方面の大將は時房、其の先陣は和田義盛で、鎌倉の武士は多く其の何れかに従つて進んだ。かくとは知らぬ重忠は、子弟郎從等僅かに百三十四騎を従へて、六月二十二日二俣川の地に至り、始めて子重保が討たれたことを聞き、義時の大軍に遇ひ、兵を鶴ヶ峰に屯して、寄せ来る兵と戦つたが、夕刻に及んで愛甲季隆の發した矢に中つて死し、子重秀は郎從等と共に自殺した。今此の地に六つの小さな塚が點在し、鬼哭愁々の概がある。

藤原範茂の墓

藤原範茂の墓

足柄上郡福澤村怒田、切通の北方の丘の上なる老松の生ふる所に一基の塔がある。これが藤原範茂の墓だと傳へられる。

後鳥羽上皇が幕府の専恣を惡み給ひ、承久三年に義時追討の兵を起させられた。義時は子泰時等をして大軍を率ゐて京師に向はしめた。時に範茂等は之を宇治勢多に防いだが、軍敗れて捕へられ、鎌倉へ護送せ

られる途上、足柄山の麓、關本宿で殺された。實に承久三年七月十八日のことである。

北條重時及び僧忍性の墓

北條重時及び僧忍性の墓

共に鎌倉町極樂寺の境内にある。重時は義時

の第三子で、極樂寺を開基し此の邊に別邸を營んだのであつた。忍性は此の寺の開山で慈悲の心深く、多くの病者を集めて施薬をし、其の數實に六萬に達し、更に牛馬等にも及んだといふことである。墓は高さ約四メートルで鎌倉にある五輪塔のうち、最大のものである。

稱名寺及金澤氏の墓

稱名寺及び金澤氏の墓

久良岐郡金澤町にある。龜山天皇の御代に北條

泰時の弟の子なる實時が、六浦の地に別荘を設け、其の一隅に寺を置いたが、實時の孫顯時の頃、別荘を擧げて寺となし、審海が開山となつた。そして顯時の子貞顯の時には稱名寺は大寺となり、外觀も立派になつた。元亨二年二月の結界圖を見れば寺の舊狀を想像することが出来る。境内に金澤氏一族の墓及び審海以下の世代の塔がある。實時・顯時等は

金澤文庫

學問を好み、此の別荘内に書籍を蒐集し、或は書寫して研學したが、金澤氏の滅亡後は稱名寺によつて保管された。即ち金澤文庫と稱せられるものである。後に藏書の主なものは徳川幕府に納められ、近世儒學の再興に貢献することが極めて大であつた。近年寺の境内に文庫復興の意味で圖書館を置き、また附近に昭和塾と稱する青少年の教化修養の道場が設けられた。

冷泉爲相の墓

冷泉爲相の墓 鎌倉町扇が谷泉が谷に淨光明寺がある。其の本堂は圓覺寺舍利殿に次げる古い建築である。境内の丘の上にある石塔は冷泉爲相の墓である。爲相はかの百人一首の撰者として名高い定家の孫で、爲家の子、そして母は阿佛である。爲相は父爲家の死後、其の領地を異母兄爲氏に横領されたので、母阿佛は時の執權時宗に訴へる爲、はるばる鎌倉に下り、始め極樂寺の月影が谷に居た。十六夜日記は此の時の紀行文である。かくて阿佛は空しく鎌倉に終つた。その墓は英勝山の後

藤原俊基の墓

にある。其の後爲相の領地は彼の手に復したので、爲相は母を慕うて鎌倉に下り、墓の近くなる藤が谷に居た。歌集に藤が谷百首がある。

また爲相が嘗て金澤の稱名寺に詣でた時、山の楓は未だ青々として居るのに、庭前の一本のみ、紅葉して居たのを見て、「いかにして此の一本のしぐれけん山にさきだつ庭のもみちば」と詠んだので、翌年から紅葉しなかつたと傳へ、青葉の楓と稱へて名木に數へられ、又謠曲「六浦」

にも作られて人々に喧傳されたのである。



藤原俊基の墓

藤原俊基の墓 鎌倉郡深澤村の地、鎌倉町扇が谷から、鎌倉七口の一、化粧坂の上より右方、葛原岡と呼ぶ所の

畑中に一基の墓がある。これが藤原俊基の墓である。後醍醐天皇の北條氏討滅の謀に参し遂に捕へられ、元弘二年六月、「古來一句無_レ死_レ無_レ生_レ 萬里雲盡_レ 長江水清_レ」といふ偈を残して刀影一閃此の岡の露と消えたのであつた。其の忠魂毅魄は凜乎として、幾多志士の精神に生きて、君國をして萬世に安からしむるのである。（「郷土の偉人」参照）

護良親王御陵墓

鎌倉宮の東約五六十メートルを隔つる丘陵の頂に親

王の御陵墓がある。當時山麓にあつた理智光寺の住職願行が、親王の御遺骸を埋葬した處であるといふ。今宮内省の管理である。（「神社」参照）

上杉憲方の墓

鎌倉町極樂寺切通の南側なる丘陵の裾にある。憲方は山内に住し關

東管領足利氏滿の執事であつた。

藤澤敵御方供養塔

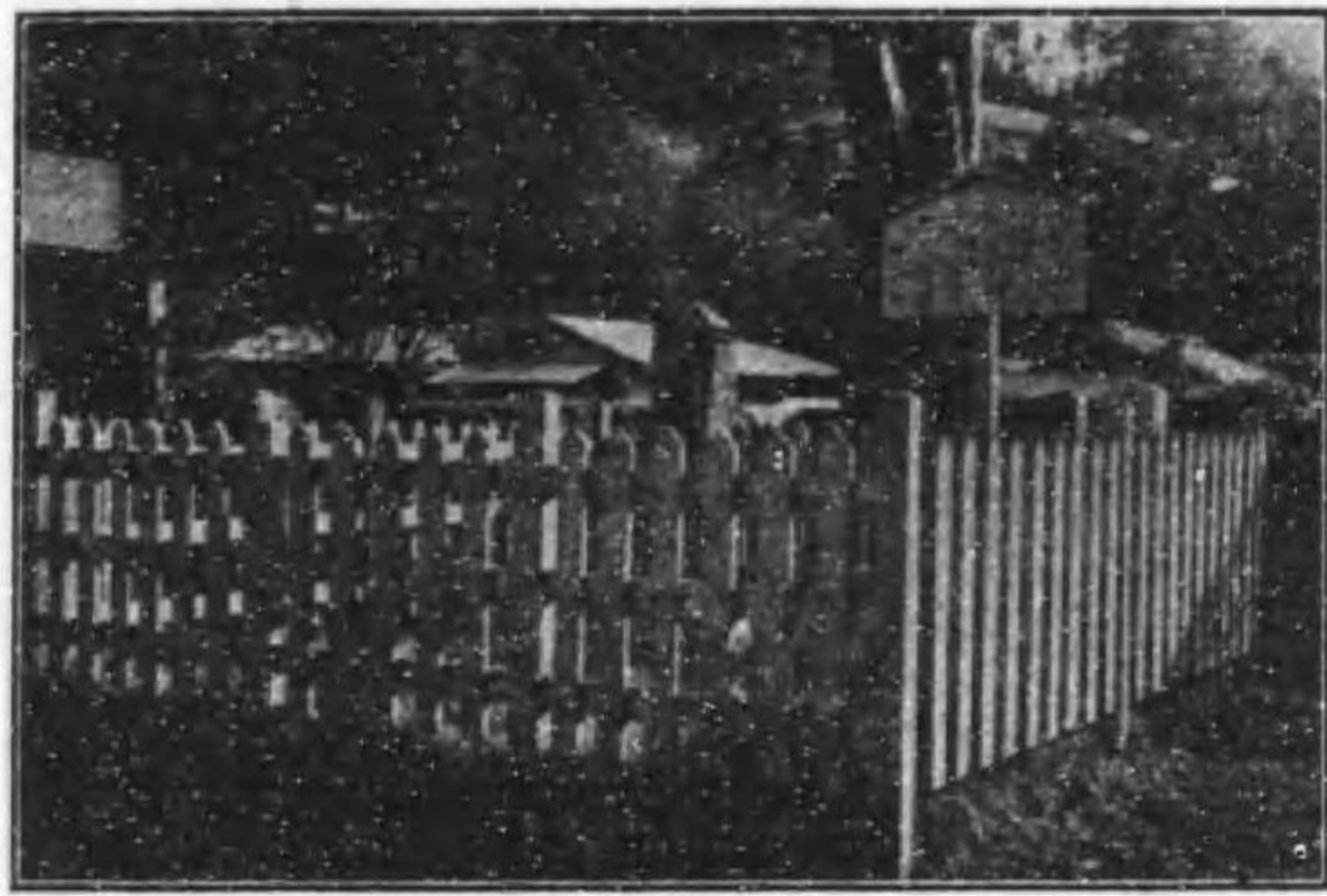
高座郡藤澤町遊行寺の境内、裏門脇にある。高さ一

五メートル程の石塔婆で、周圍に三・六メートル四方の木柵を繞らしてある。此の塔は應永二十三年より翌年に亘る上杉禪秀の亂に、戦歿した

敵味方の人畜供養の爲に、此の寺の十五世の住持尊念上人が建立したもので、此の種の塔婆として最も古いものである。

小田原城址

小田原城址 足柄下郡小田原町にある。



藤澤敵御方供養塔

此の地は附近と共に、鎌倉時代以來土肥黨が勢力を振るつて居たが、室町時代に至り、應永二十三、四年に上杉禪秀の亂に戦功があつた大森頼顯の所領となつた。然し大森氏の城は壕を掘り、土手を繞らし、柵を施したもので、今の城の地點ではなかつた。其の後藤頼の時明應三年に北條早雲は鹿狩りにことよせて、小田原の地を取り、今の城地に築き、氏綱・氏康に及び、次第に規模を擴めた。上杉謙信や武田信玄が攻めて來た頃には可なり大きな城廓となつて居た

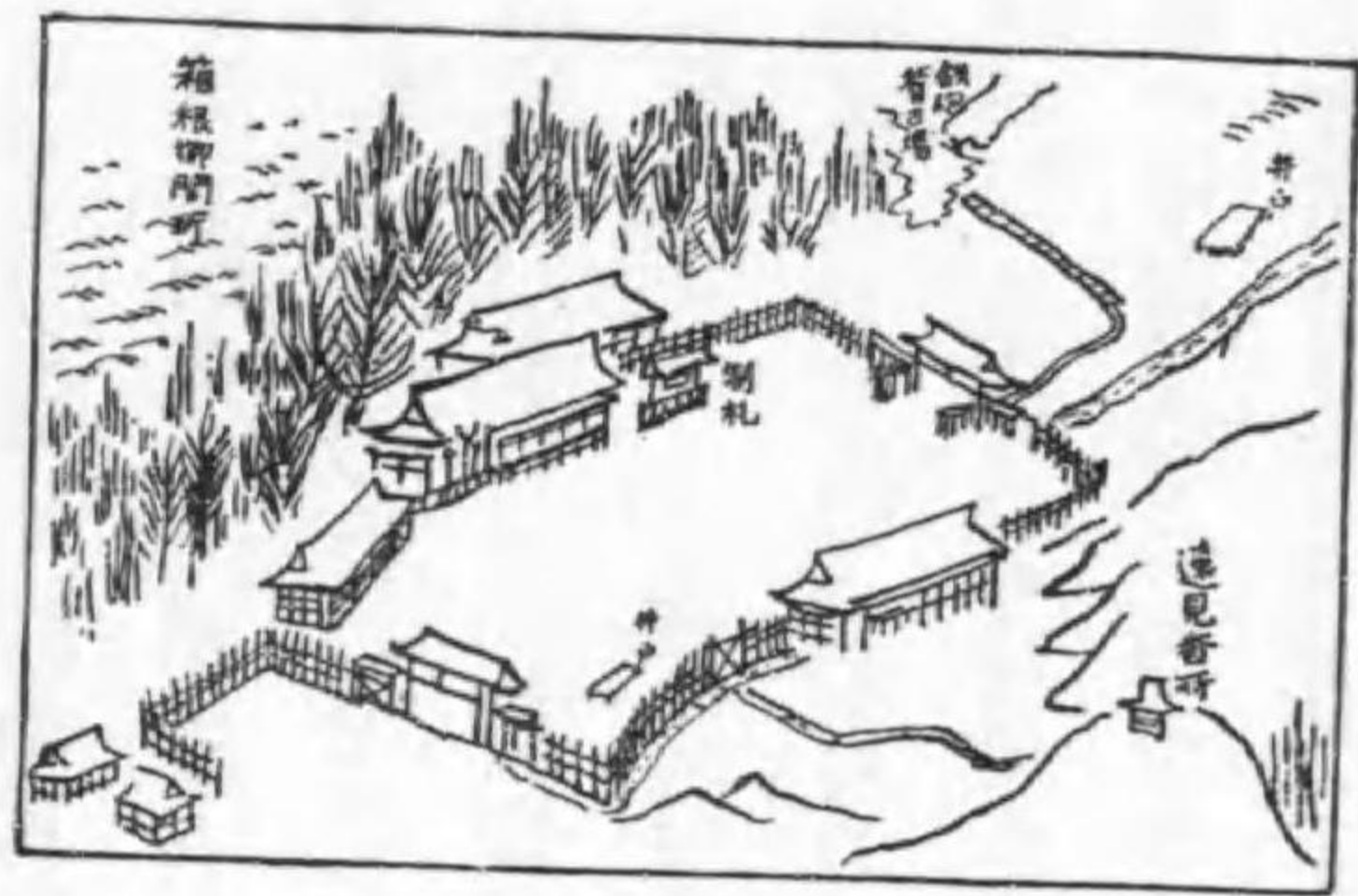
らしい。此の小田原は神社・佛閣も商工等の民屋も取入れ、曲輪取りは
 いくらか明の市城の影響を受けたもの、様に思はれる。三崎港などに
 明船が寄泊して、交易をしたことがあるから、さうした明人から築城の
 知識を得たものであらう。北條五代記には「氏直は周り五里の大城を
 構築し、關八州の民百姓まで雇ひ置き、天下を引請け、百餘日攻むと雖
 も落城せず。」と書いてある。北條氏のかうした築城は、其の戦法が守
 勢を要したので、籠城に遺憾のない様に心懸けたものであらうと思ふ。
 天正十八年家康が關東に入るに及び、大久保忠世に賜ひ、忠隣次ぎ、後
 一時番城となつて諸侯が交替に在番したが、阿部正次入城し、後再び番
 城となり、次いで稻葉正勝・正住を経て、貞享三年大久保忠朝再び小田
 原城主となつて明治に及んだ。

箱根其の他の關所址 足柄下郡箱根町の蘆の湖畔にある。一方は峻しい
 山に阻まれ、一方は湖水に限られた天嶮の地である。此の地は歴史の條

五里は二十キロメ
 トル

箱根其の他の關所
 址

にも述べた様に平安時代の初期以來東海道の要路に當つて居るが、關
 所を置いて往返の人々を檢めたのは鎌倉時代に始つたのであらう。か



舊箱根關所

の自衛の爲に設けたもので、其の掟の中にも「女並に鐵砲を第一に改
 を置いて甲州街道に備へたのであつた。これ等の關所は、主として幕府

可申候」とあつて、武器の江戸へ入ることと婦人の江戸より出ることとを、特に取締つたのであつた。

三浦安針の墓

三浦安針の墓 横須賀市逸見町の丘上にあつて、俗に安針塚といふ。安針は英國ケント州の人ウィリヤム・アダムスのことで、其の職が商船の按針手であつたので名付けられたのであつた。アダムスは慶長五年に豊後に漂着した。彼は世界の状勢を知り、造船の術、算數の技にも通じて居たから、三浦の逸見郷を領土に賜ひ、江戸日本橋名主の女を娶つて安針町に住して居たが、元和六年歳五十七歳で、肥前の平戸に歿し其の遺言によつて此の地に葬つたのである。また其の持佛であつた観音像は今尚逸見町の淨土寺にある。

浦賀奉行所址と同燈明堂址

浦賀奉行所址と同燈明堂址 三浦郡浦賀町字川間にあつて、俗に御屋敷と稱へて居る。建物の跡は草原となり、今は私人の所有に歸して民屋が建てられて居る。奉行所址の地域は東西九十一メートル、南北二百十八

五尺は約一・五メートル
六尺は約一・八メートル
ペリーの陸地

メートル、面積約六千平方メートルで、周圍に溝を繞らし、東北方に正門があつた。門址は今は廢滅したが、門前の石橋は現存して居る。浦賀奉行所は歴史の條にも述べた様に、回船番所と共に、享保五年十二月徳川吉宗が始めて置いたもので、此の地の奉行は江戸に出入する船舶を監視し、奥羽から大阪に回漕する米其の他の荷物を検査し、海上の警戒と所在地近邊の民政を掌つたのであつたが、慶應四年に至つて廢した。燈明堂址は同町字川間、千代崎の突岬にあつて、俗に燈明堂の鼻と稱せられて居る。慶安元年に石川六左衛門重勝・能勢小十郎頼隆の築造する所で、始め勘定奉行の所管であつたが、享保六年二月以後浦賀奉行の管轄となり、明治五年四月、回船番所の廢止と同時に廢燈した。燈明堂は相模風土記によると高さ五尺の石壇を築き、上に方六尺の樓を建て、燈を點じたのであつたが、今は石壇を残すのみである。

ペリーの陸地 三浦郡久里濱村字大濱の地は、嘉永六年六月ペリー

の上陸した所で、今此の地に記念碑が建て、ある。日米協會の設立にかゝるもので、碑面の「北米合衆國水師提督伯理上陸記念碑」といふ文字は伊藤博文の揮毫である。ヘリーが印度・支那及び日本海上に於ける米國艦隊司令長官兼特派全權大使の職を帯び、軍艦四隻を率ゐて、浦賀港口に投錨したのは六月三日で浦賀を始め沿岸の地は汗馬飛び炬火輝き、忽ち騒然たる有様と變じた。幕府はやむなく此の地に於て國書受理のことに決し、柿茸こぢ興行二十七メートル、間口九メートルの假館を急造し周圍に板圍を設けた。かくて準備が成つたので六月九日ヘリーは三百餘人の將卒と共に威儀を整へ、十三隻のボートに分乗して上陸し、彼我的會見は約一時間、彼の國書と我的論書との授受は殆ど黙々の間に行はれて式を終つたのであつた。

横濱應接所址

横濱市中西山下町の今の英國領事館のある所に一本の玉楠の老木がある。大正震災で苛さいなまれたが、まもなく葉ひはが生えて、今では大分繁つて來た。嘉永六年

玉楠樹は昭和五年六月に至り東方約十八メートルの地に移植した。

圖は上陸の翌日即ち二月十一日に横濱村に於てミッシンツビー乗組水兵ロバト・ウイリヤムスの葬式を行つて居るところである。同年五月十八日に下田に改葬した。



横濱應接所址

六月、明年を約して去つたヘリーは、安政元年正月、再び江戸灣に入り其の會見地に就いて彼は江戸を、我は浦賀を主張したが遂に横濱を以て應接所とすることに決つた。そこで此の玉楠の近くに前年久里濱に建てたものよりも大きな建物を造り、其の兩側には高く旗竿を立て、白地赤條の旗を翻し、周圍には幕を張り、小笠原侯や真田侯は陣場を置いて固めたのであつた。かくて安政元年二月十日から同年三月三日までの間、數回の會見によつて十二箇條から成る和親條約を締結したことは歴史の條にも述べた通りである。



米國水兵葬式の圖

鎌倉國寶館 武家文化の發祥地たる鎌倉に、主として鎌倉時代の彫刻・繪畫・工藝美術・武器其の他歴史上の遺物を蒐集して、國寶・什寶の保存を主目的とし、併せて鎌倉に訪

古遊覽する人々が短時間と小費用とを以つて、武家文化の面影を偲び得るの便を計り、且士道教化に資せんが爲に、鐵筋コンクリート校倉式の陳列館と倉庫等より成る國寶館が建設せられ、昭和三年四月三日から開館された。我等は智徳研修の爲に此の種の施設を大に利用すべきである。

縣内には本文記述のほか、城址としては衣笠・樹形・筑井・小机・玉繩・大庭・岡崎・眞田・川村・新井等があり、古戰場には石橋山・實蔭原・三増峠・石垣山等がある。

其の他曾我兄弟の舊蹟(足柄下郡曾我村)土肥實平の墓(足柄下郡湯ヶ原村)太田道灌の墓(中郡高部屋村上槽屋)大岡忠相の墓(高座郡小出村)二宮尊徳誕生地(足柄上郡櫻井村)鑄錢座址(足柄上郡内)金澤・夏島の帝國憲法起草地など極めて多い。



鎌倉國寶館

名勝

梅、桃、櫻の名勝

杉田

杉田・小向の梅、綱島の桃、戸塚・金目の櫻 横濱市磯子區杉田町の地は海に面

し、山を背にして風清らかに、江戸時代から有名な行樂の地であつた。

かの佐藤一齋の錦屏海賦等の文章や其の他の詩歌に著れた梅林は老樹の今に残るものは極めて少いが妙法寺境内の照水梅は名木である。

明治十七年及び同十九年畏くも 皇后陛下が行啓あらせられ、親し

く梅花を賞でたまうたのである。又今の川崎市内であるが、もと御幸村

なる小向にも梅樹が多かつた。明治十七年明治天皇の行幸あり、村名を

も御幸村と改稱する位であつたが、今は玉座の跡に垣根を繞らし僅か

に十數株を残すのみとなつた。綱島は今横濱市神奈川區の地で、桃林打

ちつゝいて、武陵桃源を偲ばせ、戸塚なる境川や平塚在金目川の堤塘に

は、櫻樹甚だ多く何れも春日浩然の氣を養ふによい。

金澤八景 久良岐郡金澤町及び六浦莊村の地にある。慶長年間狩野元

金澤八景

綱島

境川

小向

信が、江戸城内金澤の間に、此の地の八景を畫き、又延寶の頃、明の沙門心越禪師が此の金澤に遊び、彼の地の西湖瀟湘に似て居るとて、之に擬して八勝を選んで詩を賦したので、近江八景と共に喧傳せられるに至つた。所謂八景とは洲崎の晴嵐・瀬戸の秋月・小泉の夜雨・乙艦をどろの歸帆・稱名の晚鐘・平潟の落雁・野島の夕照・内川の暮雪である。

三浦半島

三浦半島 三浦半島は湘南の一勝區である。地は海南に延びて、山海相倚り、岬灣開合して妙趣を呈し、近く江の島の翠微を眺める。山頂に登れば豆山相峰さては總巒房嶺の相連るを望見し、碧波は脚下を洗ひ、浩洋は限りなく銀波を湛へる。就中神武寺の幽邃、滿昌寺の清雅、衣笠山の秋色、田越川の夕照、御幸濱の晴嵐、浦賀水道の歸帆、荒崎の怪巖、城ヶ島の狂瀾、劍崎の望洋、本浦の靜趣、逗子・葉山・三崎・下浦の風光等見來れば半島は渾然として一大公園たるの觀がある。

江の島

江の島 鎌倉郡川口村に屬し、其の名の如く繪の島で、鬱蒼たる老樹

大磯

は全島を覆うて眞に浮島の如く、長蛇の如き棧橋も亦風致を添へる。島に江島神社がある。外海に面して岩窟があり、岩窟に至る間、平坦な岩が廣く續く所波間に魚は跳り、海士は海中に貝を漁るなど興趣が多い。

江の島の



大磯 鵜沼・茅ヶ崎・平塚・大磯の一帶の地は所謂湘南と稱せられ、風清く、氣暖で、夏によく冬にもよい。就中大磯は高麗山の翠巒を負ひ、花水川の清流を帶び、海岸に近き鳴立澤は西行法師の歌で知られてゐる。また千疊と稱する地は、芝生清らかで展望が廣い。

大山

大山 相模の中央に突兀として聳ゆるものは大山である。山腹にある大山寺は聖武天皇の天平勝寶七年良辨僧正の開山と傳へられる。又

箱根 圖は湖の南方鞍掛山附近から北方を望んだものである。右方前面の乗落は箱根町で、その先に水を隔てて見えるのが塔ヶ島半島である。中央火口丘としては神山・駒ヶ岳及び二子山の一部が見えてゐる。左方には外輪山を隔て、富士の秀峰を望むことが出来る。



箱根の湖

山頂なる阿夫利神社は延喜式内相模十三社の一で、相武は固より、關東八州の信仰の的である。殊に源頼朝の開府以來は奉幣使が参向し、足利氏、上杉氏、徳川氏等も篤く之を尊信した。江戸時代に至つては世俗石尊大権現として、春夏の候登山参詣する者が跡を絶たない。一たび山頂に立つて四方を展望すれば心神頓に爽快を覺えて、羽化登仙の感がする。

箱根 古くから東海道の要地であつたことは既に歴史・史蹟の條に記述した。晝尙暗しと唱へられた杉の並木、羊腸の小徑と歌はれた石疊の舊道、何れも存して、遊子の杖を曳くに適し、樹種に富む森林は四時の觀賞によく、清

津久井の幽邃

麗な水は或は岩を嚙んで奔り、或は瀑布となつて懸り、また盆地のある所には温泉が湧出して、遊覽と保養とに絶好の地である。山頂なる蘆の湖に至つては其の風趣日に千變萬化し眞に大自然の妙技を讚美しないでは居られぬ。三浦半島が海の公園であるのに對し、箱根は山の一大公園である。

津久井の幽邃

相模川は其の上流、吉野・與瀬より中野附近に至るの間、

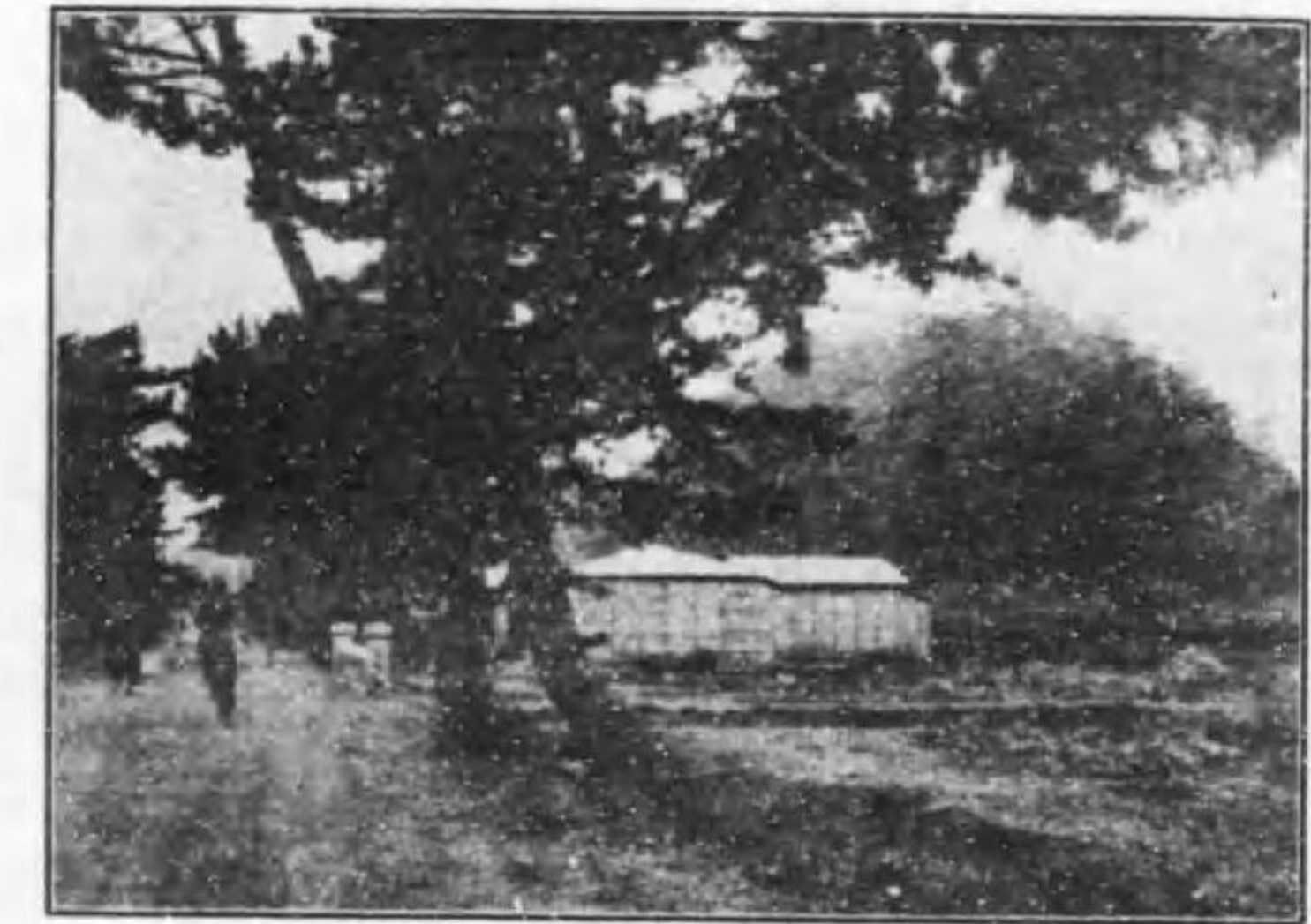
或は淵となり或は急湍となり、或は瀧となり、兩岸の奇岩は奔流を遮つて飛沫を散じ、老樹は枝を垂れて激流を覗く。若し夫れ一日石老山に遊べば奇岩怪石に富み幽邃清雅、俗腸を洗ふに充分である。

天然記念物

天然記念物

三浦郡三崎町諸磯海岸は數度の地震で、土地が隆起した。それは干潮時で水面から少くとも一メートル以上の深い處に棲息する筈の「ひみす貝」が、海拔約二十メートル以上の所にあるし、また「ひみす貝」のある所から、八九十メートル離れた海岸寄りの田の畔に蠣の附着して居るのを見ても、其所がもと海であつたことがわかる。學術研究上興味多い資料である。

其の他天然記念物として注目し、愛護せねばならぬ樹木には、都筑郡都田村川和八幡神



東海道松並木

ある。建久八年源頼朝が三浦義明を追悼し、其の誠忠を弔ふ爲に手向として植ゑたものであると傳へてゐる。

東海道松並木



五郷土の偉人

輝かしい本縣の歴史をたどり、次いで山水に木石に懐かしい由來を留めた史蹟と、美はしい名勝の地を巡つた我々は、此の郷土の自然に育まれて偉業をなした先人に學び、大いに啓發する所がなければならぬ。本縣に關係ある偉人、即ち本縣に生れて本縣又は他の地方に活動したもの、他の地方に生れて、本縣に活動したもの、本縣に命を終り、或は其の墳墓があるものなど甚だ多い。武人あり、宗教家あり、學者あり、勤王家あり、藝術家あり、實業家がある。こゝでは本縣に出生したものを主とし、他の地方に生れて、本縣に活動したものを加へて述べることにする。

源頼朝

伊豆の謫所に靜かに時機の至るを待つこと二十年、遂に我

が相模國石橋山に兵を擧げて、一度は敗れたが、捲土重來、忽ちにして鎌倉に入り、富士川に勝ち、尋いで木曾を破り、平家を滅して、六十餘州を風靡し、覇府を鎌倉に開いたのであつた。



源 かくて頼朝は天下の群雄を統御し
頼 て、上は忠誠、以て聖天子を奉じ、下
朝 は勤儉尙武、以て萬民を率ゐ、虚飾優

柔なる藤原氏・平氏の後を承けて、淳朴剛毅にして節制ある世となし、こゝに武家文化を創め、武士道を大成せしめ、國家を富嶽の安きに置いた。我々は我が郷土に活躍せる英雄中の英雄として、常に誇らしさを感じ、其の偉業を景仰して止まない次第である。

尼將軍政子

尼將軍政子 頼朝の室、政子は嚴毅果斷、丈夫の風があり、頼朝の在世

中には克く之を助けて幕府の創立に力を添へ、彼の薨後には専ら繁多なる政務に當つた。世に之を尼將軍といふ。政子は又漸く素れようとした婦道を矯正して、婦徳の重んずべきことを世に知らしめた。これも亦大きな功績である。

源實朝

源實朝 頼朝を父とし、政子を母とする實朝は温雅な君子である。聰

明の質を具へて居るが、政治上の勢力は北條氏に奪はれて、之を如何ともすることが出来なくなつた。即ち元久二年には畠山重忠が北條氏の爲に殺され、建保元年には泉親衡が北條氏を討たんとして却つて敗れ、同年和田義盛も兵を擧げたが遂に敗死した。かくて源家の忠臣は殆ど除かれ、其の危険は彼の身邊にも迫つて居たのであつたが、實朝は詩歌の殿堂、藝術の境地に其の避難所を見出し、優柔でなければ厭世的な當時の文學に、雄健なる歌を以て、新生面を開いた。其の歌集に金槐和歌集がある「山はさけ海はあせなむ世なりとも君に一心われあらめやも」

北條泰時及び同時類

に彼の心事を窺ふべく、其の他諷誦すべき詠が甚だ多い。

北條泰時及び同時類

北條氏は代々陪臣を以て天下を統御したので、深

く心を政治に留めた。就中泰時は頼朝の志を継ぎ、自ら奉ずること薄く、力を民力の休養に致した爲、庶政舉り、遂に頼朝の事業を大成することが出来た。かの有名な貞永式目は彼の制定したもので永く武家法制の規範となつた。

時頼は實に其の孫である。彼も亦儉素にして祖父泰時の業を繼

ぎ、大に政治に努めた。職を子時宗に譲つた後も、諸國を行脚して民の疾苦を問うたと傳へられてゐる。



北條泰時類

松下禪尼

松下禪尼

松下禪尼は時頼の母である。禪尼が自ら障子の破れを切張したことは、世人のよく知れるところで、事は些細なやうであるが、子時頼が克く勤儉を守り、政道に勵んだのは、實に此の母の教訓が與つて力があつたのである。

北條時宗

時宗は時頼の長子で、相模太郎と稱した。彼が少年の日、極



北條時宗

樂寺に於て小笠懸の儀があつた時、彼は家で遊戯中であつたが、父に召されて一矢を試むべきことを命ぜられ、一發にして的中した。彼は平然どよめく觀衆をあとに、邸に歸り常の如く再び遊びを續けた。北條氏は由來喜

怒哀樂の情を面に表さず、事に遭ふも動することなく平靜であつたと

言はれてゐる。此の氣魄こそは後年、鯨鱧十里海を蔽うて襲來した蒙古勢に對し、所謂鎌倉男兒膽甕の如く、號令嚴明、一舉に虜艦を粉碎し、金甌無缺の神州に一指をも觸れしめなかつた所以である。彼は實に我が國威の發揚に於ける第一人者である。「四百餘州を擧る十萬餘騎の敵、國難こゝに見る弘安四年夏の頃、何ぞ恐れん我に鎌倉男兒あり、云々」と歌はれたのも宜なりといふべきである。

北條實時及び同顯時

北條實時及び同顯時 實時は義時の孫、文武兼備はる將相の器、而も榮達を望まず誠に長者の風があつた。久良岐郡六浦莊に閑居した後は、希觀の書籍を校訂書寫し、又寺を建て、稱名寺と稱へ、寺内に文庫を置いて、多數の古書を蒐集した。其の孫顯時等亦好學の心が深く、よく其の遺業を繼いだ。世に金澤文庫といふのは即ち是である。それ等の書籍は後に江戸に移され、近世學問の復興に貢獻することが多大であつた。

北條氏綱

北條氏綱 氏綱は早雲の子、父を助けて小田原を略し、三浦氏を滅して

相模を占め、上杉朝興を品川に破つて江戸城を略し、上杉朝定を川越に破つて武藏の半ばを領し、更に足利義明及び里見義堯を攻めて下總の一部を取つた。彼は父の庭訓を受けて、克く民政に勵んだのみならず、又天文年中、後奈良天皇が即位の禮を擧げ給ふにあたり、其の御費用の薄いのを慨き、密かに家臣を上京せしめ、大禮の資及び米千石を獻じて、王事に盡くした。子氏康其の後を承けて、威を關八州に振るひ、かくて北條五代約百年間、小田原は戰國時代文化の中心として、中國の山口と並び稱せられたのであつた。

大久保忠眞

大久保忠眞 忠眞は忠世の裔、忠顯の子であつて、小田原藩主である。人となり重厚にして威儀があつた。平生學を好み、武を演じて倦むことなく、又藩政には寛嚴度を得て、士民がよく悅服した。將軍家齊に擢んでられて、幕府の要職に歴任し、遂に老中となるに及び、賢良を擧げ、節儉を實行し、銳意幕政の革正に努めたのであつた。

五郷土の偉人

六〇

以上に述べた外、本縣に住み又は其の墳墓が縣内にある武家の人々には島津忠久・太田持資・大岡忠相などがある。

島津忠久

島津忠久 は島津氏の遠祖である。嘗て本縣の地に住み、後頼朝の命によつて薩摩・大隅・日向の三國を領したと傳へられてゐる。

太田持資

太田持資 は後に入道して道灌といひ歌文を能くした。鎌倉扇が谷なる上杉家の家宰となり、主家の爲によく畫策したが、其の主定正は山内の上杉顯定の讒を信じ、浴室に刺客を伏せて之を仆した。道灌は死に臨んで、神色自若、鎗を抑へ、絶命の歌を詠じて、瞑したといふ。其の墓は中郡高部屋村上糟屋にある。

大岡忠相

大岡忠相 の本縣との關係は曾て相模國高座郡堤村(小出村)同郡大曲村(寒川村)の地が、大岡家の領所であつたこと、小出村に大岡家の墳墓があることである。忠相は人となり聰明睿智、將軍吉宗の信任を受けて、長く江戸町奉行の要職にあたり、訟を聽き、獄を斷すること巧妙にして公平的確「大岡さばき」なる語は名裁判の代名詞の如く思はれて居る。忠相は單に裁判官としてのみならず、政治家としても、將また事務家・思想家としても役人の模範とすべきことが多い。

更に壯烈鬼神をも泣かしむる様な武士を挙げれば坂田公時・鎌倉權五郎景政・三浦義明

等頗る多い。

坂田公時

坂田公時 は相模國足柄山中に生れた人で、お伽嘶には金太郎として、熊と相撲をとつた強い子供の代表となつて、誰知らぬものはない。たとへお伽嘶にでもかうした強い子供の話が、我が縣下から生れ出てるのは嬉しいことではないか。長じて源頼光に仕へ渡邊綱・碓井貞光・卜部季武と共に四天王として其の名高く、大江山の酒頭童子を滅し、伊吹山の賊を平げるなど、其の功績が極めて多かつたと傳へられてゐる。

鎌倉景政

鎌倉景政 權五郎と稱し、相模國の住人鎌倉權頭景成の子である。寛治五年源義家に従つて清原武衡を征した。時に年十六、奮戦力闘中、敵の士、鳥海彌三郎の爲に其の右眼を射られたので、大に怒り、矢を抜かずして直に彌三郎を追うて闘ひ遂に之を殺した。陣に歸つて其の矢を抜かうとした時、三浦爲綱が之を扶けても容易に抜けず、やむなく足を以て其の面を踏まへ、雙手を以て之を抜かんとしたので、景政は其の無禮を怒り、爲綱を謝せしめた。古の鎌倉健兒の意氣はかくも凛々しいものであつた。

三浦義明

三浦義明 後冷泉天皇の康平六年、平太夫爲通以來世々三浦を領し、衣笠城に據つて三浦氏と稱した。義明は義繼の子で相模介に任せらる。源頼朝の擧兵にあたり、兒孫を勵まして出陣せしめ、次いで敵の來攻するに及び、子義澄等をして城を脱して源家の再興に

勤めしめ、生別また死別、身は城に止まり、刀折れ矢盡きて城と共に亡びた。行年八十九。次に本縣に關係ある宗教家に就いて述べよう。

義眞 我が相模に生れた人。幼時より聰敏慧悟、傳教大師に従つて入唐し、彼の地に於て戒を受けて大僧正となり、又灌頂を受けた。歸朝して天台の義集を造り、次いで延暦寺の座主に任ぜられた高僧である。

又中郡大山町にある大山寺を開いた眞辨も亦相模の人であるといふが、近江國志賀郡の人であるともいふ。此の他建長寺を開いた宋の人大覺禪師道隆、圓覺寺を開いた宋人佛光國師祖元、壽福寺を開いた備中の入光國師榮西、極樂寺を開いた大和の人良觀上人忍性、立正安國論を鎌倉に獅子吼した安房の人日蓮、時宗の一派を開いた伊豫の人一遍、それ等の大宗教家は何れも我が縣内に來つて、高遠なる教義を説き、我が國精神文化の向上に寄與する所が極めて多かつたのである。

次に本縣に關係ある學者及び勤王家を擧げて其の高風を偲びたい。

藤原俊基

藤原俊基

俊基は大學頭俊範の子で、幼より才學を以て聞えた。後醍醐

天皇に仕へ、日野資朝と共に幕府を覆さんと謀り、修驗者に扮装して、

諸國の風土人情を視察し、傍、武士を募つたが、事露れて北條氏に捕へられ、一度は宥されたが再び捕へられて鎌倉に送られ、遂に葛原岡の露と消えた。かの太平記俊基卿朝臣東下りは此の時の道中を描寫した名文である。其の靈を祀つた社を葛原岡神社といふ。

小川泰山

小川泰山

泰山は相模の國大山の麓の人で、名は信成、字は誠甫、通稱

は藤吉郎と呼ばれた。幼時より慧悟、好んで字を寫した。一日通學の途雪中に顛んだので人が扶け起して、歸宅を勧めたが、彼は師の許に至り終日學んだ逸事は、人のよく知る所である。後山本北山に就いて研學大に力め、其の解し難い所は攻究して已まず、攻學に於ける頗る周密忠實であつた。惜しい哉、天明五年五月、年僅か二十七で歿した。著書に經子遺説・墨子闡說等がある。太田錦城は經子遺説に序して「若し此の人をして今日に存在せしめば、一代の儒宗なるべし。」と、讚してゐる。

二宮尊徳

二宮尊徳

天明七年七月二十三日に相模國足柄上郡柏山の百姓利右衛

門の家に呱呱の聲を擧げたのが尊徳で、通稱は金次郎である。五歳の時酒匂川が氾濫して田畑が流れ、剩へ翌年父が病に罹つたので、暮しが立たなくなつた。金次郎は幼年ながら薪を取り草鞋を造り、父に代つて堤



二宮 尊徳

防の普請に出で、困苦と闘つた。間もなく父歿し、後二年母を失ひて孤兒となり兄弟三人は離散して、彼は伯父萬兵衛の世話を受くることとなつた。艱難汝を玉にすと、かうした困難にうち克ち、しかも常に書をば離さず、燈油を自給して深夜陰かに修學し、晝は寸暇を利用して空間地を耕し、かくして、得た米が集つて二十俵となつたので、之を資として獨立の志を立て、懐かし我が家の復興にあつたのは文化三年二月、二十歳の時のことであ

つた。長ずるに及び益々勤儉力行、貨殖經濟の理に通じ、又深く佛法を信じ、慈善を行ひ、能く郷村を感化し、其の名は遠近に傳はるに至つた。よつて藩主大久保忠貞に召されて開拓興産の實績を擧げ、次いで幕府の吏に擧げられて民政の刷新、農村の復興を圖り、其の指導啓發したものの甚だ多く、尊徳の唱へた報徳の教は全國に及んだ。

彼はかうした功績を世に遺して、安政三年十月、年七十を以て歿した。尊徳に教を受けた人は極めて多いが、安居院庄七・福山瀧助・福住正兄の如きは其の主なるものである。

安居院庄七

は相模大山修驗密正院秀峰の子で、大住郡義毛村に生れ、後曾屋村の安居院氏を嗣いだ。家世々商を營んでゐたが、失敗したので、意を決して二宮尊徳の門に入り、天理人道處世の要諦を聴き、大に感ずる所あり、奮つてこれが實行を期し、報徳講及び萬人講を以て、各地に遊説し、開墾と撫恤とを以て一生を終つた人である。

福山瀧助

は相模國小田原町の人である。父は里見勘兵衛といひ、菓子商で父兄と共に行商した。時に領内に報徳社が起つたので、兄久藏と其の社員となり、二宮尊徳の教を

受けた。弘化元年瀧助は出で、福山家を襲ぎ、家業に精勵し、且小田原報徳社の興隆に力めたが、遠州報徳社の創立者安居院庄七の歿するに及び、家業を養子に譲つて、これが遺業を繼ぎ、報徳心學の道を修めて、其の教を弘め、講説二十七年に及んだ。瀧助は人となり淡泊で、自ら奉ずること薄く、一意公益を圖つたのである。

福住正兄

福住正兄

相模中郡金目村片岡なる大澤市左衛門の子である。始め千賀桐陰に就き次いで江戸の大槻東陽に學んだが、二宮尊徳の風を慕うて其の教を受け、日夜勤勉倦まず、尊徳も亦彼を愛すること子の如くであつたといふ。嘉永三年箱根湯本なる福住家の養子となり懇篤誠實、家業を回復し、驛路の悪習を革め、土地の繁盛を圖つた。功を以て藩主小田原侯より藩士に擧げられ、藩學の再興に力めた。正兄は歌道に、國學に、禪學に、孜孜研修して倦まず、報徳の道を実踐躬行して、眞に仁者の風があつた。

根本武夷

根本武夷

武夷は名は遜志、字は伯修、通稱八右衛門、武夷は其の號で、彼が武を力説する所から同窓が綽名した武威生から起つたのである。元祿十六年に今の横濱市弘明寺町に生れた人である。若い時から武技を好んで擊劍の秘奥を極め、又荻生徂徠を師とし經史を學んで造詣深

權田直助

權田直助

く、嘗て山井崑崙と共に下野足利學校に遊び、經書を校勘して儒學に貢獻した。相中八雄傳、鎌倉風雅集、劍技小錄等の書を著した。

直助は武藏國入間郡毛呂本郷の人である。祖父休立以來醫を業とし、始め幕醫野間廣春院に學び、四方を遊歴して家に歸り家業を開いた。後思ふ所あつて平田篤胤の門に入つて國學を研究し、治療を門人に、家事を妻女に委せて、己は京師に至り皇威回復の謀議に加はつた。一時西郷隆盛と江戸薩藩邸に潛んだが、次いで岩倉具視の信任を受け、江戸・京都間を奔走した。明治六年相模國阿夫利神社に奉仕し、傍、國文學界に活躍して大山學派の名を遺し、同十二年伊豆三島神社宮司となつた。國文句讀考・國文學柱・文典辨疑等多數の著書がある。

辨玉

辨玉

辨玉は東京淺草の人で、大熊卯八の子、幼名を鐵之助と呼んだ。十歳にして下谷の清徳寺に入り、後芝の増上寺に移り、梵誦の餘暇歌を學び瑣々堂と號した。明治初年の頃神奈川三寶寺の住職となつて慶阿

上人と稱へ、大に歌道を奨めた。歌集に由良牟呂集がある。

小笠原東陽

小笠原東陽 東陽は江戸谷中の邸に生れ、三歳にして孤となり、義父奥山重義に養はれた。安政二年昌平黌に入り、次いで林氏の門に學んだ。後姫路藩に仕へたが、明治元年職を辭して民籍に入り、小笠原の姓に復し、賣卜を業として一家を支へた。明治五年三月相模國高座郡羽鳥村に讀書院を開いて村民を訓へたが、翌六年縣は新學制に則つて、讀書院を羽鳥小學校と稱せしめた。次いで八年此の地に第三師範學校を置いて、東陽を其の訓導とした。翌年同校を廢して其の生徒を横濱師範學校に移すに及び彼は新に耕餘塾を開いた。遠近來り學ぶもの多く、羽鳥耕餘塾の名漸く世に著れた。東陽は常に心を名利の外に置き、野に隠れて一意育英のことに従ひ餘暇釣魚を樂しみ自ら半漁と稱した。

中垣秀實

中垣秀實 秀實は年十七を以て小田原藩主に仕へ、累進して慶應四年六月には文武督學に任ぜられた。偶々此の年五月に林昌之助等が遊撃

隊及び諸藩の脱兵二百七十餘人を率ゐ、沼津藩の監視を脱出し、小田原藩に屬する箱根の關門に迫つたので、藩兵はこれと相銃撃して勝敗が決しなかつた。此の時城中に異論が起つて、遊撃隊等の行動を以て義舉とし、これと相提携して、薩長等の軍に當らうと遂に和議に決した。時に江戸藩邸にあつた秀實はこの變を聞いて、急ぎ小田原に歸り、藩主忠禮侯に謁し、天下の大勢を説いて、錦旗を奉ずる薩長の行動は決して私舉にあらずと、即ち王師に抗すべからざることを徹宵痛論し、遂に藩論を翻して勤王歸順のことに決せしめ、小田原をして兵亂の慘禍を免れしめたのであつた。

佐藤政養

佐藤政養 政養は通稱を與之助、號を李山といひ、羽後國飽海郡升川村の人である。幼時は印刻のことに興味を有つて居たが、長じて江戸に出て、勝海舟の門に入り坂本龍馬等と共に蘭書及び火技を學び、又測量術を研究した。安政六年幕府が神奈川を開かんとした時、彼は地理を考へ、

世態を察して、横濱の開港を主張し、其の師海舟と謀つて幕議を動かし、遂に事實上横濱が開港されるに至つたのである。明治二年官に仕へ、まもなく鐵道助となつた。京濱間鐵道敷設は其の在職中のことであつたので、明治五年九月鐵道開通式の時、其の功を賞せられて、おそれ多くも親しく扇子を賜はつた。

次に藝術家に就いて述べたい。武家文化の中心地たる鎌倉には、武器・武具の工匠はもとより彫刻を始め各種の工藝に妙を得た名人が多かつた。就中最も著しいものは佛師と刀匠であつた。

運慶 康慶の子で、名は譽、備中法印と號した。鎌倉時代初期の人である。東寺大佛師の職に補せられ、多くの立派な佛像を造つた。始めは京都に住したが、後に鎌倉に移り、世に所謂鎌倉佛師の祖となつたのである。鎌倉の正宗屋敷の西なるを運慶の屋敷跡と傳ふ。其の子に湛慶、康運・康辨等がある。

正宗

正宗 岡崎五郎入道と號し、初代行光の子、正應・嘉暦の頃の人である。諸國を巡つて刀冶の蘊奥を究め、斯道中興の祖神と稱へられてゐる。彼の流を汲んだ刀匠は甚だ多い。其の屋敷跡は今も鎌倉にある。次に土木・治水・埋立・開墾等の地方開發上の功勞者並びに實業家の主なるものに就いて述べる。

小泉治太夫

小泉治太夫 治太夫は駿河國富士郡の人で、今川氏の家臣であつたが、義元が桶狭間に陣歿してからは徳川氏の旗下に屬し、文祿二年に橋樹郡砂子郷即ち今の川崎に來り住し、國土の安穩を祈る爲に、且は同家の菩提所として妙遠寺を建立した。彼は理財・水利・土木の術に長じて居たので、幕府の命を受けて荏原郡及び橋樹郡内に用水堀を掘り、又多摩川兩岸に長堤を築設して洪水防禦の策を備ふるなど、民利の増進に力めたのであつた。

吉田勘兵衛

吉田勘兵衛 名は良信と稱し、慶長十六年に攝津國能勢郡に生れた人

である。若い頃江戸に出で、本材木町に居住し、石材・木材商を営んでゐたが、後には江戸城修理などの用度を命ぜらるゝほどの豪商となつた。勤兵衛公益の志篤く、我が久良岐郡横濱村の西なる鐘形の入海の埋立開墾を企て、明暦二年工事に着手し、一度は洪水に遭うて失敗したが、萬治二年再び工を起し、幾多の辛酸を嘗め、堤防を築き水路を浚渫し、莫大の私費を投じて遂に百十六町歩餘の田畝宅地を成した。幕府は名づけて吉田新田と稱し、良信を賞して苗字帯刀を許した。かくて魚蝦の棲處だつた海は一轉して水田となり、幾多の農夫が豊作を冀つて耕作に餘念が無かつたが、黒船の砲聲一たび響いて横濱の地が互市場となるに及んで、水田は再轉して、車馬熱鬧する商戦の巷とはなつた。

湯山彌五右衛門

湯山彌五右衛門

相模の國足柄上郡山北の人である。元祿十六年の震災及び寶永元年の洪水に山北は非常なる損害を受け、次いで同四年に富士山噴火の爲、砂土が堆積して皆瀬川が溢れ山北・向原の二村民が生

活の資を失つて四散した。時に彌五右衛門は名主であつたが、村民の窮状を見るに忍びず、百方苦心の末、勘定奉行の巡視先に哀訴し、江戸に隨從して數回狀を具し、遂に皆瀬川掘鑿の許可を得た。そこで彼は六十歳の老軀を厭はず、自ら工事に着手し、晝夜努力數十日にして、新川を開通し酒匂川に注いで永く水害を除き、新に數十町歩の水田を得た。爾後子孫相繼いで公共の爲に盡くす所が多かつた。

田中兵庫

田中兵庫

兵庫は武藏國八王子の人、窪島八郎右衛門の子で、寛文二年三月に生れた。後川崎の名主田中兵庫の養嗣となつた。寶永四年養父の後を承けて名主となり、克く其の職に努めた。年五十にして江戸に出で、學び、歸りて里人に孝悌の道を説き、爲に風俗一變、禮讓を尙び、學問に向ふものが多くなつた。享保五年西國を巡歴し、翌年民間省要十七卷を著し、政治を論じ經濟を説き、又大岡忠相の識る所となつて治民策を幕府に獻じた。遂に幕府に召されて御普請御用を命ぜられ、荒川・多

摩川の水防工事を施し、次いで六十五歳の老齡を以て酒匂川の治水にあたり、東西文命堤を築設して、永く水害を絶つことが出来た。兵庫は更に多摩・埼玉・静岡等に於ても功業をなした。

池上太郎左衛門

池上太郎左衛門

名を幸豊といひ、

武藏國橘樹郡大師河原の名主であ

る。意を殖産興業に注ぎ、寶曆十二年に私財を投じて海邊を開墾して池上新田と稱した。後大島村の地を拓き、功によつて苗字帶刀を許された。又甘蔗の栽植並びに砂糖の製造に力を致すこと二十餘年、遂に之を一般に普及させた。其の他製鹽・搾油・製硝及び果樹の栽培等産業の發達に貢獻する所が甚だ多かつた。

永島段右衛門

永島段右衛門

武藏金澤の人で、名は忠篤、龜巢と號した。九世の祖泥龜

は幕府の儒官であつたが、寛文年間に金澤の地に移り平潟及び走川に新田を開拓したのであつた。然るに元祿十六年地震の爲に堤防が決壊して荒蕪に歸したのを、子孫が相繼いで再興を試みたが頻年洪水と海

嘯とに遭つて忠篤に至つた。彼は父嘉十郎の後を承けて、名主見習の傍家業に心勞し、勤苦一日の如きもの二十年、領主川越家に開拓を願ひ、周圍の迫害と嘲笑の間に、百折不撓寢食を忘れ、嘉永五年に至つて鹽田全く成り、又泥龜新田を再拓し、荒蕪を化して良田と成した。かくて家運が回復するに及んで、細民を救ひ、公益事業に盡くしたので、藩主は舉げて地方五十ヶ村の大役人となし、維新後も公職にあつて、老の至るも知らず、八十歳に至つて始めて隱居した恪勤精勵の人であつた。

田中平八

田中平八

信濃の國上伊那郡赤穂村の藤島卯兵衛の子で、幼名を釜吉

と呼んだ。少時より大志を抱き、稍長じて魚商となり、尾・信間を行商した。嘉永五年に同郷の田中保兵衛の養子となつた。憂國の心が深く、夜間武術を練つて、他日に期する所があつた。横濱開港にあたり、率先して貿易業に従事し、其の間或は水戸藩士田丸・藤田の義舉に與して獄に投ぜられ、或は彰義隊の亂に官軍に加はつて功を立てた。後横濱に洋銀

取引所を設けて、家號を糸屋と稱して貿易を営み、水道・鐵道・學校・銀行・會社等、市の公共事業に盡くし、世に天下の糸平と稱せられた。

當年一寒村の横濱をして、今日の繁盛を致さしめたのは、幾多先人の努力の結晶である。或は公共事業に、或は産業に、貿易に、或は教育事業に、或は工藝に、何れも畢生の力を盡くしたのであつた。荻部清兵衛・石川徳右衛門・石井源左衛門・金指六左衛門・平沼九兵衛・岡野良親・伏島近藏・高島嘉右衛門・原善三郎・増田嘉兵衛・小野光景・平沼專藏・若尾幾造・茂木保平・朝田又七・安部幸兵衛・木村利右衛門・島田三郎・美澤進・宮川香山などの如き是である。

世の中は見方によればリレーレースである。先人の業績を失墜することなく、之を善美に完成せしめることは、我等後輩の責務ではないか。前に記した様に我が縣に關係ある偉人は甚だ多い。我等は夙夜これ等偉人の輝かしい功業を仰いで、處世の鑑となし、智徳を練磨修養し、各業務に精勵して、君國に報ずるの固い覺悟がなければならぬ。



六 關東大震火災と復興

大震火災

想ひ起せば身の毛もよだつ

想ひ起せば七年の昔、大正十二年九月一日は、我が神奈川縣にとつて何たる厄日であつたらう。此の日朝からの微雨も止み、風も凩いで、大空には初秋の太陽が微笑みつゝ、其の慈しみの輝きを地上の總べてに與へてゐた。然るに漸く半日の勞務を終へて、今や將に晝餉の膳に就かうとする午前十一時五十八分、突如として大地は激しく上下に搖ぎ、山は崩れ、川は氾れ、家は倒れ、道は裂けて、人は歩くのは勿論、匍匐すらも出来ないといふ大地震の襲來、建物の倒れる物凄い音、下敷になつた者の悲痛な叫び、狂奔する人畜の叫喚、雜然紛然耳も爲に聾せんばかり、

仰げば砂塵は空を覆うて天日も闇く、忽ち起る四方の火の手は悪魔の赤い舌の如くゆらくと揚り、さながらの阿鼻地獄、地震だと氣付くよりも先づ此の世の壊滅を想はしめたのであつた。

かくて大正の大地震は、帝都を始め、一府四縣に亘つて其の猛威を逞しくしたのであるが、震源地なる相模灘を有する本縣は、魔軍の正面攻撃を受けた爲不幸にして最も慘ましい損害を蒙らねばならなかつた。

地上の總べてを覆さうとする急激なる上下動に次ぐに、あらゆる物を舐盡くさずんば熄まざる劫火を以てし、更にこれでも懲りないかと、人畜を一呼吸に吞まうとする大津波を以て成れる大魔軍は、我が神奈川県縣の全滅を期して其の最初の突撃を試みたのである。

こゝに其の突撃は見事に功を奏し、六十餘年の歳月を費し、縣民の汗と膏とを以て、帝國の表玄關、世界の貿易港とまで築き上げて來た横濱市も一瞬にして破壊せられ一夜にして燒盡くされて、滿目荒涼たる燒

本縣の誇は總べて失はる

野原となり、もとの横濱村にも劣るみすばらしいものと化してしまつた。昨日までは美しい山川と快い温泉とを以て、多くの人士の心身を

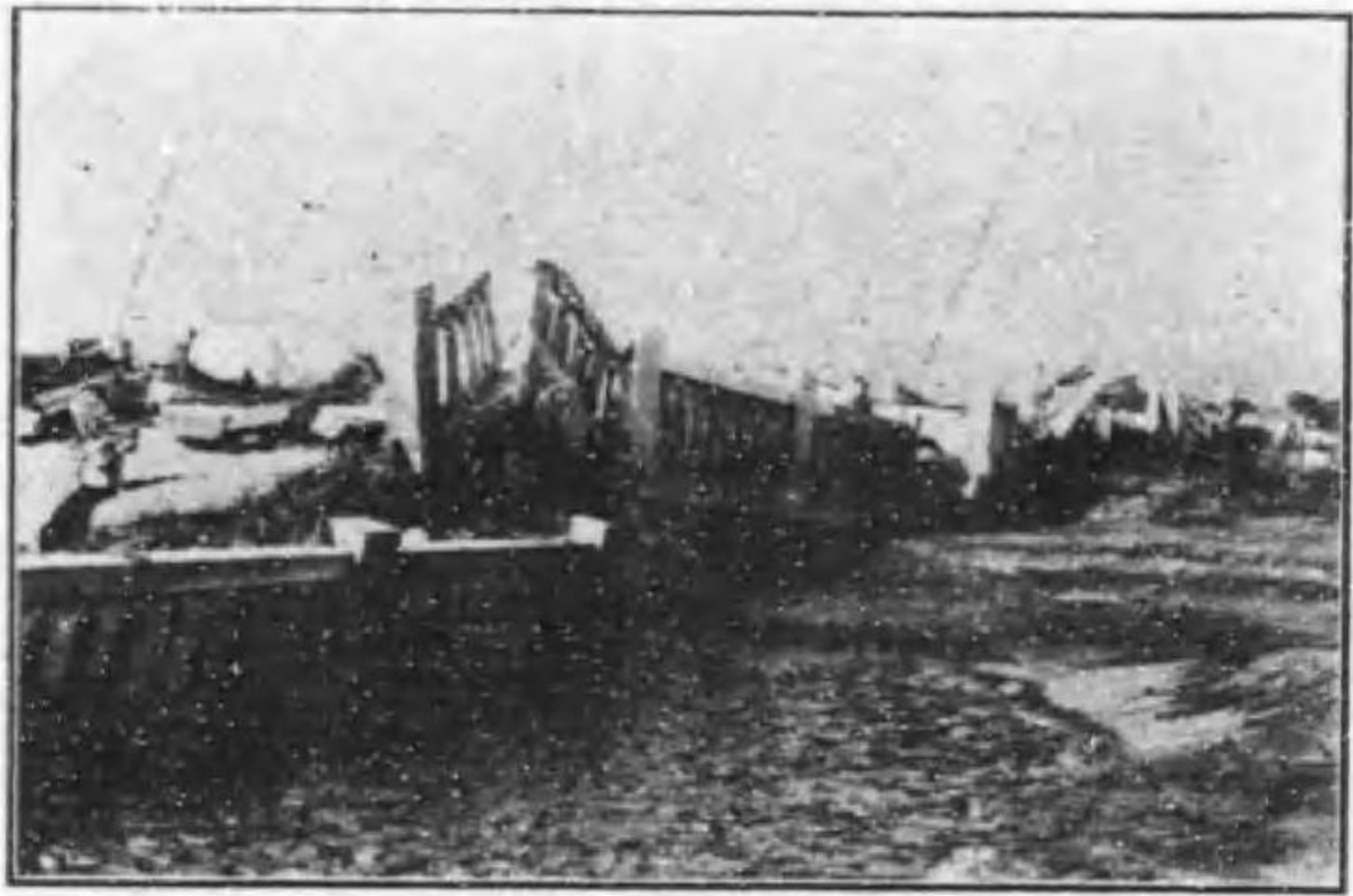


横濱の惨狀

洗ひ英氣を養つた天下の仙境、一夫關に當れば萬夫も開く能はずとまで謳はれた天下の嶮、箱根地方も、再び起つ能はざるまでの深傷を負つた。松は青く沙は白く避暑避寒の好適地たると共に、又東西交通の大動脈たる東海道線之を貫通し、主要物産地として本縣の軀幹を成せる湘南一帯も、將又、關東武士の發祥地たると共に、七百有餘年の風雨にさへびくともしなかつた建築・美術を有する古都鎌倉も、此の魔軍には敵すべくもなく悉く蹂躪せられてしまつた。曾ては大名行列が悠々としてねり歩き、又

幾多の文人・政客が或は悶々たる情を秘めて、或は冲天の意氣を抱いて來往した箱根以東の古驛も殆ど粉碎せられて、復追憶するの由なきまでに至らしめた。

かく本縣は震源地に近い關係から、其の被害の範圍は全縣下に亘り、其の程度は嘗て史上に見ざるものであつた。即ち本縣の首都横濱市は前述の如く殆ど全滅の慘害を被り、其の他大体に於て、相模灣に面した地方、及び相模川流域地方が最も慘狀を極め、横須賀・鎌倉・秦野・厚木・小田原等、人家の稠密なる所は震火の爲に焦土と化し、熱海線の沿岸並びに三浦半島では、相模灣底の隆起或は陥没に伴なつた海嘯の災厄を加へ、片浦・岩・福浦・根府川の諸村は第一震



酒匂川の橋の惨狀

と共に擧げて地中に埋没し去つて、屍體の發掘さへも出來ないといふ慘狀を呈し、省線熱海線の如きは海中に振るひ落されるといふ慘禍。

以上はたゞ目ぼしいものだけを擧げたのであるが、此の外、各種産業施設の破壊、交通機關の杜絶は全縣下に亘り、其の損害は莫大なるものであつた。人口約百四十萬中、約三萬の死者を出し、戸數約二十八萬中、約十一萬戸が倒潰焼失し、其の他公共物、縣營造物等の損失を加ふれば、本縣は一瞬にして十億圓に近い財寶を奪はれたのであつた。斯くて本縣の誇は總べて失はれ、縣としての生命も一時絶たれたと謂ふべき悲運に陥つた。

畏き極み

畏くも、當時本縣内に御滯在中であらせられた東久邇宮師正王殿下・山階宮佐紀子女王殿下・閑院宮寛子女王殿下は竹の園生の貴き御身を以てすら、なほ且其の災を免れ給はず、遂にいたましい御最期を遂げさせられたのである。

◎ 震災罹災者表

都市別	震災當日ノ 現在人口	罹災者				合計	現在人口 百ニツキ 罹災者 方不明
		死者	行方不明	重傷	輕傷		
總數	一、三九、〇〇〇	二、六二四	二、二四四	六、八八八	七、三、三六六	八、五二二	二七
横濱市	四四一、六〇〇	三、三六四	一、九五一	三、二四四	七、〇、九四四	五〇、〇九	九二
横須賀市	七四、五〇〇	七四三	六	三七七	九〇四	二、五、六六	三三
久良岐郡	一九、四〇〇	一九四	三	三〇	三四	八、〇、二九	九
桶樹郡	一七、〇〇〇	一、八三三	五	四八一	一、〇、六九	六、〇、八九	三三
都筑郡	四三、七〇〇	一、六〇	三	三	六、六、九	二、三、三三	七
三浦郡	一〇、〇〇〇	五〇〇	五	二五	四、五	二、九、七九	九
鎌倉郡	七〇、〇〇〇	七四七	三	三〇	八、六	四、三、九	一〇
高座郡	二五、八〇〇	五八	八	二六	四、七	六、〇、二七	一三
中郡	二四、一〇〇	一、二二	三	四六	八、八	八、五、七九	一六
足柄上郡	四八、三〇〇	二四	八	一七	三、三	三、三、三	一
足柄下郡	六二、四〇〇	一、七三	空	一七	一、二、四	七、五、二五	一
愛甲郡	四〇、〇〇〇	五	一	三	三	一、〇、一〇	一
津久井郡	三二、七〇〇	四	五	八	四	一、八、六	一

況して縣下一般庶民は、或は家の下敷となつてあつと思ふ間もなく

他界した者、壓死は免れながらも、次いで襲ひ來つた劫火に包まれて悶絶した者、傷つきながら辛うじて猛火を脱しても、子には先立たれ、親には見放され、幸にして一家相擁して其の僥倖に感泣し合つた者も、交通運輸の機關が全く杜絶した爲、其の日から食ふに食なく、住むに家なく、着るに衣なしといふ慘状であつた。

斯くて呪ふべき九月一日の夜も恐怖と不安とのうちに明けた。各所の安全地帯に避難してゐた罹災者達はまだ餘燼の燻つてゐる燒跡に、或は鉢を伏せたやうにベシヤンコになつた我が家に歸つて來た。然し其處には何物もなく、又何處から手を着けてよいやらわからなかつた。當時來濱中であつた大麻内務事務官は、次の如く報告してゐる。

- (一) 海岸より望見すれば、残存する家屋なし。
- (二) 倉庫内に多少の残存米あるも、配給の道なく、罹災民の取るに任せ、四日中に盡くる見込。

(三) 死者豫想よりも少く、三、四万の見込。

(四) 飲料水なく、三日罹災民は天を仰ぎて口を開き驟雨を吸ひつゝあり。

(五) 森岡警察部長は横濱碇泊中のコレア丸に頼り、無線電信を以て京阪地方に救助を打電せり。(下略)

と。以て其の慘状の一斑を知り得よう。

其のうち縣當局を始め、横須賀海軍等の斡旋、或は比較的震害の少かつた方面の同情等により、漸く其の日の露命を繋ぐに足る食糧は配給せられた。然しまだ住むべき家はない。其上、一日何十回となく襲つて来る餘震は、何時又激震があるかも知れないといふ不安を抱かしめ、かて、加へて、種々の流言蜚語は、大慘事に直面して理性を欠いた全罹災者の間に忽ちにして廣がり、人々は危惧狼狼の極に達した。さはれ一身一家を忘れた官公吏・警察官を始め、青年團・在郷軍人會等の勇壯義烈なる活動と、罹災者各自から發露した人間本性なる同情の念、協同の

漸く露命を繋ぐ

危惧狼狼

救護事務局

心とが相呼應して、ともかく刻下の急務に善處することが出來た。

政府も亦一刻も猶豫せず、九月二日には既に臨時震災救護事務局を設け、四日には其の支部を横濱に置き、直に救護事務を開始すると共に、本縣警察部も部員を擧げて警備並びに救護に従事した。又、二日には震災地一帯に戒嚴令が布かれ、六日には縣下に於ける軍隊の配置も定まり、要所々々は銃劍を以て固められたので、極度の不安も全く一掃せられ、混亂した秩序もすつかり回復せられた。

本縣下の慘状一度天聽に達するや、痛く縣民の艱苦を御軫念遊ばされ、九月四日には早くも四竈待従を本縣に差遣はされ、更に皇后陛下には十一月十五日横濱市に行啓親しく慘禍の跡を憐れせられ、又罹災民御慰問を賜はり、皇太子殿下にも、十一月十日横濱・横須賀兩市に行啓あらせられ、焦土と化した市街を憐れられた。

更に皇室よりは、本縣罹災民に對し、御救恤の御思召を以て、御内帑

聖恩涯なし

戒嚴令布かる

金二百五十餘萬圓を下し賜はり、葉山・西浦・逗子の三ヶ町村には學校修理費として、兩陛下より金五千圓を賜はり、閑院宮殿下よりは小田原町に對し金三千圓を賜はつた。皇室の此の厚き御惠みに對し、當時官民は等しく感泣したのであるが、本縣人たる者は子々孫々永久に之を銘記し、以て鴻恩の萬一に報い奉る覺悟がなくてはならぬ。

本縣慘禍の實狀が一度各地に報ぜらるゝや、全國各地より深甚なる同情が寄せられたのは勿論、遠く世界各國からの同情が翕然として集り、物資の救援、金員の寄贈、或は勞力の奉仕等、美しい同胞愛・人類愛が本縣に向つて注がれ、救援材料は海陸の兩方面から續々到着した爲、罹災民はこゝに漸く口に餬し、雨露を凌ぐことが出来、沮喪してゐた意氣も回復して、灰燼の中から、廢屋の中から雄々しくも復興の第一歩を踏出し得たのである。此の内外未曾有の同情・救援に報いるには本縣民たる者、單に復舊・復興にのみ満足せず、更に進んで、日本文化・世界文

各地よりの同情

化に一大貢獻をなすべく努めなければならぬ。

◎ 震 災 哀 話

親子二人暮しの樽屋が横濱市にあつた。今度の震災に家は倒れた。幸にも息子は傷つかなかつた。父親は腕を木材に挟まれてしまつた。抜かうとあせればあせる程、後から來る激震に腕は益々締められる。此の時ふと十八になる息子には木材の間に鋸のあるのが眼についた。急ぎ取出し、一心に切始めたが、重なり合つた太い木を切ることは非常に困難な仕事であつた。けれども親を助けたい一心から力をこめて切續けた。その中に此處彼處に火の手が見える。父の腕は依然として一寸の動きもとれない。火は燃盛つて次第に近づいて來る。徒に氣はあせり疲れるばかり、遂に父親は我が子に腕を切れと言つた。あゝ何といふ慘らしいことであらう。どうして父親の腕を鋸で引切ることが出来よう。息子は涙を浮べて父親の顔を見つめるより外なかつた。親はいらだつて再び息子に向つて、「腕の一本や二本に命は換へられぬ。家に火が廻つた。早く〜。」と、せき立てる。息子は仕方なく鋸を父親の腕に當て、引きはじめた。皮は裂かれた。肉は出た。鮮血はほどばしり流れた。子を見るに忍びず、「お父さん」と、呼んで耐へかねて其處に倒れた。父は痛さをこらへて、「早く〜。」と、呼んだ。息子は力を振るつて立つて再び父の手を引いた。鋸はきしんで思ふやうには動かされなかつた。鉈を持つて三度までも腕に向つて碎

かうとしたが、あはれ、火は大きくもない自家に燃移つて来た。萬事休す。煙にあふられて、息子は家の中に居られなくなつた。父親は決心したもの、如く、「おれは焼死ぬ。お前だけは逃げよ。早く逃げよ。」と叫んだ。息子はどうしてもその聲を聞捨てては逃げられない。然しとうとう火の中に我慢出来ず逃れた。此の時親が火の中で何事か大聲で叫ぶのが聞えた。息子の體はすぐむやうであつた。親一人子一人。父に先立たれた息子は、生きて何の望があらう。三日過ぎた時、白骨になつた父の前に一人額づいてゐた息子は、遂に短刀を逆手に其の後を追うたのであつた。

何といふ惨ましいことか。父には息子のみが頼りだつた、息子には父のみが頼りだつた。一人は先に、一人は後に、二人は死んで一緒に生きようとしたのであらう。

復興の概況

由來堅忍不拔にして、秩序を重んじ、統制を貴び、あらゆる艱難を突破して、劃時代的の大事業を成就するのは、我が國民の長所であつて、實に世界に誇るに足るものである。

復興成る

今や約八億の國帑と數百萬人の勞力とを費して、帝都を始め震災地

の復興は成つた。災禍後僅々數年にして、昭和五年三月二十六日には畏くも聖上陛下の行幸を仰ぎ奉つて帝都復興の式典が擧げられ、我が神奈川縣に於ては、更に之に先んずること一年、昭和四年四月二十三日を以て其の復興振りを天覽に供することを得たことは、日本國民の誇であると共に、我が神奈川縣民の誇でなくてはならぬ。

今回の震災は主として我が國の主要部、即ち、帝都及び帝國の玄關たる本縣が殆ど完膚なきまでに粉碎せられたのであるから、これが復興は實に國運消長の分岐點とも謂ふべく、帝都復興・神奈川縣復興の聲は期せずして朝野に起るに至つた。

こゝに餘震なほ止まざる九月十二日、畏くも帝都復興の大詔は渙發せられ、罹災民の奮起を促し給うた。二十七日には早くも帝都復興院（後に復興局と改む）が特設せられ、本縣には其の出張所が横濱市に開かれ、街路・橋梁・運河等の工事、及び土地區劃整理を始め、其の他公園・

帝都復興の大詔

復興計畫

市場・教育・衛生・社會事業・上下水道・電氣事業・瓦斯事業等諸般の施設を其の事業とし、其の中、幹線道路並びに橋梁の新設改良、河川運河の改築、大公園の新設及び土地區劃整理の一部は國に於て直接施行し、其の他は地方自治体の施行に俟つこととし、之に對しては國が相當の補助、或は貸付を與へる方針の下に復興の大計畫は樹てられた。

本縣に於ては縣廳を始め、各種の營造物は破壊せられた爲、何れもバラック廳舎であつたが、其の不便を忍びつゝも、「獨り舊態ヲ回復スルニ止ラス進ンテ將來ノ發展ヲ圖リ以テ巷衢ノ面目ヲ新ニセサルヘカラス」と仰せられた聖旨を体し、劃期的積極的大計畫を樹て、縣下各市町村も、よく國家及び縣の指示に従ひ、更に各自治体の特質に鑑み、各般施設の復興に努め、着々其の工を進めたのであつた。民間に於ても亦、徒に過去に執着せず、悲運を啣たず、新規蒔直しの決心を以て、或は鋏を把り、或はハンマーを振るつて焦土の中から奮然として起ち上

り、こゝに官民協力、一意復興に向つて邁進し始めた。やがてバラックの工場からは黒煙を吐始めた、道にはトラックが走り出した。ぼつ／＼本建築も始つた。さはいへ其の間、目に見えぬ多くの難關が横たはつてゐた。縣としては複雑な各種の復興計畫、それに要する資金の調達、本省との折衝等當局者の頭を悩ましたことは實に數へきれない。民間に於ても、住宅の建築、家業の回復、資金の調達等一家を擧げて東奔西走しなければならぬことも多かつた。

斯く幾多の難關を突破しつゝ、銳意其の計畫を遂行した結果、縣としての復興は昭和三年度を以て略々完了することが出來た。

之を震災前に比較すれば幾多の進歩があり、飛躍が認められて、實に人をして隔世の感を抱かしむるまで立派になつた。木造だつた官公署・學校等は殆ど全部耐震耐火の堂々たる鐵筋コンクリート建となり、木橋は變じてコンクリート橋となり、道路は擴張せられてアスファルト

道となり、河川は復、氾濫の憂なきまでに修築せられ、産業其の他各種の施設は悉く最新式のものとなり、他府縣の參觀者も續々來るやうになつた。二百餘萬圓を投じて横濱港頭に巍

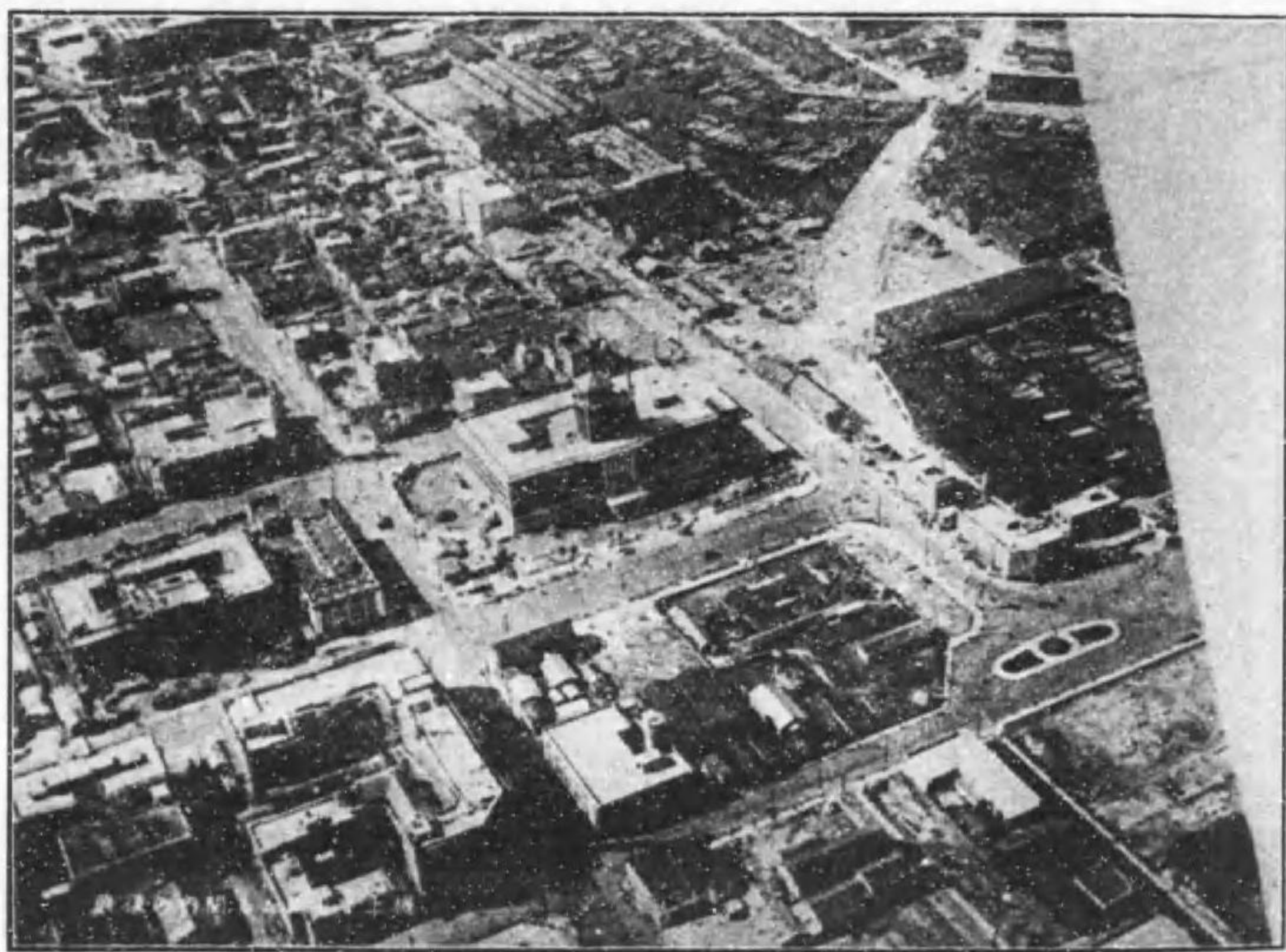
然として聳え立つ我が神奈川縣廳を始め、山を圍み溪を挾んだ野毛山公園、千六百萬圓の巨費を要した横濱港の設備といひ、幅二十七メートルを有する坦々たる京濱國道といひ、東洋一の名を冠するも恥ぢない多くのものが續々建設せられた。

こゝに於て昭和四年四月二十三日には辱くも 聖上陛下は復興成れる神奈川縣を贊せられんが爲、神奈川縣廳の樓上に玉歩を運ばせられ、見事なる其の復興振りを御親閱遊ばされ、頗る御満悅の御様子に拜し奉つた。往昔、仁



橋川句 滔るたし興復

東洋一



市濱横るれ成興復

德帝が高き屋に登りて煙立つ民の竈の賑はひを贊せられたことがつくづく偲ばれたのであつた。

然しこれ迄に至るには實に左の如き莫大な經費を要したのである。

國施行復興費

一一五・八〇〇・〇〇〇圓

縣施行復興費

四八・五一〇・一六三圓

市町村施行復興費

一三二・〇三六・四九六圓

總計 二九六・三四六・六五九圓

右の中縣支出のものは主として縣債に其の資金を仰いだのであるから、現在本縣は三千三十一萬七千七百七十六圓（市町村轉貸分を除く）といふ多額の借金を負うてゐて、復興成ると共に今や其の償還期に入らうとしてゐる。豫定通り返済するには、縣は年々二百餘萬圓を支拂つて行かねばならぬ運命に在るのである。縣民たる者、緊縮一番消費の節約に努むるは勿論、折角成れる此の施設を十二分に活用して、大いに働き大いに稼いで、子孫に此の重荷を遺さないだけの覺悟がなくてはならぬ。更に又、復興は完成したとはいへ、それは單に外面的の建築、各種の施設が成つたに過ぎない。内面的の復興、精神的の復興、殊に癒え難き大傷手なる經濟的の復興は、之を今後に俟たねばならぬ。縣民、殊に將來ある武相青年子女の奮起を望む所以である。

今後の覺悟

七 地形と地質



本縣には各種の地形がある。

起伏 本縣は面積二千二百四十八平方キロメートルの狭小な地域ではあるが、各種の地形を具備する點に於て他の府縣より優れてゐる。先づ本縣の垂直的地表の形態を観察すれば、縣の北西部には丹澤山塊が本縣全面積の四分の一を占め、一千五百メートル以上の高度を示し、相模・酒匂の兩川は本支流を此の山地に發し、盛に侵蝕して起伏を大ならしめてゐる。

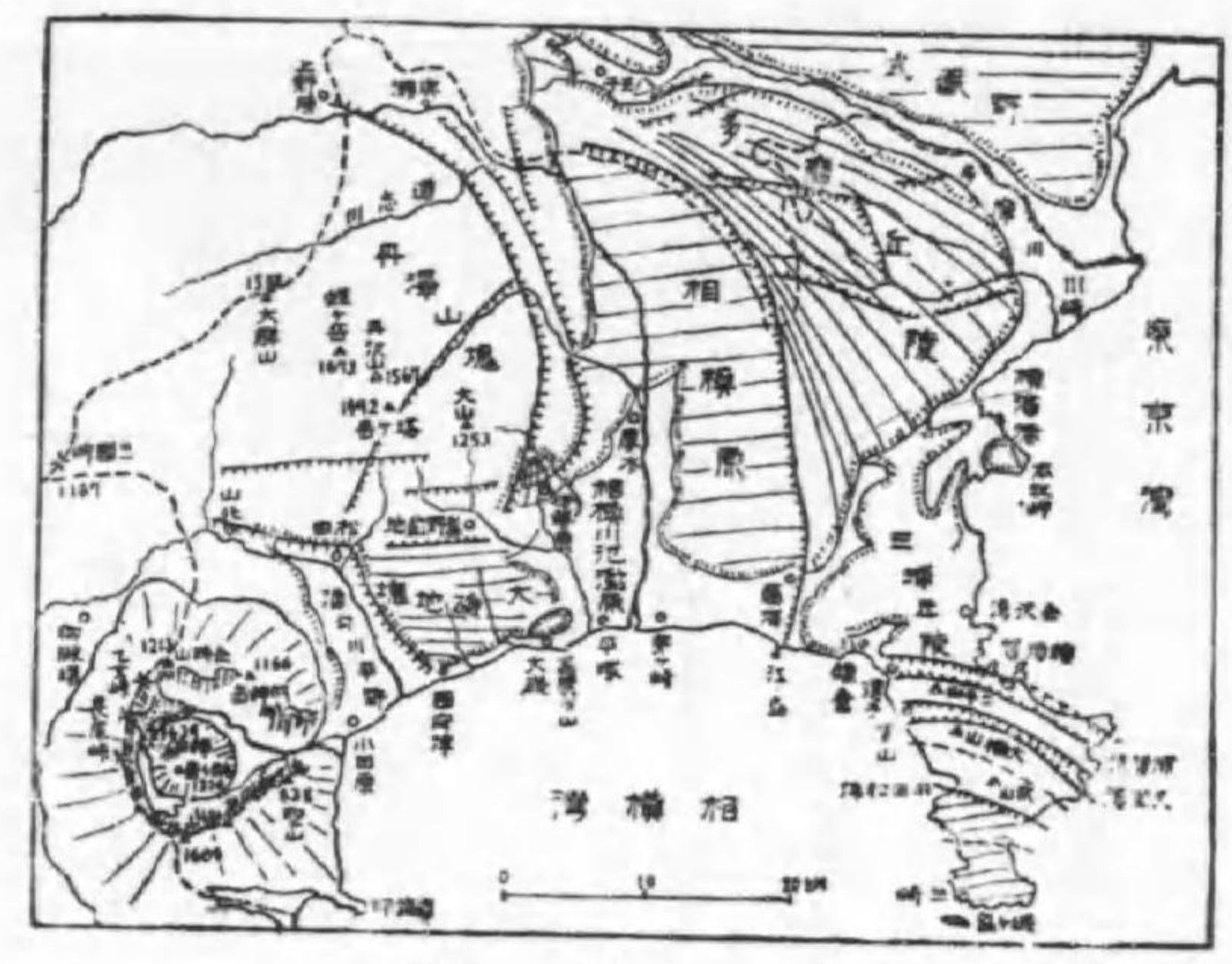
酒匂川の南部には箱根の二重式火山が一仙境を作り、蘆の湖の靈水は火口原に溢へられてゐる。相模川の流域は關東山地を離れて南流し、

氾濫原とは積のこ
と。

丹澤山一五六七メ
ートル
本縣の最高峯
蛭ヶ嶽一六七三メ
ートル

七 地形と地質

廣大な氾濫原を形成して本縣中央部の生産地帯となつてゐる。相模川
以東は相模原・多摩丘陵・三浦丘陵の如く百メートル内外の起伏を有す



地形圖

てゐる。丹澤山塊は其の東側に南北走する一條の斷層崖が露れて、山麓

る複雑な丘陵地帯である。更に細かく本縣の地形を観察すれば次の如くである。

- 一 丹澤山塊 山中湖に源を發し、平塚町で海に入る相模川の半圓形流路が圍繞する壯年山地を丹澤山塊と呼ぶ。主峯は丹澤山で、足柄上・津久井・愛甲の三郡境上に聳え、又最高峯はその西隣蛭ヶ嶽で、その他一千メートル内外の山峯は不規則に分布してゐる。

比高とは平地と高地との高さの比。

線・道路・河道・温泉の分布を決定する。又東西・北東等數多の走向を示す斷層群が存在して、其の構造は複雑である。神繩斷層崖の東部延長は



神奈川縣西部の模範型

秦野盆地の北限をなし、斷層崖上には塔ヶ岳・大山雨降山が巍然として天空に聳えてゐる。斷裂隆起したこれ等の山峯は湘南の低地から見事に眺められ、雨水の彫刻が激しく働いてゐる事は襞の細かい分布状態で察せられる。斷裂隆起と侵蝕の兩作用は二重に働いて比高を大ならしめ、各所に崖崩れを

露出してゐる。千仞の峽谷と萬丈の山峯は箱根のみに見る風景ではなく、我が縣西部の山地は擧げて此の形容が適する。壯麗な富嶽と細密に

七 地形と地質

彫刻された丹澤山塊とは東海道の松並木と調和して、我が郷土獨特の風光を展開する。

秦野盆地

二 秦野盆地

丹澤山地の隆起に伴なつて陥没した南斜面の秦野盆地は東西走する二個の斷層崖によつて限られた陥没盆地である。盆地底は若い土砂を以て掩はれ、其の後の隆起作用は盆地面にさへも侵蝕を復活し、花水川は深い谷を刻んで東流する。これが爲盆地面は水利に悪しく畑地となつて煙草を栽培してゐる。秦野盆地の中心市場である秦野町は盆地の東隅に建てられ、小田原急行電鐵は松田町から四十八瀬川の谷を登り、盆地の南側を通過して伊勢原に向ふ。

大磯附近

三 大磯地塊（餘綾地塊）

松田・國府津・大磯・秦野を結ぶ不等四邊形の丘陵は起伏の小さい大磯地塊である。地塊の西邊と北邊は明瞭な斷層崖である。又此の地塊が相模灣底に没する處は、大磯高麗寺山及び照ヶ崎から國府津驛まで延長十キロメートルの斷崖となり、地塊最近の隆

箱根山

東海道の最高點は
八五六メートル

起は此の海岸に海蝕段丘を露してゐる。海蝕臺地の幅は五百メートルで、此の上を東海道本線が通過し、別荘は北側の山腹に建てられ、東海道の街村は南側に鐵道と並行する。

四 箱根火山群

古の東海道は國府津から東海道線と岐れて小田原町に通じ、箱根火山群の中央低地を北東から南西に横切つて三島町へ出る。上り十六キロメートル、下り十六キロメートル、仲繼は箱根町である。箱根火山は富士火山脈中の一峯で、最初楯狀の緩傾斜を示す火山錐を噴起し、後中央部が陥没した爲、内側は急崖をなして所謂外輪山を作つた。北の金時・明神、南の鞍掛・白銀は外輪山の主峯である。明神の北斜面には道了權現が大山雨降山と共に一靈地をなし、參詣者が常に絶えない。又白銀山の東斜面は眞鶴岬となつて相模灣に突出し、眞鶴の良錨地を抱いてゐる。更に箱根火山陥没地域の中には鐘狀の火山錐を數多噴出し、所謂中央火口丘をなしてゐる。神山・駒ヶ岳・二子山等はこれで

カワナルノリチトヘホニハロイ
 湯鞍明明乙長金蘆仙須早二駒神
 河掛星神女尾時ノ石雲子々
 原山嶽嶽峠山湖原川川山嶽山

酒匂川

七 地形と地質

一〇〇



箱根火根山の模倣

ある。神山の北斜面にある大涌谷は、附近の早雲地獄・硫黄山と共に硫化水素瓦斯を噴出し、小涌谷の蒸気孔と合はせて、箱根火山活動の最後を語る記念物である。中央火口丘と外輪山との間には広い火口原が輪状に広がつてゐる。西部では山水明媚な蘆の湖、斑牛の徘徊する仙石原となつてゐるが、東部では玉蜀黍茂る宮城野の外は、早川の火口瀬が侵蝕して深谷を形成する。古の箱根七湯、今の十三湯、湯本・宮の下・強羅等は陥没地帯の其處此處に散在し、曾ての焦熱地獄は現在山

紫水明 文人・墨客の杖を曳く絶好の保養地となつてゐる。
 五 酒匂川低地 箱根・足柄の山地と道志・餘綾の地塊によつて包圍

集村は一所に集合した村で、散村は戸一戸離れた部落である。
 壯年海岸とは斷崖のある海岸を云ふ。

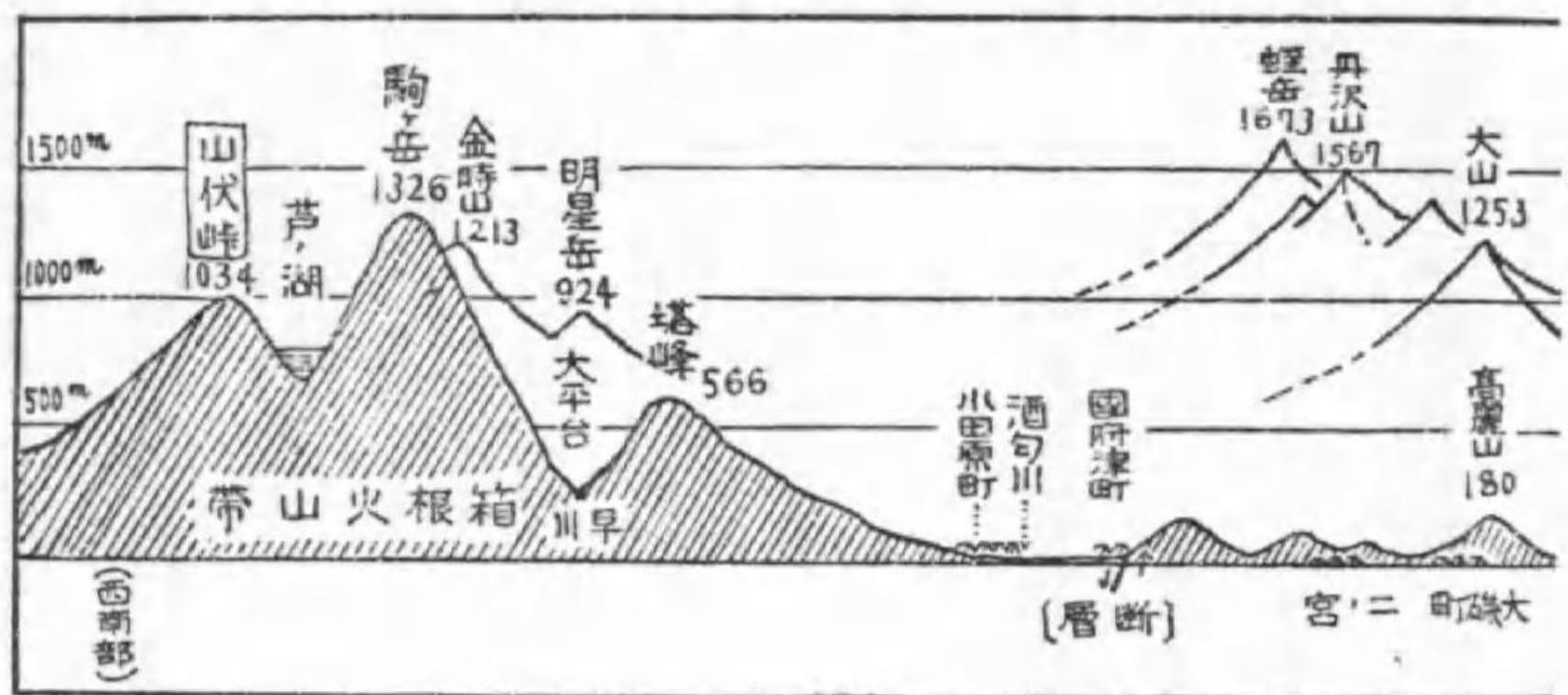
相模原 山中湖面は海拔九八二メートル、街村とは道路に沿つて並ぶ村落を云ふ。

される低地は酒匂川氾濫原である。酒匂川は縣の西境に聳える大群山南麓に源を發し、河内川となつて南流し、鮎澤川を入れ、川村で山地を離れる。山地を流れる間は相模川と同様に峽谷を刻み、曲流して段丘を作る。東海道本線は山北・駿河驛間九キロメートルの間に七個のトンネルを鑿ち、八個の鐵橋を架して之を縫ひ、所謂關の東西交界地帯をなしてゐる。古の海底、今の沖積平原である酒匂川平野は東西五キロメートル、南北十二キロメートルの地溝狀低地である。小田原・國府津・松田・山北等の都市は山麓に發達し、農村は集村或は散村の形式をとつて平野面に分布してゐる。附近の山麓は小田原以南の壯年海岸と共に蜜柑の畑となつてゐる。

六 相模原 相模川は延長百四十四キロメートル、源を山中湖に發し、桂川となつて富士熔岩流を侵蝕し、關東山地を東西に横斷する所は大峽谷と段丘とを形成する。段丘上には桑畑と、與瀬・川和等の街村が發

七 地形と地質

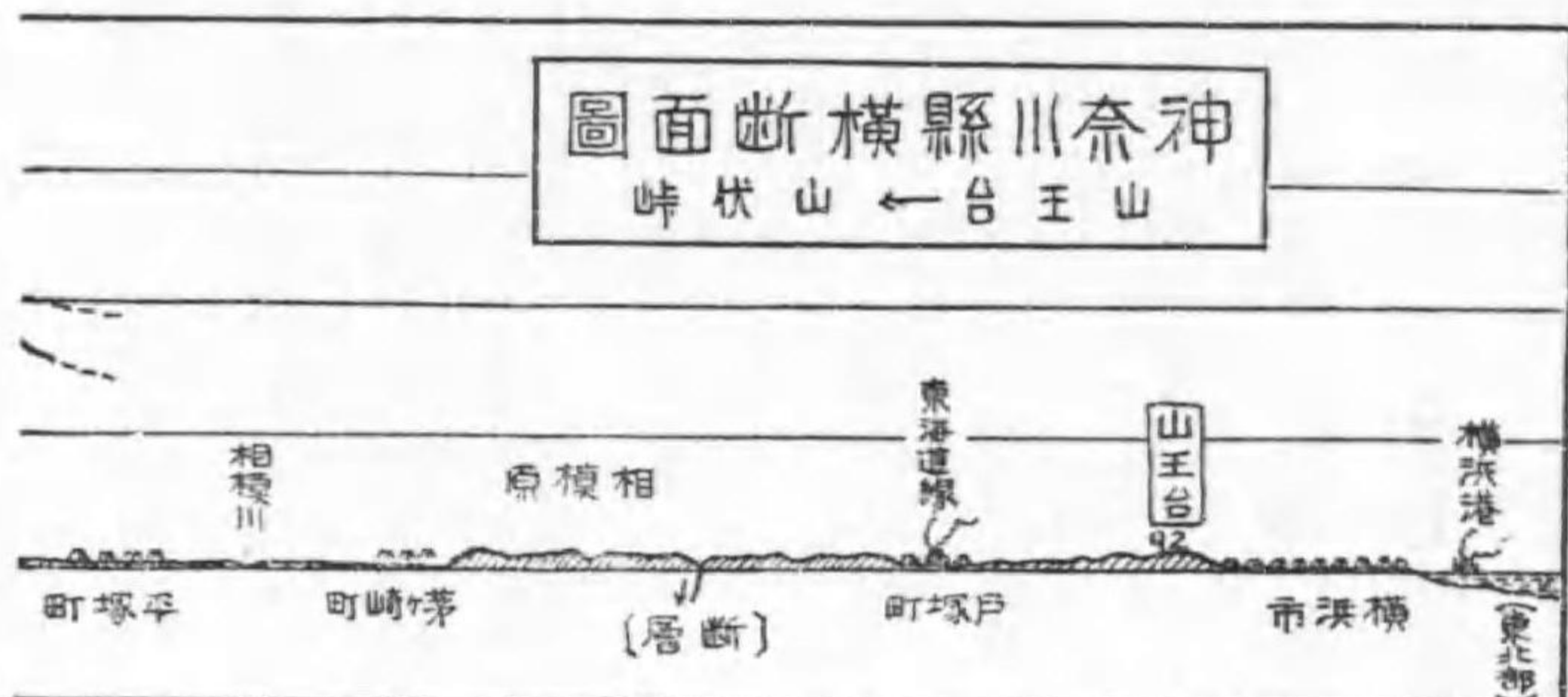
一〇一



相模原と丹澤山塊の間に広がる厚木町以南の低地である。馬入川は厚木町で中津川を入れて水量を増し、洪瀾地の幅は七百メートル以上の蛇行帯となつて現れる。西部山地から奔流する數多の支流は、山地を離れるに及んで、松田町に見た様な扇狀地を形成し、伊勢原等の市場を載せ、低地を流れて水田の灌漑用水を提供する。實に相模川氾濫原は酒匂川低地と共に本縣主要の米産地帯である。

藤澤・平塚間十五キロメートルの相模灣岸は我が國稀に見る大砂丘地帯で、往時海水が侵入して入江を生じた。大なる砂丘は

圖面断横縣川奈神
峠伏山 ← 台王山



達する。又峽谷中へは道志川其の他多くの支流を入れ、川尻に於て山地を離れ、相模原の臺地に出る。相模原は南に廣く北に尖つた往時の三角洲で、頂點は川尻附近、底邊は藤澤・茅ヶ崎間の崖で終る。東部は境川斷層崖によつて多摩丘陵に相對し、西部は相模川氾濫原と相望んでゐる。東西平均の幅員七キロメートル、南北三十キロメートルに餘る廣大な隆起三角洲は見渡す限りの平坦面で、高座郡の大部を占め、桑原が横たはり、相模原基線もここに存在し、上溝の市場は臺地の北西部一段丘上に建つてゐる。

七 相模川氾濫原

現在の相模川氾濫原は

長さ二キロメートル、幅五百メートルに達し、砂丘帯は五六列を數へる。各列間の低地は水田となり、砂丘は耕されて畑と變じ、桃・甘藷・西瓜の栽培が盛である。藤澤町は最北列の砂丘帯と相模原末端の遊行寺山との間に横たはる低地に建つ宿場町で、茅ヶ崎と平塚は同じく東海道に沿つた街村で、各々背後に廣い生産地帯を控へてゐる。

多摩丘陵

八 多摩丘陵

相模原の北東部を占める多摩丘陵は、多摩川と境川との挟む扇形の地域で、八王子から南東に廣がる。西部で二百メートルの高度を示し東部に至るに随つて漸次低くなり、鶴見から程ヶ谷に至る崖は此の丘陵の最東端で、山王臺では九十二メートルの標高を示してゐる。多摩丘陵は相模原より古い往時の三角洲が隆起した地域で、隆起に際して恩田川・鶴見川の陥没地が生じ、横濱線は此の低地を北西走する。隆起は相當に大であつたから、侵蝕は進み谷中には段丘と水田を見る。多摩川は丘陵の北側に洪涵地を作り、河口に廣い三角洲を築いてゐる。

三浦半島

九 三浦半島

多摩丘陵の南方は第三紀層より成る三浦丘陵である。

三浦半島は丹澤山塊の南東延長で、高麗寺山・姥島・江の島は兩者の連續を證明する。この丘陵群は褶曲と斷層との複雑な構造を示し、大楠山を最高として、漸次南及び北に傾斜する。此の間には數多の地溝帯が東西走して、道路或は鐵道が通過する。鎌倉と金澤灣、逗子と横須賀、葉山と久里濱間は即ちこれ等地溝の著しいものである。三浦半島の南端小田和灣以南は、低い平坦な海蝕臺地を現してゐる。此の事實は海底の隆起を示し、後沈降して城ヶ島を分離し、三崎の良港を作つた。沈降運動は三浦半島全般に亘つて行はれたから、多くの入江を出現し、こゝに横須賀・田浦・浦賀の良港を生じた。寄せては返す海波の侵蝕は岬灣の出入を減じ、鎌倉・逗子・葉山・大津の海岸に見る様な三日月濱を形成し、同時に江の島辨天窟の如き海孔をも作つた。

七 地形と地質

横濱市
リアス式海岸とは出入の多い鋸歯状の海岸をいふ。

横濱港の建設
隆起三角洲とは一度出来た三角洲が隆起して更に高くなつた臺地。
早幼年型とは出来たばかりの土地を云ふ。
晩幼年型とは出来てしばらくたつた土地。

一〇 横濱市 三浦丘陵の北部は横濱南部の丘陵 即ち伊勢山・矢口臺となつてゐる。沈降によるリアス式海岸は、大岡川・帷子川かたがひらの入江となつて現れたが、これ等は河川の堆積作用によつて河谷低地を作り、更に埋立を行つて現在の横濱半島が出来たのである。根岸の海岸は潮流の爲に削られて斷崖となり、東西に並ぶ五個の丘は各々南半を侵蝕され、其の間に發達する一・二・三・四・五の谷は頭部を切られた截頭川である。三溪園は西から第三の溪谷に建てられた。又本牧岬は東方に突出する自然の防波堤である。

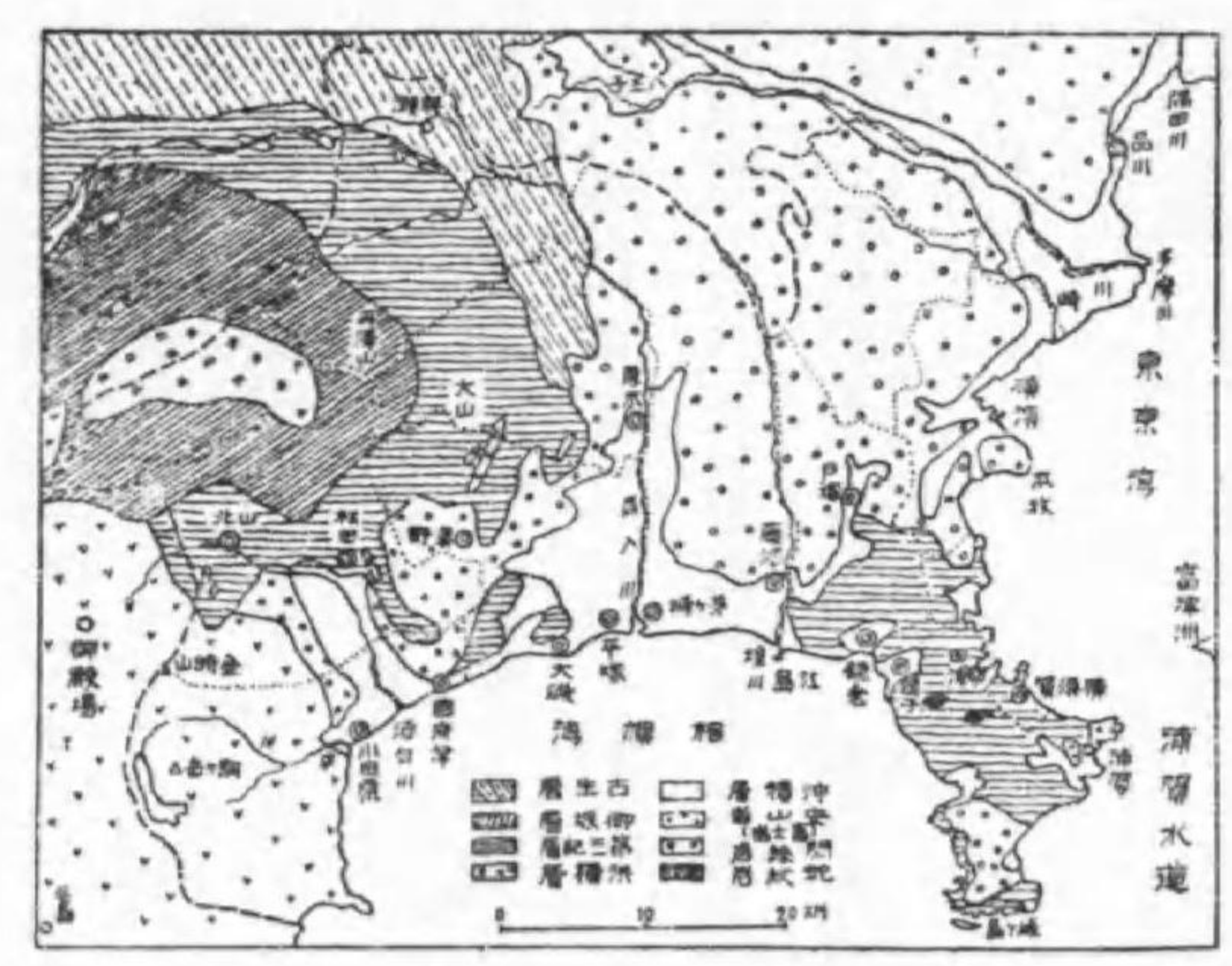
東京市が武蔵野隆起三角洲の東端に發達する如く、横濱市は多摩丘陵の東端に開かれた。早幼年型の武蔵野臺地よりも、晩幼年型の多摩丘陵の方が地殻運動は大であつた。随つて錯綜した此の起伏状態は、横濱港をして自然の大港たらしめるに好都合であつた。

古生層

背斜軸とは褶曲の波の山をいふ。

第三紀層

地質 本縣中最古の水成岩は縣の北西隅に發達する小佛古生層である。小佛峠・相模川峡谷に標式的に露出し、秩父古生層を掩つてゐる。岩質は黒色の粘板岩及び硬砂岩で、



走向は北西より南東に亘り、背斜軸は小佛山脈を主軸として兩側に分布する。小佛層の周辺には第三紀新層が個々の地塊となつて發達する。大山附近では凝灰岩の累層が堅硬な岩石となつて綠色を呈し、裂線中には輝石富士岩が岩床として露出する。
又三浦半島の第三紀層は粗粒砂岩・凝灰岩が主で、東西の走向を呈し、四條の背斜軸と、同じ走向の斷裂線中に噴出する閃綠岩・蛇紋岩の迸出があつた。凝灰岩は鋸山附近の如く、田浦町の鷹取山に於ても石切場が

開け、建築用材を提供する。

酒匂川上流の第三紀層は此の凝灰岩が僅少で、礫岩・砂岩・泥板岩の累層から形成され、

七 地形と地質

特に泥板岩は同心状に剝離される爲、牡丹石と云つてゐる。

甲相の境界に發達する御坂層は泥板岩・礫岩・砂岩・凝灰岩より成る第三紀層である。其の中心部に露出する閃綠岩は侵蝕の結果現れた。

第四紀層

第四紀古層即ち洪積層は丹澤山麓から東部丘陵に廣く發達し、河川の堆積した礫層で、上には赤色の礫層を載せてゐる。ロームは粘土と砂の混合物で、火山噴出物の分解したものである。輕浮粗鬆な性質は風強き日に萬丈の紅塵となり、雨天・降霜日には泥濘脚を埋める。又沖積層は酒匂・相模・多摩諸川の洪涵地に發達し、粘土・砂礫より成る水田・畑地である。

箱根の地質

箱根火山は主として複輝石富士岩及び集塊岩より構成された複式火山である。輝石富士岩は石理が緻密であるから、根府川石と呼ばれて建築石材となる。(温泉は「衛生」参照)

八 自治行政



冬の夜を爐邊に集つて、皆で祖母から昔物語を聞く時の様な純情と、外部に大敵を控へて長い間の困苦に堪へつゝ互に力となつて働く時の様な緊張味とを以て、自治體としての我が神奈川縣及び其の市町村の姿を眺めることは、やがて我等縣市町村民たる共同意識を強め、友愛の情を深くし、益々協力の臍を固めることとなるであらう。

國家と縣と市町村との間柄は血縁の關係こそ無けれ、其の存立目的から觀れば、恰も祖父・父・子が先祖代々の家憲と生業とを承け互に愛撫尊敬する様なもので、國家は縣と市町村を、縣は又市町村を夫々監督指導しつゝ、一面各固有の領域に於ける自由なる自治行政を認め相率

るて社會の理想を達成しようとしてゐるのである。

全國は三府四十三縣の最高地方行政區劃に分れてゐるが、今逆に雜然とそれ等を寄集めても、これで直に日本固有の體裁を造り出すことは出來ぬと同様、神奈川縣は三市百七十六箇町村から成つてゐるが、それだけの市町村の數を寄集めてもこれで神奈川縣が形成される譯ではない。即ち日本國家には其の目的あり、個性あり、特色があつてこれ等が三府四十三縣に分化し發展することによつて益々國家の内容が充實し、進展し、以て渾然たる一個の統一體を成すのである。我が神奈川縣にも亦其の固有の使命あり、慣行あり、特色があつて、これ等が三市百七十六箇町村に於て個別化することによつて益々我が神奈川縣が充實融合して來るのである。随つて市町村の自治政が振興整備し來るに伴なつて縣治は舉り、國政は完美に近づくことになる。是に於て我等は先づ市町村自治行政と縣自體の行政との二つに分ち、自治體としての特

色の最も強く顯れてゐる前者によつて自治行政の觀念を解説し其の運用の現況を概観し、後者に於て縣の行政區劃に關する沿革と、縣治運用の概要を述べることとし、以て我等の自治體に對する理解と研究の準備に便せんとする。

自治行政(市町村の部)

我等神奈川縣民は誰でも市町村といふ何れかの地方自治體の中に共同生活を營んでゐるのである。人間は自分獨りだけで生活することは出來ない。必ず人間と人間とが互に相依り相助けて有無相通じ、以て共存共榮を計らなければ、本來の使命を果すことは出來ない。これ等人間の集團關係を一般に社會と稱する。其の社會の千差萬別の目的に隨つて、更にまた多種多様の特種社會を生ずる。地方自治體も其の特種社會の一に屬するのである。然らば此の地方自治體が他の特殊社會、例へば

地方自治體

政治社會・實業團體・各種宗教團體等と區別せらるべき特質や目的は那邊にあるか。先づ地方自治體たる市町村は一定の土地を基礎としてゐる。地圖を廣げて我等の市町村を見れば、或は東西に亘り南北に延びて、其の中には緑の森、清い流、日當りよき丘陵、廣い田圃、賑やかな街が散在してゐる。此の限られた地域に依存し、之を管理する所に市町村の特色がある。随つて空中に築かれたる町もなく、繪筆に成れる村落もある筈なく、所詮意地を通せば窮屈を感じ、情に棹させば流されるといふ現實地上の聚落生活を離れることは出来ないのである。市町村は一定の土地と、其の上に住居する人々とが一體を成し、恰も一個の生命ある人間の如き統一的共同生活態を形成してゐる。我等が何市町村民といふのは此の共同態の構成員としての資格の謂で、例へば自分は横須賀市民・平塚町民・足柄村民であるといふ場合は何れも其の所屬市町村の一分子であるといふ自覺や、矜恃であつて、決して排他的觀念からで

公法人

はない。如上の事實的共同生活態は法律的に所謂權利義務の主體と認められ、法人殊に公法人又は公共團體と呼ぶ一個の獨立的人格を附與せられてゐるものである。

社會活動

我等日常生活の有様は眞に十人十色で、軒を並べて商ふ者、鋤鋤を握つて耕地をうつ者、工場で孜々としてハンマーを振る者、或は子を育て、家を守つて所謂小さき生産と消費との合理的調節を計る者等、凡そ生くる者皆夫々盛な働をしてゐる。かく人々が常に自由活潑なる活動をする所に社會の著しい進歩があり、經濟現象の複雑なる發展がある。働かざる社會は終に死滅の運命を辿らねばならぬ。然し各個人の活動も飽くなき利己心の満足に委せ、不羈放恣に流れる時は我有つて他無く、混沌修羅の巷と化して、あたたら人間も荒野に亂れた雑草、砂漠に闘ふ獸の群と擇ぶ所はない。是に於て社會活動を統制し、靜平安全なる基礎の上に秩序ある活動を現出せしめ、幸福なる生活を築き上げる工夫がな

行政組織

くはならぬ。公共團體たる市町村の組織や機能も亦實に斯かる工夫の一面である。即ち道路を開設して産業の利便に供し、橋梁を架して交通の圓滑を計り、學校を經營して子弟の教育を奨め、病院を設けて健康を保持し、各種の産業を助成して福利を増進する等各般の施設をなすことを任務とする市町村の組織が樹立せられてゐるのである。此の行政組織の態様も社會的經濟事情の推移と政治的輿論の興隆とに伴つて種々相を呈し、嘗て抑制せられた權利も今や廣き範圍に亘つて伸張せられ、所謂官治行政から自治行政への轉向を見るに至つたのである。乃ち今自治行政の意義を究明し、其の組織と運用の理論を瞥見し、更に我が神奈川縣市町村行政の現況を認識し、以て我等縣民の自覺の方向を省察することは主要なる任務とならねばならぬ。

我等が嘗て樂しき學窓に居る頃恩師から常に訓へられたものは「自分の事は自分でせよ。」といふ言葉であつた。書籍・文房具・帽子・雨合

羽・靴等凡そ自分で使用するものは必ず自分の手で整頓保管し、食事・運動・勉強・就寢等凡そ自分で容易に出来る事まで一々兄姉女中の手を煩はすことなく、自分で處理する様にと諭されたのであつた。此の自律獨行の意氣こそやがて家を治める力の源となるのである。然し此の一見個人倫理的な言葉も之を局限された意味のみに解すべきではなく、更に「自分達の事は自分達でせよ。」と廣く解するのでなければ、恩師の慈教を充分に汲む者とは云ひ得ない。實に此の言葉を共同態倫理と考へるとき、こゝに自治共同の美花が咲き始めるのである。

自治行政とは我等の市町村の事柄を我等の手によつて處理することである。若し村の鎮守様の祭典、町の學校の經營、市の財政の經理まで一々他の者から指圖を受け、唯命これ従つて動き、何等の創意をも認められぬとしたら、我等は果して其の不自由・不愉快・不便に堪へ得らるであらうか。惟ふに自治は我等の本然的要求であり、自治權の擴充は

我等の文化史的進化の象徴とも觀られるのである。然し市町村の存立目的は本來國家から傳來してゐるのであるから、自治の範圍にも自ら一定の限度があり、無制限無節制に振舞ふことは性質上不可能である。即ち市町村自治の組織も權限も國家的統制の要請から一定の法律に定められてゐるのである。由來專制政治の行はれた時代に於ては、人民は官憲の命令に對して殆ど絶對に服従を強ひられたのであつたが、デモクラシーを指導精神とする立憲政治は法治主義を以て原則とし、濫に自由裁量をなすことを許さぬのである。自治行政も亦其の範圍を法定すると共に、其の作用の上に於ても法規に牴觸したり、或は法規の根據に基づかずして義務を命じ、又は權利を侵害することは出来ぬのである。換言すれば自治行政は法規の管を流れる自由の生命の躍動とも謂はれよう。

故に聰明堅實なる市町村民は先づ我等の自治體を規律する法規關係

を理解することから出發せねばならぬ。市町村の姿は之を藝術的に觀察し、又は其の成立を歴史的或は地理的に眺めることも可能であらうが、苟も其の行政方面から考察しようとする者は、徒に抽象的理想を高唱するよりも、退いて先づ地方自治に關する法規を研究することを忽諸に附することは出来ない。例へば縣の行政に就いては府縣制・同施行令・同施行規則等を根幹とし、市町村に就いては市制・町村制・同施行令・同施行規則等を大綱とし、之に逐次發布せられる縣令・規則等の具體的規矩を配して、系統的に研究する用意を缺いてはならぬ。況んや財政・教育・産業・兵事・警備・社會施設等諸般の事務の合法的運用を理解するには座右に法令を備へると共に、市町村住民の權利義務又は市町村の事務に關して設けられたる條例や、市町村規則の告示を、其の都度調べて置くことは市町村住民たる者の快き義務でもあらう。随つて往々「自分は何等悪い事をしないから、法令を知らなくても良い。」とか

「村内が平穩に治りさへすれば、法律上の形式を云々する要はない。」等と云ふ者があるが、それは無軌道を走る汽車にも似て危険であるのみならず、共同生活の歩調を亂す固陋な徒である。

市町村長

市町村は既に述べた如く、統一的共同生活態として獨立的人格を有するから、其の人格の内容を充分に實現する爲、二個の機關を必要とする。其の一は理事機關たる市町村長である。此の名譽職又は有給の市町村長は市町村會が該市町村公民中若くは其の他より之を選び、四年の任期間市町村を統轄し之を代表するのである。

市町村民が夫々德望識見ある市町村長を仰ぎ、朝夕親子の如く相慈敬する所には必ず善良平和なる自治が行はれる。小學校卒業式の懐かしい思出の中にも村長の風貌、訓話など忘れられぬものがあり、道路夫役の勞苦も町長の溫顔によつて慰められ、青年男女の運動競技も市長の激勵によつて意氣百倍するのである。而も市町村長の擔任する事務

は複雑多端であつて、市町村會の議決を経べき事件に就き議案を發し、其の議決を執行し、財産や營造物を管理し、出納會計を命令監督し、市町村稅等の賦課徵收に當り、其の他法令により委任せられたる事項を處理する等なか／＼多忙である。而して市町村長の人格力量の如何によつて事務の成績も舉り、住民の福利にも甚大の影響があるから、市町村長は須らく人格高潔にして穩健、克く法令事務に明るい人を推すことに意を注ぐべきである。

議令案

尤も自治體は本來年齢・男女・性格・境遇・地位・教養等が千姿萬態の住民から成つてゐるから、市町村長の獨斷專行によつてのみ常に自治の圓滿なる遂行を計ることは困難である。共同生活をする以上、個我的頑強な主張や要求は互に遠慮し合ひ、感情に走り利害に囚はれることを慎み、相扶助し、謙虛に談合する博大寛容の態度を持し、多衆のより大なる幸福の達成を齎す様に協力し合ふことがなくてはならぬ。實に

和衷協同は法規の適正なる運用と共に、自治運轉の兩輪である。されば市制町村制に於ても此の道義を法條の一端に現し以て叡智の公明なる集成により、市町村の良き意思を決定することを期待してゐる。即ち意思機關たる市町村會がこれであり、議員選舉は其の構成方法である。

市町村自治政は直接市町村民の利害休戚に影響するものであるから、本來老幼男女の別なく其の總意を聚め、和樂合一して處理すべきであるが、それは事實上不可能であるから、信賴すべき少數代表者によつて、便宜自治體の意思を決定する爲に市町村會議員の選舉を行ふのである。随つて此の選舉の方法はまた自治の發達と密接不離の關係があるから、なるべく多衆の意思を自由公正に表白する形式が考へられねばならぬ。所謂普通選舉は從來の財産的制限を撤廢し、苟も市町村公民たる者は何人も此の事に參し得て、以て良き意思機關を構成する機會と興味とを普遍化する現實最高のものとして案出せられたのである。

市町村會

普通選舉

故に此の制度を舊慣に泥まず、情實を離れて善用すべきは公民たる者の權利たると共に一面また義務であるといつてよい。

斯くて組成された市町村會は其の條例及び規則を設定改廢し、市町村費を以て支辨すべき事業の可否を論議し、就中歳入出豫算を議決し、決算報告を認定し、住民の直接利害關係を有する市町村税を始め、使用料・手数料・加入金又は夫役現品の賦課・徵收に關し重要な議決をなす等凡そ自治政の樞機に與り、各知識經驗を傾倒して其の抱負を實現し、併せて理事機關を鞭撻して治政の目的を達成すべき監督機關たる任務をも全うしなければならぬ。

以上自治體の法理的性質と其の機構の概要を知り得たから、次に我等の市町村を實證的に眺めよう。

我が神奈川縣の管轄は幾多の變遷を経て、現在に於ては三市百七十六箇町村から成つてゐるが(役場數百五十八)、此の聚落分布の状態を文

市町村會の任務

市町村の數

市町村の分布狀態

港灣都市群

化史的に類別すれば、凡そ三個の系統に分つことが出来る。

其の一は東京灣に面して著しく發達膨脹せる港灣的都市とも謂ふべき横濱・横須賀・川崎の三市及び其の附近に點在する町村群が之に屬する。殊に横濱は近世文化の魁として永く記録せらるべき由緒深き大貿易港であり、日本の社會經濟事情に一大變化を與へたる恩惠の源泉である。一方帝國の關門たる重要な地位を占め、他方縣下自治體の中樞に立ち、有形無形に本縣に新しき彩色を施しつゝある。横須賀市は我が國海軍々港の首位に居り、海防鎮守を念じ、毅然として立つ鋼鐵の都であると共に、三浦半島の自治體の中心をなしてゐる。川崎市は縣境多摩川の水流に沿うて勃興したる工業都市であつて、京濱の間に獨立の存在を實證してゐる。而してこれ等三市の間を補綴する町村は原始的漁農の生業から漸く眼を工場的機械産業に向けて、或は一町を横濱市に併せ、或は一村を川崎市に合して都市的形態を整へてゐるのである。

宿場的町村群

此の資本主義的港灣都市系統に對して、我等は松緑濃き東海道の沿うて古く發達せる宿場的町村群を顧みねばならぬ。戸塚・藤澤・茅ヶ崎・平塚・大磯・國府津・小田原及びこれ等を連繫する周邊の町村群が之に屬し、菅笠・草鞋の旅人の往來繁き頃、大江戸近く殷盛を誇つた跡を偲ぶことが出来る。尤も明治新政と共に社會の激變に遭つて昔の姿を失つたものもあるが、ほど東海道に沿うて敷設された鐵道の利便を蒙つて更生したものが多く、概ね江戸時代の文化の遺形に新しい修飾を加へてゐる。

農耕的村落群

次は多摩川・相模川及び酒匂川の流域に發達せる農耕的自然村落群とも謂ふべき頗る廣汎に亘る多數のもので、靜寂の自然に育まれ、豊饒の地に擁せられてゐる。

これ等三種のものは夫々人情・風俗・習慣・經濟事情等が多少づゝ異なるによつて種々の特色を現し、隨つて自治政の内容も亦緩急の度を

各市町村群の特色

異にし、かの港灣帶都邑群に屬するものは其の活動が潑洩としてゐて、電氣・水道・瓦斯等自治體固有の事業を興して住民の需要に應じ、諸般の社會施設を企畫して多衆生活の矛盾を調和し、産業の振興に向つて積極的の便宜を講じてゐる。所謂宿場的町村群に屬するものは尙幾分封建時代の名残を止め、都鄙其の半ばに居り、一面新しい都市的施設を行つて中小商工業の經營に便してゐる。かの農耕的村落群に至つては學校の經營・役場事務・土木事業等を主要なる仕事とし、諸種の事業を興すことは事實上限られてゐるが、一般に溫暖なる氣候、肥沃なる土地に恵まれ、加ふるに駸々たる交通機關の發達によつて文化は常に向上の歩を續けてゐる。

斯くの如き交通の利便、自然・風物の清澄、土壤の肥沃、大都市への近接等の恩恵は其の住民の個性習癖にも亦尠からぬ影響を與へつゝある。即ち住民の性質は一般に溫和樂觀的であつて自然を愛好し、名利に恬淡である。此の習性は勢、市町村自體の個性や活動として表れるところがあつて、一般に平利で、深刻な紛議を醸すことなく良く協調を保つてゐるのは慶ぶべき現象である。

次に本縣戸口の狀態を觀れば昭和三年末に於ては、戸數二十九萬六千八百四十八戸、人口百五十二萬三千五百五十九人で、人口密度に於ては全國中第三位を占め、明治廿六年の本縣人口に比すれば一倍八分の増加を示し、又震災直後の大正十二年末戸口に較べれば一割五分強を増加し、一日平均十五戸八十三人即ち一時間に三・五人の増加割合に當つてゐる。其の他在留外國人は戸數一千六百二十一、人口五千五十人を算へ、世界の二十六ヶ國を網羅して、國際的和親と修交の實を示してゐるのは本縣の特色と云ふべきである。

今此の戸口を擁し而もよく安寧秩序を維持して各人其の業を勵み、普く幸福を享くるが如き施設をするには、先づ市町村の財政を潤澤に

せねばならぬ。

市町村の財政は社會經濟事情の推移に伴なひ物價の騰貴、法令に基づく地方事務の繁劇、人口の増嵩等により逐年著しき膨脹を辿つてゐる。之を統計表に徴すれば、市の經費は明治廿二年度横濱市に於ては五萬九千九百七十二圓であつたのが、其の後横須賀市及び川崎市の市制施行により、昭和三年度に於ては三市の總額一千五百四十二萬七千六百四十二圓に上り、其の増加は實に二百五十七倍の飛躍を示してゐる。又明治廿二年度の市制及び町村制施行當初の市費及び町村費の總額は三十九萬四千二百圓であつて、之を昭和三年度の市町村費總額二千六百六十七萬九千二百四十三圓に比べると六十八倍の巨額に達してゐる。市費總額は(以下市に就いては特別會計を含まず)大正十二年度を除いて毎年度町村費總額より遙に多いが、大正十一年度と昭和三年度とを比較して兩者の増加率を見れば共に約四割八分であるから、市も

町村もほぼ同一の步調で膨脹してゐると見られる。

尤も大正十二年度以降の市町村費には多額の震災復舊復興の事業費を含んでゐるから、該事業の完成と共に遞減の傾向を辿るであらうけれども、かの大創痍は市町村共に巨額の公債を起して復興費に充當したのであるから、其の公債償還に要する市町村費も亦随分多額であり、更に時勢に伴なふ施設費の自然増加によつて市町村費は漸嵩の歩を變へないであらう。

以上を費目別にして觀れば市町村を通じて教育費が首位を占め、役所役場費・土木費が之に次いでゐる。殊に教育費と歳出總額との割合は昭和三年度市に於ては二割三分、町村に於ては三割五分を數へ、町村の教育費は市のそれよりも遙に高率を示してゐる。かく町村費の三割五分といふ大部のものが教育事業に吸収されて了ふと、他の施設に振り向け得る財政の餘裕は残り六割五分に過ぎないのである。農耕村落

公債費

群に至るほど財政は教育費の爲に益々餘裕を残さないことになる。而も人口は逐年遞増するばかりであるから、教育費は到底減少することはなからう。其の他公債の元利金を償還する爲に計上する公債費は昭和三年度市に於いて一千二百十三萬二千二百十五圓、町村に於いて百二十四萬六千九百二十一圓、合計一千三百三十七萬九千三百三十六圓の巨額を示してゐるが、これも數年の中に容易に消えて了ふ數字ではないのである。

市町村税

然らばこれ等莫大なる市町村費は何によつて補ふかを觀るに、云ふ迄もなく市町村税が歳入の大宗であつて、昭和三年度市町村税總額は九百三十三萬八千七百七十二圓で歳入總額の約三割五分に當り、市に於いては三割二分、町村に於いては三割九分を占めてゐる。これも農耕的村落に至るほど比率は高くなつて來る譯である。

納税

我等は既に納税が國民の一大義務であることを教へられてゐるが、

此の義務を實踐することは大いに努力を要することを實感してゐる。そこで一方租税系統を整頓して負擔の公平を計り、財政を合理的に整理し、なるべく減税の途を講ずると共に、他方民心を振作し、産業を興し、民力の涵養を計り、仍て以て納税を奨めることを努むべきである。實際市町村税の滞納はなかく、其の跡を絶たず、動もすれば自治制の運用を沮むが如き虞もあるから、滞納は之を整理し、且施設の輕重緩急を批判して極力節約を實行せねばならぬ。

自治行政(縣の部)

元來縣治は國の行政と自治行政の二つに分けられる。而して此の二者は相關聯する事多きを以て自治行政を述べるに先だち、順序として沿革的に先づ國の行政に就いて述べよう。

我等の神奈川縣は明治の初には小田原縣・荻野縣・山中縣・六浦縣・神

奈川縣の五縣に分れてゐたが、明治四年に縣の廢合と管轄區域の變更が行はれて、神奈川・足柄の二縣となつた。而して神奈川縣の管轄區域は久良岐・橘樹・都筑・三浦・鎌倉の五郡と、今の東京府の管轄となつて居る西多摩・南多摩・北多摩の三郡であつて、高座・足柄上・足柄下・愛甲・津久井の五郡と洵綾・大住の二郡は足柄縣の管轄に屬したが、同九年四月に足柄縣を廢してその所轄であつた七郡を神奈川縣の管内に編入した。越えて同二十六年四月には西多摩・南多摩・北多摩の三郡を割いて東京府の管轄に移し、同二十九年四月には洵綾・大住の二郡を併合して中郡と改稱した。同四十五年四月に多摩川の流域に沿つて、神奈川縣橘樹郡と東京府荏原郡との間で境域の變更を行ひ、多摩川を以て神奈川縣と東京府との境界とした。又商工業の發達と人口の増加とに伴ひ、明治十三年五月に久良岐郡から横濱區を獨立せしめ、同二十二年四月市制が施行せられてそれを横濱市と改めた。次いで同四十年二月に三

横濱の分離

横須賀の分離

川崎の分離

浦郡から横須賀市を、大正十三年七月に橘樹郡から川崎市を各獨立せしめた。

地方制度の變遷

明治維新當初には中央政府の管掌する事務と、地方官廳の管掌する事務との分界は殆どなかつたが、廢藩置縣が行はれ、之に次いで地方官制の改革があつて、國務と地方事務との分界が明らかにせられ、遂に今日の統一ある地方制度を見るに至つた。今其の變遷の狀況を見るに、明治元年三月新に神奈川裁判所が設けられ、之を分ちて横濱裁判所と戸部裁判所とし舊横濱役所跡に横濱裁判所を置き、戸部役所跡に戸部裁判所を置いた。其の職員は參與議定・參與判事・御用係・助勤組頭等で聽訟斷獄の外、縣政と外交並びに關稅の事務を取扱つた。同年五月神奈川裁判所を神奈川府裁判所と改め、六月戸部裁判所を廢して其の事務を横濱裁判所に併合した。同年九月神奈川府を神奈川縣と改め、官制を改正して判官事・知縣事・權判官事・判縣事等を置き、且縣兵の制を設け

て軍監・大隊長・少隊長等を置いた。翌二年七月政府は府縣職員の員數を定め、本縣は開港場であるから他の縣に比べて定員數多く、知事・權知事(一人)・少參事(三人)以下二百二十二人とした。而して從來縣廳で管理した横濱製鐵所と横須賀製鐵所とは同月限り大藏省の所管となり、次いで同三年十月傳信局を民部省に、同四年七月燈臺局と運上所とを大藏省に移し、同時に縣兵を廢した。當時發布の縣治條例によると廳務を内外兩廳に分掌することとし、内廳には庶務・租稅・聽訟・出納の四課を置き、外廳には庶務・聽訟・文書・出納・條約未濟國事務取扱と邏卒の六課を置いた。同五年八月聽訟即ち裁判所事務は司法省の所管に移り、別に神奈川裁判所が設けられたので、茲に始めて神奈川縣廳と稱するに至つたのである。

現在の部は地方官々制の定むる所に依り、知事官房の外、内務部・學務部・警察部・土木部の四部に分れ、知事官房及び各部は知事の定むる所に依り、知事官房は秘書係・外務係に、

神奈川縣廳生る

縣廳の組織

舊廳舎



復興成る神奈川縣廳舎

内務部は庶務課・地方課・農務課・林務課・水産課・商工課・營繕管財課・會計課・統計調査課に、學務部は教務課・社會教育課・社寺兵事課・社會課に、警察部は外事課・特別高等課・高等課・警務課・保安課・刑事課・衛生課・建築工場監督課・健康保險課に、土木部は經理課・道路課・河港課・都市計畫課に分れてゐる。

知事官房に主事、部に部長、課に課長を置き、書記官・事務官・警視・技師等を以てこれ等の職に充つ。而してこれ等の官吏は皆地方官々制の定むる所に依り、知事の命を承けて夫々の部課の事務を分掌するものであるが、此の外に屬・警部等多數の官吏が縣治一切の事務に従事して居る。

明治四年廢藩置縣以來の歴代の長官は左の如くである。

歴代の長官

任官年月	氏名	任官年月	氏名
自明治四年十一月 至明治九年四月	足柄 縣 柏木 忠俊	明治三十一年五月	淺田 徳則
神奈川 縣		明治三十三年六月	周 布公平
明治四年八月	陸奥 宗光	明治四十五年一月	大島 久満次
明治五年七月	大江 卓	大正三年四月	石原 健三
明治七年一月	中島 信行	大正四年八月	有吉 忠一
明治九年三月	野村 靖	大正八年四月	井上 孝哉
明治十四年十月	沖 守固	大正十一年十月	安河内 麻吉
明治二十二年十月	淺田 徳則	大正十三年六月	清野 長太郎
明治二十四年四月	内海 忠勝	大正十四年九月	堀切 善次郎
明治二十六年三月	中野 健明	大正十五年九月	池田 宏
		昭和四年七月	山縣 治郎

行政區劃

現在の行政區劃は武藏の一部即ち二市三郡十七箇村と相模の全部一市八郡二十八町百二十箇村を統轄し、面積二千三百四十八平方キロメートルであつて、東京大阪兩府より稍廣く佐賀縣と略々同じで、全國道府縣中最小なるものから數へて第五位にある。東徑百三十八度五十七分五十秒(足柄上郡三保村の西端)から同三十九度四十六分五十五秒(川崎市大師河原の東端)に至り、北緯三十五度七分(三浦郡三崎町の南端)から同三十五度四十分四十秒(津久井郡佐野川村の北端)に至る周圍四百四十五キロメートルであつて、東北は多摩川を隔て、東京府に隣り、西北は道志山脈連亘して山梨縣に連り、西南は足柄箱根の群山によりて静岡縣に界し、東は東京灣に沿ひ、南は相模灣に臨み、海岸は鎌倉以東概ね屈曲に富み海岸線の延長は二百二十一キロメートルに及ぶ。今其の市郡別面積と管轄町村數とを示すと左の通りである。

八自治行政

一三六

市郡名	面積	管轄町村數 (役場數)	市郡名	面積	管轄町村數 (役場數)
横濱市	一三六・五四 <small>平方キロメートル</small>		鎌倉郡	一五〇・九〇	二町十四ヶ村 (一五)
横須賀市	一一・八〇		高座郡	二九八・六一	三町十六ヶ村 (一九)
川崎市	三一・五七		中郡	二四二・五〇	五町二十一ヶ村 (二六)
久良岐郡	二二・四二	一町一ヶ村 (二)	足柄上郡	四〇二・六三	一町十八ヶ村 (一八)
橋樹郡	八三・六二	二町六ヶ村 (八)	足柄下郡	二四五・五五	六町二十ヶ村 (二二)
都筑郡	一四九・〇九	十一ヶ村 (二〇)	愛甲郡	一九〇・一〇	一町十六ヶ村 (一一)
三浦郡	一四四・七〇	六町七ヶ村 (一三)	津久井郡	二三八・〇二	四町十五ヶ村 (二四)

縣令の變遷

次に元は官治のみであつた縣の行政は次第に自治的色彩を帯びて來た。以下其の歴史に就いて述べんに、先づ縣會議員の選舉は明治十一年七月太政官第十八號布告府縣會規則に基づき始めて行はれたもので、神奈川縣令(今の知事)は同規則によつて郡區(選舉區)の大小に應じて選舉すべき議員の數を定めた。當時本縣の管轄であつた横濱區と久良岐・橋樹・都筑・三浦・鎌倉・高座・大住・洵綾・足柄上・足柄下・愛甲・津久井・西多摩・南多摩・北多摩の十五郡に對して定員總數四十七人と定め、今其の布達を掲げると左の通りである。

甲第二十七號

本年ヨリ縣會開設候ニ就テハ縣會議員初度選舉ノ員數左ノ通相定候條明治十一年七月第十八號公布府縣會規則ニ依リ本月中ニ選舉會可相開旨布達候事
但選舉期日及會場等ハ郡區長ヨリ可相達儀ト可心得事

明治十二年二月五日	神奈川縣令	野村	靖
横濱區	五人	久良岐郡	二人
三浦郡	四人	橋樹郡	四人
洵綾郡	二人	鎌倉郡	二人
津久井郡	二人	高座郡	四人
		足柄上郡	二人
		足柄下郡	三人
		南多摩郡	四人
		北多摩郡	三人
		都筑郡	二人
		大住郡	三人
		愛甲郡	二人

明治十四年二月太政官第八號布告三府神奈川縣區郡部會規則の制定せられたるを以て、神奈川縣令(今の知事)は同規則第三條によりて内務卿(今の内務大臣)に具狀し、其の認可を得て、横濱區の議員定數を十人

増加した。北多摩郡に於ても同時に一人を増し、定員總數五十八人となつた。同二十六年四月西多摩・南多摩・北多摩の三郡を東京府の管轄に移すに及んで十一人を減じ、同二十九年四月には大住・洵綾の二郡を廢して中郡を置き定員一人を減じた。同三十三年府縣制を施行するに及んで、縣會議員の選舉區及び定員數に關する事項も新に府縣制を適用することになつた。人口七十萬未満の府縣に於ては議員數三十人、七十萬以上百萬未満は五萬を加ふる毎に一人を増し、百萬以上は七萬を加ふる毎に一人を増す規定により、同三十二年九月定員總數を三十八人と定め、同三十六年九月一部分を更正して、久良岐郡と橘樹郡選舉區の議員定員各一人を減じ、更に同四十年二月三浦郡横須賀町を廢して横須賀市を新設せられたるにつき、同年九月三浦郡の議員定員四人を三人に改め、横須賀市選舉區の定員を新に二人と定めた。同四十四年九月横濱市選舉區及び大正四年九月足柄下郡選舉區の議員定員各一人を

増し、同八年九月横濱市と橘樹郡の選舉區で各一人を加へ、中郡選舉區で一人を減じた。同十三年六月には橘樹郡と中郡の選舉區に於て各一人を増し、横濱市選舉區で一人を減じた。同年七月橘樹郡川崎町を廢して新に川崎市を設けられたるにつき、橘樹郡選舉區の議員定員五人を一人に改め、川崎市選舉區の定員を新に二人と定め、横濱市選舉區に於て二人を、高座郡選舉區に於て一人を増加した。昭和三年六月議員定員總數を四十一人に改めて今日に至つたので、現在の各選舉區別議員の定數は左の通りである。

選舉區	議員定數	選舉區	議員定數	選舉區	議員定數
横濱市	一五人	横須賀市	二人	川崎市	二人
久良岐郡	一人	橘樹郡	一人	都筑郡	一人
三浦郡	三人	鎌倉郡	二人	高座郡	四人
中郡	四人	足柄上郡	一人	足柄下郡	三人
愛甲郡	一人	津久井郡	一人		

明治十二年府縣會規則實施以來の縣會議長の氏名を順次に掲ぐれば左の如くである。

- 一、石坂昌孝
- 二、小西正蔭
- 三、今福元穎
- 四、谷合彌吉
- 五、福井直吉
- 六、島田三郎
- 七、福井直吉
- 八、島田三郎
- 九、中溝昌弘
- 一〇、福井直吉
- 一一、長谷川彦八
- 一二、水島保太郎
- 一三、鈴木保太郎
- 一四、森 鑠三郎
- 一五、鈴木保太郎
- 一六、栗原宣太郎
- 一七、石井仁左衛門
- 一八、近藤市太郎
- 一九、齋藤不二三
- 二〇、池上幸操
- 二一、石井仁左衛門
- 二二、飯田助夫
- 二三、石川重郎
- 二四、河野治平
- 二五、飯田助夫
- 二六、石川重郎
- 二七、井上保次郎

以上述べ來つたやうな歴史によつて出來上つたのが我が神奈川縣の自治制度である。今現行の府縣制によつて我等の自治團體が如何に運用せらるべきかを簡単に述べよう。

現在行はれてゐる府縣制は明治二十三年の發布であつて、同三十二年に改正せられ、其の後幾度か其の一部の改正が行はれた。現行の府縣制が施行せられるのは三府四十三縣で、これが我が國最大の自治團體

であり、又最大の行政區劃である。

縣は自己の議決機關を有することは市町村と異なる所はないが、其の權限は市町村の様に一切の事件を議決するのではなく、或る一定の範圍内で議決權を有するに過ぎない。而して其の執行機關の如きも市町村の如く自分で選任するのではなく、國家の官吏である知事が執行機關として一切の責任を負擔し、縣を統轄し、縣を代表するのである。又知事の補助機關としての部長・課長・其の他の官吏は皆任命によりて就職し、知事の指揮監督の下に事務を分掌するものであるが、此の外に縣費支辨に屬する縣吏員もある。

何故此の如き組織を取つて居るかと云ふに、縣治は自治團體の仕事よりも寧ろ國の行政事務の方が多からである。此の點は縣が市町村等と性質を異にする所である。縣の區域變更や廢置分合は必ず法律で之を定めるのである。然し縣の境界に亘れる郡市町村の境界に變更の

あつた時、所屬未定地が市町村の區域に編入せられた時等には法律の發布を俟たずに當然區域を變更することになる。

我等のやうに神奈川縣の區域内に住所を持つて居る者は神奈川縣の住民である。換言せば縣の區域は市と郡内の町村とを含むのであるから、市や町村の住民は同時に縣の住民となるのである。

縣の行政機關は縣會と縣參事會と知事の三種である。縣會や縣參事會は特別な議決機關で、其の議決に對しては國家は唯法規の範圍内で監督を行ふに過ぎない。之に反し知事は國家の機關を兼ねて縣の行政を行ふものである。

縣會は縣住民の代議機關であつて、縣民の意思を代表する主要機關である。其の選舉は大正十五年の改正で、男性平等の普通選舉の制度により單記無記名の方法によることとなつた。而して選舉權を持つて居る者は市町村の公民であるから、特別な選舉人名簿を作らず、市町村の

縣行政の機關

縣會

選舉人名簿によつて選舉を行ふのである。前にも述べた通り其の選舉區は郡と市の區域により、議員の定数は人口に比例して定められ、各選舉區の議員の數は條例を以て規定し、議員の任期は四年である。

縣會の議決すべきものは縣の條例及び規則・豫算・決算・縣稅其他の公課、財産の處分、財産及び營造物の管理に關する規定等であつて、縣民の利害に痛切なる重要事項を網羅する。縣會に於て選舉する所の機關は議長と副議長及び縣參事會員等である。

縣會は知事が招集し、又之を開閉するのであつて、毎年一回は必ず招集せねばならぬ。之を通常會と名付け、其の會期は三十日である。この外に臨時開會の必要がある時には知事は何時でも之を招集し、其の會期は七日以内である。

縣參事會は副議決機關たると共に監查機關であつて、又法令によつて特別の權限を委任せらるゝものが少くない。知事を議長とし、議長の

縣參事會

外に縣會で隔年に其の議員中から選舉する參事會員十人とで組織するのである。又知事は之を招集し、開閉する。その権限は縣會の権限に屬する事件であつて、其の委任を受けたるものを議決すること、其の他府縣制の規定に従つて議決をなす權、決定の權、意見陳述の權と監査權の四であつて、其の他尙特別の委任に基づいて國の機關としてその権限を持つて居るのである。

知事は官廳であると同時に又自治團體の執行機關であるから、内部に於ては官吏・吏員を指揮監督して事務處理の順序方法を定め、外部に對しては、縣を代表して縣に屬する一切の事件を執行する權力を持つて居る外、重要な事務を擔當する。而して其の重なるものは發案權・監督權・專決權等である。そこで知事は單獨制の機關であるから、縣の事務を行ふには全く自分一人の意見、自分一人の責任を以てするのである。然し自分一人の意見で事務を處理するといふのは、一人で其の事務

知事

に従事するといふ意味ではないので、其の事務を補助する者が如何に多くあつても差支ない。事實に於ては部長以下澤山の補助者が居る。唯これ等の補助者は自らが縣の機關を組織するものではなくて、縣の機關たる知事の事務を補助するものに外ならない。即ち知事を補助するものは縣の官吏・吏員等で、知事が縣を代表する爲の準備行爲、其の他知事が縣の事務を處理する補助を爲し、而して其の準備行爲・補助行爲の是非得失に就いては知事に對して責任を負擔するのみであつて、外部に對しては知事一人が責任を負擔する。

縣の監督官廳

縣は市や町村に比べると、其の區域が廣大であつて、國家と其の利害の關係が密接であるから、國の監督權の範圍も亦一層廣く且強い。普通一般の監督官廳は内務大臣であるが、特定の事柄に就いては、各省大臣や行政裁判所も亦監督官廳である。

之を要するに自治行政は憲法政治を行ふ基礎である。立憲政治は國

自治行政の價值

家全体の事であり、自治行政は一地方のみの事であるから、前者から見ると後者は小規模である。凡そ物には順序があり、近きより遠きに及ぶは自然の理であるから、最初から國家全体の事に關與するは容易の事ではない。既に其の範圍が一地方に限られてゐるだけそれだけ、當事者に適任者を得ることも容易であり、又其の選舉されたる者も容易に其の職分を盡くすことが出来る。随つてこゝに健全なる自治行政が築かれる。此の確乎たる基礎が出来て、始めて其の上に立憲政治の美果を結ぶことになる。これ自治行政の重要視せられる所以である。



九 産 業

農 業

自治團體の大部分は農業

年額六千七百萬圓

農業は我が縣産業上最も重要な地位を占めてゐるもので、縣下百數十の自治團體中横濱・横須賀及び川崎の三市、其の二三の市街地團體を除けば殆ど全部農業によつて、若しくは農業を根幹として立つて居るのである。そして縣下の農業戸數は近年著しき増減なきに反し、縣總戸數は夥しき増加の趨勢を示してゐるから、其の戸數は縣總戸數に對して、二割

種 別	生産價額
農 産	四〇、九二四、〇〇〇
蠶 絲 産	一七、四八三、〇〇〇
畜 産	八、七〇二、〇〇〇
計	六七、一〇九、〇〇〇

七分強に止つて居るけれども、其の生産高は一ヶ年尙六千七百萬圓以

九 産

業

上に達して、實に縣經濟の重鎮である。

だから我が縣の農業は農村それ自身の爲のみならず、將來縣人口の必然的增加に對する方策としても、又大にしては我が國民經濟の充實といふ見地からしても、益々これが振興を圖らねばならぬ。然らば我が縣の農業は果して如何なる内容を持ち、如何なる状態にあるであらうか。以下項を別つて少しく之を記述することとする。

耕地面積

田 二萬二千百十一
ヘクタール

畑 四萬七千七百十
五ヘクタール

一 農地 農業生産の母たる我が縣の農地は、田は相模川・酒匂川及び多摩川の流域地を主なるものとし、鶴見川・花水川・柏尾川等の流域地之に次ぎ、その他各町村に分布せるもの計二萬二千百十一ヘクタール、畑は高座郡の大部分、鎌倉郡の西部及び都筑郡の西南部に亘つて居る所謂相模原耕地、並びに中郡西北部なる秦野盆地を主なるものとし、その他各町村に散在するもの計四萬七千七百十五ヘクタールで、合計六萬九千八百二十六ヘクタール、即ち縣の總面積二十三萬四千八百ヘ

クタールに對し約二割九分七厘に當つて居る。之を我が國土總面積に對する總耕地反別の割合一割五分八厘に比すれば著しく高率になつて居る。けれども地味は一般に良好とは稱し難い。只酒匂・相模及び多摩の三大河川の流域及び縣の西半部、並びに三浦半島のみは概して豊沃である。

自作・小作

又農地管理の狀況は、自作地五割三分弱、小作地四割七分強で別に特

○ 田畑別自作地・小作地反別表

區分	自作地反別		小作地反別		上欄合計反別ニ對スル	
	計	割合%	計	割合%	自作地反別/割合%	小作地反別/割合%
田	九、九九三	一〇〇	一一、一一八	四五	四五	五五
畑	二六、六七五	二一、〇四一	二一、〇四一	五六	五六	四四
計	三六、六六八	三三、一五九	三三、一五九	五三	五三	四七

異な點を見ないけれども、農家一戸當平均耕作反別は田畑合計僅かに九十二アールであつて、我が國

全體の農家一戸當平均耕作反別田畑合計百九アールに比し餘程少いのである。

これは農地が道路・鐵道・工場・學校等の敷地其の他住宅地等に利用變更される爲、近々十數年間に四千數百ヘクタールの減少を來したと等によるもので、止むを得ないといふものゝ、農産増殖といふ見地からは考慮を要することである。

而も又一方農地利用の状況を觀るに、畑は殆ど二作以上を作付せざる所なきに反し、田は年二作を作付する所は僅かに其の一割八分強に過ぎないのは甚だ遺憾なことである。勿論これは用排水路の關係其の他種々の事情もあるであらうが、耕地面積は追々減少し農業經營組織改善の必要に迫られて居る今日、是非一段の工夫を要すること、思はれる。

次に我が縣の耕地整理に就いては、明治三十五年から縣農會に於て其の指導獎勵に當り、次いで同四十一年縣事業として執行することに改つて以來、耕地整理工事の完了せるもの百八十地區七千二百八十四

ヘクタールに上つたのである。然るに偶々關東大震災によつて、水路堤塘の崩壞埋没、其の他田畑の被害面積一萬一千五百ヘクタールに達したので、縣に於ては急遽これが復舊工事に着手し、最近殆ど全部其の工事を完了すると共に、政府に於ける用排水幹線改良事業と相呼應して、高座郡小出川・目久尻川・中郡玉川・足柄上郡酒匂川等の關係面積約五千六百五十ヘクタールに亘る用排水幹線改良事業を完成した。今後も益々此の事業を普及して耕地の能率を増進せしむる方針である。由來我が縣の農地は區劃狹小、形狀頗る不整で、且道路・水路・畦畔等は迂曲錯綜し、又交通運搬の便も備らず、殊に田地は灌溉排水の設備が不完全で、或は旱魃或は洪水等の爲、農業者が千仞の功を一簣に虧くが如きことも決して尠くないのであるから、お互戮力して是非耕地整理を斷行せねばならぬ。

二 農家 我が縣の農家戸數は、七萬八千三百餘戸で、近年餘り著しい

増減はない。其の中専業農家は六割八分弱、兼業農家は三割二分強、又養蠶戸数は三割九分、養禽戸数は七割五分に上つて居る。更に之を自作・小作・自作兼小作の各農家に別けた戸數、並びに其の割合を掲ぐれば下の通りである。

區 分	戸 數	同上割合
自作農家	二三一五六	二九%
小作農家	一七、八五一	二三
自作兼小作農家	三七、三五一	四八
計	七八、三五八	一〇〇

耕作反別

農家の耕作反別は、一ヘクタール未満の者が最も多く六割四分を占め、一ヘクタール以上二ヘクタール未満の者が二割六分である。即ち農家の九割は何れも二ヘクタール未満の耕作者であつて、如何に其の規模が小さいかを窺ひ知ることが出来る。

農家の農地所有分配は、一ヘクタール未満の者六割八分、三ヘクタール未満の者八割三分餘に當り、所謂土地兼併の現象は比較的少いけれども、尙農家の過半数は純小作又は自作兼小作農なるに徴し、數年以來縣當局に於て自作農創設維持事業を施行して居るのは、洵に故あることといはねばならぬ。

農地所有分配

三 農業經濟一般

春種を下して夏育て、秋收めて冬藏す。これは今も

昔も變りのない穀作農業の一般過程である。けれども時代の變遷は、農業をして何時までもかくの如き單純な穀作に安んずることを許さない様になつた。其の結果一方に於ては蔬菜・果樹・園藝等の勃興となり、他方に於ては養蠶・養畜の普及となり、又は副業の發達となつて、今や我が縣の農業は頗る多岐に亘るものとなつた。随つて農業經濟は、斯業の基本なる農地のことは暫く差措いても、農業勞力・肥料・金融其の他生産物の販賣等の關係如何により至大の影響を蒙むるの止むを得ないこととなつた。今我が縣に於ける右諸事項に就き概観することとする。

勞力

勞力は農業生産の第一要素である。殊に我が縣の如き經營の規模小

にして、而も複雑多岐を極むる農業に於ては、特に其の然るを見るのである。然るに時代の推移に伴ひ、縣下農村に於ける農業勞力は、近年一般に不足を告げ、随つて著しく勞銀の騰貴を來し、延いて生産費の

増嵩に悩む者が多くなるに至つた。然し之に對しては縣當局の奨勵に基つき、或は經營の方法を改良し、或は農家協同の力により、或は各種優良農具の利用等を以て、此の困難を突破しようとするを努めてゐる。

次に肥料は古來「肥料なければ農業なし」といはれて居る位で、殊に我が國の如き永い歴史を持つて居る農業に對しては、誠に必要缺くべからざる資本である。随つて毎年我が縣内に施用せらるゝ額は、所謂金肥(販賣肥料)のみでも約七百萬圓にも上つて居る。かくの如く莫大な金額に上る肥料は農業經營上最も重大なる關係を有するものであるから、縣當局は不正肥料の取締に就いては十分なる施設をなして居るのであるが、更に農家に於ても實際之を購入施用するに當つては、各自一層の研究と注意とを要するは云ふ迄もない。此の點に就き近年各級農會・産業組合、其の他任意の組合等に於て肥料の共同購入が實行せらるゝに至つたのは、農家の爲極めて喜ぶべき現象であつて、將來益々普及

肥料

肥料代七百萬圓

及發達せしむる必要がある。

更に農業の金融に就いては、日本勸業銀行・縣農工銀行並びに地方銀行其の他農村産業組合(信用組合)等より夫々融通を受けつゝあるのは勿論であるけれども、農業收益の現況に鑑み、特に中小農家に對する金融の道を開く爲に、農村信用組合の普及と、其の適切なる運用とを圖ることが刻下第一の急務である。

金融

販賣

農産物の販賣に就いては、今尙個人的に處理することを普通とする爲、販賣物の商品的價値を増すことが不可能となり、結局不利な取引に甘んぜざるべからざる羽目に陥つて居る。これ一には農産物販賣に關する適當な機關を缺いて居ることにもよるべく、又一には農家の自覺の足らざるにもよることであらう。尤も近年蔬菜・果實及び繭等の販賣に就いては共同出荷販賣の氣運が大いに醸成せられつゝあるから、之を擴大して普通農産物にも及し、各地に農業倉庫等を設立し、且進ん

では之に金融の道をも開くやう計畫すべきである。

四 農業生産

(一)普通農業の生産 茲にいふ普通農業とは、便宜上養蠶業・畜産業を除いた他の一切の農産業を總括指稱するものである。

米 我が縣の普通農業生産物は、米・麥を始めとし、煙草・落花生其の他蔬菜・果實類等其の種類は極めて多いのであるが、其の首位を占むるものは勿論米である。

水稻は各地とも永年に亘る栽培の経験により夫々相當の發達を遂げ、嘗ては徳川幕府の御用米として名聲を博した稻毛米、並びに小田原附近の名産として謳はれた薩摩米等があつた位で、今日に於ても多摩川・酒匂川沿岸地方には特に良米の産出が少くない。明治維新後は農學の發達につれて漸次肥料の改良、耕地の整理、栽培技術の進歩を來し、特に大正以後は植物遺傳學の應用によつて育成せられた新優良品種の

米

水稻

幕府の御用米
稻毛米
薩摩米

陸稻

米の産額八萬一千二百キロリツトル
縣民食糧の三分の一

麥
麥産額九萬キロリツトル

普及があり、尙大正九年以來穀物検査制度が實施せらるゝに至つた結果、産米の改良せられたことは誠に著しいものがある。

陸稻は明治の末葉迄は多く作られなかつたが、大正年代に入り生活の向上や穀價の騰貴等に刺戟せられて、逐年栽培反別が増加し且栽培の方法並びに品種の改良等の結果、近年頃に面目を改めるやうになつたのである。

但し水陸稻とも縣下農地面積の關係上、其の年産額は合計八萬一千二百キロリツトル内外である。随つて縣民食糧の約三分の一を充たすに過ぎないのは遺憾の至で、將來益々改良増殖に努力しなければならぬことである。

麥 普通農産物中、米に次ぐものは麥で、一年の産額は約九萬キロリツトルである。大麥が其の大部分を占め、小麥之に次ぎ、裸麥は極めて少額である。元來我が縣は氣候風土に恵まれて、昔から極めて良質の麥を産出したもので、縣産の麥酒醸造用大麥（ゴール

誇るべき麥酒用大麥

野田醬油醸造用相州小麥

煙草

九産

業

一五八

デンメロン種)の如きは大いに市場の歓迎を受けてゐるのみならず、近年種子用として他府縣に頒布せらるゝに至つたのである。殊に高座郡・中郡・愛甲郡等の小麥は所謂相州小麥といつて、野田醬油醸造上缺くべからざるものとせられ、亦製粉用としても頗る名譽を博して居る。随つてこれ等の商品的價値を増進せしめる爲、縣當局は米と同じく麥にも穀物検査制度を實施し、且栽培法の改良、品種の統一、優良品種普及等に努めてゐる。

煙草

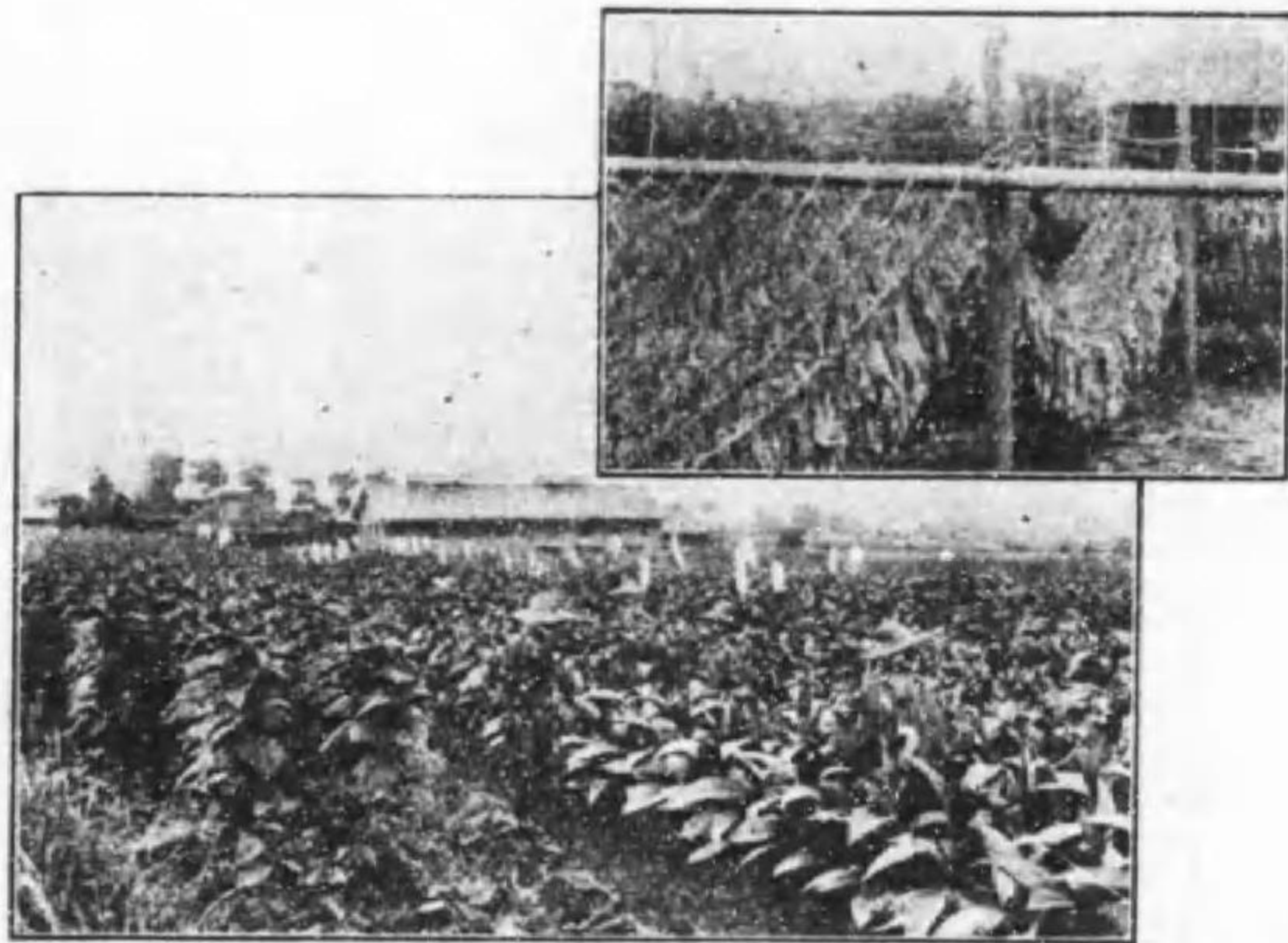
今から凡そ三百年前、富士寶永山爆發の災害によつて秦野地方一帯は今迄の美田良圃が一朝にして礫确不毛の燒砂原と化し、作物の一大變革を餘儀なくせられて、農民が塗炭の苦しみに陥つた時、ふと煙草の栽培に着眼した者があつたのに源を發して、爾後苦心慘愴の結果、遂に今日の盛況を致し、本縣特用作物の首位を占むるに至つたのである。栽培地は中・足柄上・足柄下・愛甲及び高座の五郡に跨り、特に中郡秦野町附近數ヶ村、並びに足柄上郡の一部は所謂秦野葉の本場として早くから良品を産出してゐる。これ同地方に於ける農家の經濟は一に煙草によるので、其の豊凶は直に其の生活を左右するのみならず、延

いて地方一般經濟の盛衰に影響することが甚だしいからである。

寫眞は秦野試験場の農場である。白い寒冷紗の袋が被せてあるのは採種に選定せられた母本、向つて右の割合に細長い葉は外國種で、葉卷の原料となる。其の左の大きいのは秦野種であつて、かき葉を始める迄には普通六七尺の丈となる。右肩の小さい寫眞は同試験場に於ける聯干乾燥(特乾)の風景である。

秦野煙草は我が縣の誇

特徴ある三浦の煙草



秦野煙草

随つて同地方の本邦煙草栽培技術は特に優秀にして、毎年他府縣から視察に来る者も頗る多く、亦同地方から煙草耕作教師として各地に招聘せらるゝものも決して少くない。加之毎年御料煙草の耕作を命ぜられるなど、秦野煙草は我が縣の大なる誇でなければならぬ。

其の栽培反別は、最近一千數百ヘクタールに上り、生産額は三千キログラム餘、價額は約三百十萬圓である。此の外尙、三浦郡の一部には「ザモンド」葉と稱する煙草を産する。その起源は不明であるが、一種の特

九産

業

一五九

徴を有し、相當の産額を示して居る。尙煙草耕作に就いては、東京地方專賣局秦野出張所及び專賣局秦野試験場に於て指導監督せらるゝ外、當業者團體として三十有餘の耕作組合、並びに其の聯合會が二つあつて夫々改良發達に努めつゝあるのである。

落花生

落花生 本縣特用作物中煙草に次いで重要なものである。明治の初年中郡國府村に、一外國商人から種子を得て試作した者があつたことに源を發し、爾來漸く其の作付反別を増加し、殊に煙草專賣法の實施せられた時、從來の煙草作を廢して落花生栽培に急變する者多く、隨つて産額も激増した。更に近年煙草作跡地に良品の産することが發見されてから、煙草耕作地方にも盛となり、最近に至つては栽培反別一千數百ヘクタール、産額二十數萬キログラムに上つて居る。産地は足柄上・足柄下・三浦・鎌倉・高座等の諸郡に亘るが、主産地は中郡である。其の生産と移出の検査及び栽培の指導獎勵は從來同業組合で行つてゐたが、昭和三年から縣に於て直接検査を施行することになつたのを一轉機として大いに面目を改めた。

落花生二十數萬キログラム
中郡の落花生

菜種

菜種 春の野に應はしい黄十字の花を飾る菜種は、主として煙草の後作として栽培

中郡の菜種

せられる爲、自然中郡を主要産地とし、足柄上郡及びその附近が之に次ぐ。其の用途の關係上歐洲大戦中には其の産額が著しく増加した。最近は稍減少の傾向があるが、而も尙我が縣重要作物の一たるを失はない。菜種も從來は産地に於ける菜種同業組合で生産移出の検査を施行し來つたのであるが、昭和三年から改めて縣に於て検査することとなり、其の商品的價値を増進したと驚くべきものがある。

蔬菜類

蔬菜類 大日本の玄關横濱を圍繞する久良岐・橘樹兩郡の沿海地方

久良岐・橘樹は本邦最古の西洋野菜産地

は、本邦最古の西洋野菜産地として夙に其の生産品の優秀なると栽培技術の熟達せるとを賞讃せられてゐたが、明治三十五年頃から一方に於ては縣當局の獎勵があり、他方に於ては急激なる都市の膨脹に促されて、我が縣産出の各種蔬菜は頓に面目を改むるに至つた。殊に近年運輸交通機關の發達と一般科學の進歩とは、益々産地を擴大し、硝子室栽培の發達極めて著しく、今や縣を舉げて蔬菜園藝化せんとする勢を呈してゐる。

平塚附近の甘藷

甘藷は主として高座郡・中郡等に栽培せられ、殊に平塚町附近に於ては其の二期作を爲

橘樹・三浦の馬鈴薯
高座の里芋
三浦の大根
中の胡瓜
三浦の葱は日本一

すので有名である。生産物は京濱市場は勿論、廣く東北・關西地方に迄移出せられる盛況である。馬鈴薯は橘樹郡・三浦郡等を主産地とし、京濱市場に供給せられる外、種子用として各地に移出せられる。里芋は高座郡を主産地とし、品質良好なので有名である。蘿蔔は三浦郡・中部を主産地とし、特に三浦産高圓坊大根は品質優秀なる爲、京濱市場に於て歓迎せられてゐる。胡瓜は中・高座・三浦・足柄上・都筑等の諸郡に産し、半促成の半白胡瓜として京濱市場に移出され、殊に中郡のものが最も名聲がある。葱は中・三浦を主とし殊に三浦郡の葱は、其の品質、日本一の稱がある。其の他川崎・橘樹郡の苺・蓮根・枝豆・葱頭・筍、都筑郡の苺・筍、三浦郡の牛蒡・茄・蓮根、高座郡の南瓜、中郡の茄、足柄下郡の葱頭、及び横濱・久良岐の西洋蔬菜等著名である。

果實類
果樹園藝は本縣が先進

果實類 我が縣に於ける果樹園藝は、蔬菜園藝に比し一層古い歴史を有し、他府縣に對しても、寧ろ先進地として種々の貢献をなし來つたものである。即ち、今日日本梨生産額の七割以上を占める長十郎種の如きは、實に川崎市大師(元橘樹郡大師河原)で發見せられたものであり、桃傳十郎種の如きも亦川崎市大島(元橘樹郡田島村大島)で發

稲田果物業組合は本邦の元祖

見せられたものである。又橘樹郡稲田村果物業組合の如きは、本邦に於ける果實共同出荷團體の元祖とも稱すべきもので、實に同業組合法發布以前に設立せられたものである。かくの如く當業者の永き栽培經驗と縣當局の奨励と相俟つて、今日三千ヘクタール餘の果樹園を有する盛況を呈するに至つたのである。

本縣柑橘は米國迄

柑橘は足柄上・足柄下・中及び三浦の諸郡を其の産地とし、内地・他府縣は勿論、近年北米合衆國・英領加奈陀其の他浦塩斯徳等へ迄も販路を擴張するに至つた。桃は川崎市・橘樹郡・高座郡を主産地とし、品質良好なる爲京濱市場に歓迎せられる。梨は川崎市及び橘樹・足柄上・足柄下の諸郡等に産し、何れも京濱市場に出荷せられる。柿は都筑郡の特産として早生甘柿禪寺丸があり、枝柿として京濱市場に歓迎せられる。其の他足柄下郡小田原附近の梅、鎌倉郡の葡萄、橘樹郡の栗、川崎市の無花果等何れも有名である。

花卉類
久良岐の花弁

花卉類 我が縣に於ける花卉園藝は其の勃興後日猶淺いのであるけれども、當業者の熱心により近年長足の進歩をなし、久良岐郡が最も

養蠶戸數七万全農家の四割



農事試験場の芍薬

盛である。殊に縣農事試験場栽培の芍薬は極めて卓越して東洋一の榮冠を戴いてゐる。

(二) 蠶業の生産 最近我が縣農家戸數の三割九分即ち約三萬戸によつて營まれて居る養蠶業も横濱開港迄は誠に微々たるものであつたが、同港開港と共に俄然勃興の氣運に向ひ、明治二十年縣當局が蠶種の検査を創めて蠶病の蔓延を防ぎ、又同三十九年技術員を設置して育蠶・製絲の改良を講ぜしめ、或は補助金を交付して桑園の改良増殖に努め、或は養蠶組合の設置を奨励した爲、(現今六百組合以上あり)農家の自覺奮勵と相俟つて近年特に長足の進歩を來したのである。而して縣下養蠶家の分布は高座郡が最も多く、縣總生産額の三分の一を占め、愛

養蠶は高座が第一

甲・津久井兩郡之に次ぎ、其の他各郡市とも殆ど養蠶家を見ざることになき盛況を呈するに至つた。

反當繭七十五キログラムを目標

桑園 養蠶の資源たる桑園は一萬三千三百ヘクタールある。縣當局は反當收繭量七十五キログラムを目標として、蠶桑指導員の設置、桑園の改良、奨励金の交付等鋭意改良に努め、又大正九年桑園の基本調査を行ひ、改良の方針を定めて以來は頓に面目を一新するに至つた。

本縣春蠶の品質は日本一

春蠶 掃立枚數は十五萬一千九百餘枚、其の收繭高は三百五十六萬キログラムで、殆ど全部縣奨励品種たる青熟諸桂に統一せられ、品質が全國に冠たるに至つた事は本縣の誇とすべきである。

夏秋蠶 掃立枚數十八萬三千六百餘枚、其の收繭高二百八十九萬キログラムで、最近蠶種製造法が著しく進歩したのと、春蠶に比較して生産費低廉、且勞力分配上の便宜の爲、年々飼育量を増し、其の掃立品種も殆ど縣奨励品種たる相模系蠶種に統一せらるゝに至つたことは喜ぶべきことである。然し秋蠶の解舒の悪しきは全國の通弊であるが、本縣當業者は今これが改良に腐心してゐる。

蠶種 我が縣蠶種製地は主として相模川中流以北及び相模灣沿岸地方で、其の製造

額は原蠶種十六萬九千餘蛾、普通蠶種一千二百四十五萬二千餘蛾に達してゐる。元來本縣の蠶種製造業は横濱開港當時蠶種の輸出の盛であつた時代には相當繁榮したが、其の後輸出杜絶と共に全く衰微した。けれども、當業者の發奮と縣當局の施設と相俟つて着々功を奏し、其の後養蠶組合の發達に伴ふ掃立品種の統一と蠶種共同購入の普及とは大いに製造業者を刺戟して、頓に其の製造高を増加せしめ、病毒の少きことも他府縣に勝り、今や獨り縣内の需要を充たすのみならず、東京・埼玉・群馬其の他諸府縣に移出するに至つたのである。

製絲 我が縣の北部地方に於ては、今尙養蠶家個々の座繰製絲をなす者五千數百戸に及び、其の生絲製造額十萬キログラムに達するけれども、品質は一般に粗悪で販賣上不利な爲、年々減少して漸次蠶業組合又は營業者の機械製絲に移りつゝある状態である。そして其の組合製糸高は五萬三千六百キログラムに上り、品質も優良で輸出向として販賣せられて居る。

(三) 畜産業の生産 我が國に於ては從來農業組織・宗教關係其の他の事情によつて、歐米諸國の如く畜産業の發達する餘地が殆ど無かつた。我が縣とても固より其の大勢に制せられて居つたが、横濱開港外人渡來

の後は漸次發達し、縣の指導獎勵と當業者の自覺とにより、近年少からざる進境を呈するに至つた。

牛 目下縣内にある乳牛の種類は殆ど「ホルスタイン」種系に屬し、「エアリーシャー」「ゼルシー」等は極めて少い。而してこれ等の乳牛は多く市街地及び其の附近の營業者によつて飼養せられて居つたが、近時は中・足柄上・愛甲・高座を主とし、其の他の諸郡でも盛に飼育するに至つた。其の生産せられる牛乳は約二千二百キログラムに上り、大部分は製菓の原料として用ひられる。又肉牛は所謂肉用牛種を飼養するのでなく、殆ど乳役牛を肥育して之に充つるもので、年産額約四十七萬圓に上つて居る。就中、津久井郡産牛肉は乳用系の幼牡牛を速成肥育するもので、其の産額は多くはないが肥育の巧妙な點に於て大に其の特色を發揮して居る。役牛は主に朝鮮牛であつて、強健従順な上に市價低廉な爲、各郡に普及するに至つた。

馬 飼育經濟及び貨物自動車の普及等の關係から近年漸次減少して、農村では役牛に代へらるゝ傾がある。

豚

豚 目下我が縣畜産業中重要な家畜であつて、殆ど「ヨークシャー」

種に統一せられ、其の生産額は一年凡そ百八十萬圓である。然し農家に
して豚肉加工をなす者は殆どなく、總べて生體のまゝ、需要者に供給せ
られる現状である。所が我が縣には年産額二百萬圓を超過する豚肉加
工品たる「鎌倉ハム」がある。其の原料豚は縣下の生産豚のみでは到
底之を充たすに足りないから、遠く九州諸縣・島根縣・長野縣等から移
入するので、年々少からざる數に上つてゐる。此の「鎌倉ハム」は管に
縣の特産品であるばかりでなく、實に日本ハムの代表であつて、内地各
府縣は云ふに及ばず、臺灣・朝鮮・樺太より遠く支那・南洋方面に迄輸出
せられ、品質・風味の優良なるを以て名聲噴々たるものがある。

家禽

他の畜種と異なり、昔から農家に飼養せられたものであることは勿論である

鶏・鶯
七面鳥
卵百四十三萬圓

が、採算的に飼養するに至つたのは近年の事に屬する。現今成鶏四十一萬一千羽、成鶯七
千羽、七面鳥三百羽等で農家の約七割に普及して居る。卵の生産額は年約三千八百九十八
萬圓、價額約百四十三萬圓である。

其の他、綿羊・山羊・兎等も多少飼養せられては居るが、綿羊は繁殖力弱く、又農家に經
験が乏しい爲其だ振るはず。又山羊・兎は未だ愛畜用の域を脱しない状況である。

餘力の活用

(四) 副業の生産

近年農村疲弊の聲益々喧しいものがあるに際して、農

家が各自の餘剩勞力を十分活用して収入の増加を圖することは急務中の
急務でなければならぬ。農家の副業としては、農産に關するもの、畜
産に關するもの、林産・水産に關するもの、又工産的のもの、家庭工藝的
のもの等色々考へられるのであるが、其の地方々々に於て今少しく研
究を重ね、方法を講ずるならば、從來の副業を一層有利なものとし、或
は更に適當なる新副業を發見することは必ずしも不可能のことではあ
るまい。之に就いては
目下縣當局に於ても種
々調査研究を遂げ、畫
策奨励しつつあるから、
相呼應して努力精進す

副業の有利化と新
副業の發見

區 分	生 産 額	備 考
農 産 副 業	四〇四、五〇〇	農産製造・薯稈加工・屑糶 加工・種苗養成等
畜 産 副 業	四〇九、〇〇〇	酪農・小家畜等
林 産 副 業	六六八、〇〇〇	山葵・椎茸栽培等
水 産 副 業	三一六、〇〇〇	水産製造・淡水養魚等
工 産 副 業	二、一八二、〇〇〇	家庭製作品・木竹加工・土 產品製作・和紙製造等
計	三、九七九、五〇〇	

ることは、農村生活に光明を齎す所以であり、又農業者の大なる責任でもあらう。今本縣農家副業生産の状況を表示すれば下の通りである。

五 農業團體

(一) 農會 明治三十二年農會法及び農會令によつて呱呱の聲を擧げた農會こそ、實に我が國農民の唯一の系統的機關であつた。爾來農會は農民の自覺を促し、農事の改良發達に貢献する所極めて大なるものがあつたが、時代の進運に伴なつて益々其の機能を發揮すべく、大正十一年四月改正せられたる法制により活動を續けてゐるのが今日の農會である。我が縣には目下縣農會一、郡農會十、市町村農會百五十三が設置せられ、農業の改良發達を圖る爲各般の事業を遂行すると共に、官民の連鎖となりて官廳の獎勵を農業者に普及徹底するに努め、又農業者の意見を代表して之を官廳に致し、或は之を社會に發表する等、専ら農業者の利益を代表してゐる。

(二) 農村産業組合 農村の經濟團體として最も重要なものは産業組合でなければならぬ。本縣に於ては明治三十三年産業組合法が公布せられると同時に、各郡に同組合期成委員なるものを選任して設立を勧誘した結果、翌年四月足柄下郡吉濱村に無限責任穀治屋

本縣に於ける産業組合の嚆矢

信用組合が設立せられたのを嚆矢とし、爾後續々其の設立を見、最近二百十數組合の多きに達したのである。而して組合の分布は足柄下郡最も多く中・高座・足柄上郡等之に次ぐ。又組合の種類は信用組合が最も多く、購買組合も少くない。随つて事業も信用事業が最も發達して居る。然し我が縣の産業組合中には、内容の充實を缺くものが少くないのと、今日猶この種組合の設立を見ない町村が五十を超ゆるが如きは遺憾の極みであつて、農業者の猛省を促さざるを得ない事柄である。尙縣には産業組合中央會神奈川支會、郡には同郡部會の設立があり、又縣には信用組合聯合會があつて互に聯絡活動してゐる。

(三) 農業倉庫 我が縣に於ける農業倉庫は農業倉庫業法の發布せられない以前に縣農會で試み、同法發布後は、大正八年三月鎌倉郡玉繩村有限責任玉繩信用販賣購買組合に設置せられたのを始めとし、逐年増加し、最近に於ては經營主體三十二、其の棟數三十七に上り、夫々相當の成績を収めてゐるのは喜ぶべきことである。

(四) 其の他の團體 以上の外我が縣内の農業團體としては、普通農業に關しては相州蜜柑同業組合・農事改良組合・園藝組合及び同聯合會・煙草耕作組合及び同聯合會等があり、蠶絲業に關しては大日本蠶絲會神奈川支會・養蠶組合及び同聯合會・蠶種同業組合、桑苗同業組合等があり、畜産業に關しては神奈川縣畜産會・畜産組合及び同聯合會・養豚組

合・養鶏組合及び同聯合會等があり、其の他耕地協會神奈川支會並びに各種副業組合等があつて、各關係産業の改良發達に盡瘁してゐる。

六 農業行政其の他農業關係機關

元來農業に關係する事項は頗る廣範圍に亘つて居るので、各方面各事項に對して夫々の機關を必要とするは論を俟たない。是を以て我が縣では縣内務部の主管に屬する農務課を始めとし、農事試験場・蠶業試験場・蠶業取締所・種畜場・穀物検査所及び測候所等の機關があつて、各其の事務を分掌して居る。

(一) 農務課 農務課は農業行政の總元締とも稱すべき所であつて、課内に種々な係を設け、農會其の他農業團體に關することや、自作農の創設・維持・小作調停に關すること、又農産物の改良・増殖・農業用器具機械に關すること、輸出農産物の検査及び證明、病虫害其の他風・水・旱害等に關すること、桑園の改良・増殖、原蠶種の改良・増殖、其の他蠶繭及び生絲に關する業務の改良・取締に關すること、又耕地整

理・農業水利及び開墾助成に關すること、産業組合・農業倉庫に關すること、各種副業に關すること、並びに肥料取締に關すること等を取扱つて居る。

(二) 農事試験場 鎌倉郡玉繩村に在つて、農産の改良増殖・品種育成・病虫害等に關する試験・研究、土壤・肥料・農産物其の他農業上に關係ある物料の分拆・鑑定等を掌り、尙中郡吾妻村に園藝部があつて蔬菜・果樹並びに花卉等に關する各種の試験研究に當つて居る。

(三) 蠶業試験場 高座郡海老名村に在つて、原蠶種の製造及び配付、蠶業に關する各種の試験及び調査、蠶業教育・講習・講話及び實地指導、桑苗の生産・配付等の事務を掌つて居る。

(四) 蠶業取締所 愛甲郡厚木町に本所、中郡吾妻村及び津久井郡中野町に各支所があつて、蠶病の豫防驅除、蠶種製造の免許並びに蠶種に關する検査、蠶種・生繭賣買業者の免許並びに其の取締、桑苗の生産及び同行商の取締、養蠶教師の取締、桑苗検査等の外、尙女子蠶種検査吏員の養成に關する事務をも掌つて居る。

(五) 種畜場 横濱市保土ヶ谷區に在つて、畜産に關する各種の試験及び調査・種畜・種禽・種卵の配付、種畜の種付、畜産に關する分拆・鑑定等の事務を掌つて居る。

(六) 穀物検査所 縣廳構内に在つて、米・麥・落花生及び菜種の検査並びに其の包裝改良に關する事務を掌つて居る。

(七) 測候所 横濱市中區山手町に在つて、所在地並びに縣一般の氣象及び地震の觀測・調査・地方天氣豫報・地方暴風警報等に關する事務を掌つて居る。

林 業



木材の用途は廣い。

森林の主な産物は木材で、種々の用に供せられる。我々の日常生活を顧みても、木材なくしては一日も暮すことが出来ない。先づ我々の住宅は多く木材で造られ、室内には木製の家具類が多い。一步屋外に出ると、川に木橋があり、電信・電話・電燈線の架る電柱がある。レールの下には枕木があるし、汽車・電車にも澤山の木材が用ひられてゐる。海岸に出ると、木船はもとより、汽船・軍艦の内部や甲板等にも木材がある。かの新聞・雑誌の用紙さへ皆木材の木繊維から製造されたもので、其の木繊維は更に各種のセルロイド製品となり、人造絹絲ともなり、洋服のボタン其の他のエボナイトともなる。實に木繊維の需要量は頗る多く、

新聞紙のみで世界の森林が喰盡くされる。

生れてから死ぬまで木材の厄介になる。

四五十年後には世界は木材の大飢饉

新聞紙のみでも世界の森林が喰盡くされると謂はれてゐる。これ等のことを考へると、我々の目に觸れるもの、一として木材に關係しないものはない。又毎日の炊事或は採暖用として、近頃都市では石炭・石油或は瓦斯・電気等の使用が増加してゐるが、多くの地方ではまだ森林産物の薪炭を用ひてゐる。此の薪炭使用量も亦決して少くはない。實に人間が此の娑婆に出て呱呱の聲をあげるや、木の鹽に産湯をつかひ、木の家、木の家具の中に育ち、内にありても外にありても、木の恵みを受けて渡世し、此の世を終ると、遂に木棺に納り、灰となり、土となる。實に人間と木材とは瞬時も離れられない間柄である。だから人口の増加と文化の進歩發達とにつれ、其の用途に多少の相違はあるが、需要は増す一方である。然るにかゝる木材は一朝一夕に出来るものでなく、少くとも數十百年の歳月を要するのである。現在の殖林状態では生産力は需要量よりも甚だ少く、四五十年の後には世界的に木材の大飢饉が到来すると謂はれてゐる。

日本國土の六割は林野

輸入木材一億圓

森林間接の効用

我が島帝國は山地に富み、林野は國土の六割を占め、氣候溫和、土地肥沃、樹木の種類多く、重要森林樹木のみにてても千有餘種に及び、其の生長も旺盛であるから、世界の森林國として自他共に許し、數年前までは木材の輸出國であつた。然るに近年各種産業の勃興した爲、木材の需要は頓に増加して本邦木材の自給自足は破られ、却つて輸入せらるゝに至つた。かの米材其の他の外材輸入量は年々實に二百七八十萬立方メートル、其の價一億圓内外で、内地で使用する木材の二割以上を占めてゐる。其の他多量の製紙用バルブ(木纖維)を輸入し、木炭すら年々二千四五百萬キログラムを輸入してゐる。森林國と稱する本邦林産界も實に多難と謂はねばならぬ。

森林は木材其の他の林産物を産するのみではない。森林其のものが國家社會に種々な効用をなすのである。第一に森林は治水に重大な關

係がある。我々は水がなくては一日も生存することが出来ない。其の水の利用は現代では水力発電・上水道・各種工場等多方面に擴り、其の善悪・多寡・便否は其の地の發展を左右すること頗る大なるものがある。かの一旦の驟雨に忽ち洪水を起し、數日の旱天に河底を露出したりすることは、全く大損害であるが、森林が繁茂する時は、よく之を調節して洪水も起さず、旱魃も見ず、雨水を徐々に流し、水源を涵養して吾人の最も尊ぶ平水量を多くする。丁度禿頭に水をかけるとすぐ流れて乾くが、髮の多い頭の水は容易に乾かないやうなものである。尚傾斜地の森林は土砂の崩壊・流失を防止し、河岸・海岸の森林は洪水や海嘯に際しても、其の水勢をそぎ、濁水を濾過して慘害を免れしめる。されば古來「治水の基は治山にあり。」として、爲政者及び識者は常にこゝに意を用ひた。其の他森林は強風を和げ、飛砂を防ぎ、氣候を溫和にする。又煤煙・塵埃・亞硫酸等の有毒瓦斯を含む汚毒な空氣を濾過して清淨なら

治水の基は治山

しめるから、都會の内外にある森林は保健衛生上極めて大切なものである。更に森林の美觀は都人士の心腸を洗ひ其の氣宇を爽快ならしめる効がある。

我が神奈川縣下の林野は十一萬四千ヘクタールで、本邦内地三府四十三縣の全林野面積一千六百五十九萬五千ヘクタールの百分の一にも達しない。然し尙本縣全面積の約半ばを占め、耕地面積の二倍に近い。

林野面積十一萬四千ヘクタール
本縣全面積の半ばは林野

本縣林野の所有別面積（昭和二年末）

所有別	面積	歩合	立木地	無立木地
御料林野	二、四三〇	三、五%	一、四三〇	一、〇〇〇
國有林野	二	—	二	—
公有林野	三、五三〇	三、九%	三、五三〇	—
社寺有林野	一、二〇〇	一、三%	一、二〇〇	—
私有林野	六、四一〇	七、一%	五、三三七	一、〇七三
計	一三、五七〇	一五、〇%	一三、〇三九	五、三三二
民有林野	六、四一〇	七、一%	五、三三七	一、〇七三
(公有・社寺有・私有ヲ民有林ト謂フ。)	—	—	—	—

唯其の森林は未熟の若木を伐採するのみで、造林手入を行ふものが少いから、幼齡林が大部分で、其の他は概ね荒廢してゐる。随つて其の産額も少く、一年僅に用材三萬立方メートル、百萬圓、薪炭材十一